

客殿に本尊彌陀を安す、

○褒善 ○孝行者利兵衛 明和三年米を與て賞せり、

○忠義者作十郎 天明八年同上

●竹内村 府城の西北に當り行程一里二十一町餘、家數十軒 此中一軒は森十軒臺村に住す、東西二十七間南北五十二間、米澤街道にあり、北は森臺村に續き、南は會津郡高久組中森臺村に續き一村の如し、東西は田圃なり、東五町五十六間高久組東森臺村の界に至る、其村は辰巳に當り八町五十間餘、西は村際にて中森臺村に界ひ堰堀を限とす、此村もと今の地の東北にあり、元和中此に移せりと云、

○褒善 ○孝行者久右衛門 明和四年米を與て賞しき、

●笠目村 府城の西北に當り行程二里餘、家數三十軒、東西一町二十八間南北一町三十九間、四方田圃なり、東四町四十間八日町村の界に至る、其村は辰に當り八町三十間餘、西四十二間上垂川村に界ひ黒川を限とす、其村まで一町十間餘、南五十八間米丸村の界に至る、其村まで五町十間、北四町四十一間笈川村の界に至る、其村まで八町二十間餘、又巳の方四町三十二間森臺村の界に至る、其村まで十一町二十間餘、寅卯の方三十一間田中村の界に至る、其村まで二町餘、戌の方四町十三間下垂川村に界ひ黒川を限とす、其村まで四町五十間餘、村東に

米澤街道あり、古文書笠目を笠面に作るものあり、

○山川 ○黒川 村より戌の方四町十間餘にあり、米丸村の境内より來り、南より西に轉じ、一町四十間餘流れて笈川村の界に入る、

○水利 ○清水堰 米丸村の方より來り、田地の養水となり、田中村の方に注ぐ、

○神社 ○稻荷神社 境内東西二十九間南北二十三間免除地 村の辰の方五町二十間餘にあり、四方に松樹多く茂れり、何の頃の鎮座にか詳ならず、鳥居あり、高瀬新田村榊出羽が司なり、【相殿十六座】 △伊勢宮三座 一座は本村より移し、一座は熊川村より移し、一座は森臺村より移せり

△稻荷神三座 一座は竹内村より移し、二座は森臺村より移せり、△八幡宮二座 一座は森臺村より移し、一座は竹内村より移せり、△諏訪神 熊川村より移せり、△明神三座 共に森臺村より移せり、△雷神 △天王神 △聖神 同上 △權現 竹内村より移せり、

○寺院 ○常照寺 境内東西十四間南北二十間年貢地 村中にあり、開基の初詳ならず、山號を醫王山といふ、元和中火災に罹りしを宥榮と云僧修造せりとぞ、濱崎村遍照寺の末寺眞言宗なり、客殿に本尊地藏を安す、△藥師堂 境内にあり、

○古蹟 ○館迹 村中にあり、今は民居となり、其形なし、赤塚藤内定景と云者住せりと云、系圖を按ずるに定景が遠祖を鏡六郎定友とて、北條泰時に屬し、伊豆國賀茂郡赤塚を領せり、其孫藤次親定と云者會津に來り、葦名盛宗に仕ふ、其遠孫内匠介定則始て此地を領す、定景は其子なりとぞ、天正の頃定景葦名盛隆が勘氣により此村に蟄居せり、同十二年六月三日、盛隆城東羽黒山に登り、舞樂を遊覽せしとき、松本太郎栗村下總と牒し合せ、葦名家を亂さんとて黒川に打入る、定景これを聞郎等引具し、黒川に駈着進戦ひしに、深手負ながら栗村が首切て盛隆の前に持參し、願くば日來の勘氣宥免を蒙らんといふ、盛隆向後の事子細なし是を驗にとて、羽織の袖切て與へしに、定景感涙に及びつゝ己が居館に歸り、酒酌かはし終りしは、盛隆渠が忠心を憐み、其子藤太郎に諱の字を與て信隆と名のらしめしと云、其子孫今當家に仕ふ、

●上垂川村 府城の西北に當り行程二里八町、家數十七軒、東西三十八間南北二町十六間、四方田圃にて、東は黒川に傍ふ、東三十四間笠目村に界ひ黒川を限とす、其村まで一町十間餘、西三町二十六間勝常村の界に至る、其村まで八町三十間餘、南二町二十四間米丸村に界ひ黒

川を限とす、其村は巳に當り六町五十間、北一町五十五間下垂川村の界に至る、其村まで二町餘、又未の方三町四十七間中目村の界に至る、其村まで十四町五十間餘、寛文の頃まで垂川を樽川に作れり、

○山川 ○黒川 米丸村の境内より來り、村東を経て戌亥の方へ四町二十間餘流れ、下垂川村の界に入る、

○關梁 ○橋 村東一町餘黒川に架す、長九間幅六尺、隣村の通路なり、

○寺院 ○徳正院 境内東西十四間南北十三間年貢地 村中にあり、福聚山と號す、開基の初詳ならず、濱崎村遍照寺の末寺眞言宗なり、慶長の頃正眞と云僧中興すと云、本尊地藏客殿に安す、△觀音堂 境内にあり、

○褒善 ○忠義者半之丞 寶曆二年米を與て賞しき、

●下垂川村 小名 扇田 府城の西北に當り行程二里十一町、家數二十五軒、東西二町十間南北一町四十四間、東は黒川に傍ひ、三面は田圃なり、東四十六間笠目村に界ひ黒川を限とす、其村は巳に當り四町五十間餘、西八町四間勝常村の界に至る、其村は申西に當り十一町十間餘南十間上垂川村の界に至る、其村まで二町餘、北四十六間笈川村に界ひ黒川を限とす、其村は丑に當り九町五十間餘、又戌の方六町十七間中臺村の界に至る、其村まで

八町五十間餘、

○小名 ○扇田 本村の西四町二十間餘にあり、家數十軒、東西一町四十八間南北四十八間、四方田圃なり又他村の境内を隔て四區あり、一は本村より未申の方上垂川村の境内を隔て八町餘にあり、上扇田と云、家數九軒、東西三十六間、南北一町三十間、四方田圃なり、地面東西二町五十間、南北五町五十間餘、東は熊川村に隣り、西南は中目村に續き、北は上垂川村に界ふ、一は本村より亥の方中臺村の境内を隔て七町餘にあり、下扇田と云、家數七軒、東西五十四間南北四十二間、四方田圃なり、地面東西三町餘、南北四町三十間餘、四面北田村に界ふ、一は本村より辰巳の方上垂川村米丸村の境内を隔て二十六町五十間餘にあり、東扇田と云、家數三軒、東西四十間南北二十二間、四方田圃なり、地面東西五町四十間餘、南北六町三十間餘東は森臺村に隣り、西は米丸・熊川兩村に連り、南は高久組界澤村に隣り、北は米丸村に續く、一は本村より戌の方中臺村・北田村の境内を隔て八町餘にあり、西扇田と云、家數二軒、東西二十五間南北二十間、西は堂島村に續き、三方田圃なり、地面東西五十間南北一町二十間餘、東は北田村に隣り、南北は堂島村に連る、

享和二年より、漸々に民居を構へ、文化二年より扇田と稱し、本村に屬す、

○山川 ○黒川 村東にあり、上垂川村の境内より來り北に流るゝこと三町二十間餘、粟宮新田村の界に入る、

○關梁 ○橋 村東一町餘黒川に架す、長八間幅五尺、隣村の通路なり、

○神社 ○鬼渡神社 境内東西十間南北十六間免除地 村中にあり、草創の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、村民の持なり、【相殿四座】 △伊勢宮二座 共に本村より移せり、△住吉神 △明神 同上

○寺院 ○禪定寺 境内東西二十二間南北十六間免除地 村中にあり、臨濟宗、山號を聖會山と云、京師東福寺開山聖一國師の弟子月堂が建立と云、始は寮舎巨宏にて七堂伽藍備はり寺内も方四町なりしとかや、今も畠の中に坊院の舊名をのこせるあり、元徳の頃住職の僧郭内興徳寺第三世大圭に隨身してより今に至るまで興徳寺の末山なり、天正己丑の亂に兵燹に罹り、殿堂門廡残らず焼失し、七層の塔のみ残りしが、文祿四年大風のために傾き倒る今に其遺址あり客殿に本尊地藏を安ず、○觀音堂 境内にあり、觀音の木像は行基作と云、秘佛なり、○褒善 ○勘右衛門妻かむ 家極て貧しけれど夫婦とも

に孝心篤く、かむはからずも夫におくれしかば心を盡し舊姑に事るのみならず、稼穡に身を勞し、幼子老親を扶け、年貢かくことなし、女の身にて藏所まで持運びがたければ近所より人を傭ひ、其身は手間に代り、聊も人を煩はさず、もとより寡婦の身なれば、持高の田地も全く耕しかね、手餘さば府のために不益なるべしとて良田ばかりを散田とし、其身は残れる所をあはせて僅に一町一段餘を耕し、田畠の事に人をやとはすと云、斯る行ひ聞えければ、享保十六年米を與て賞しき、○忠義者總兵衛 延享三年同上

●中臺村 府城の西北に當り行程二里十三町、家數十九軒、東西一町三十四間南北一町二十九間、四方田圃なり東五町南二町三十二間、共に下垂川村の界に至る、其村は辰に當り八町五十間餘、西五十二間北一町四十二間、共に北田村の界に至る、其村は戌に當り二町三十間餘、又未の方五町二間勝常村の界に至る、其村まで八町二十間餘、

○褒善 ○市右衛門 常に稼穡に心を盡し、年貢は必人に先ち納め、又農時には水争ひといふ事あるものなるに、田畠に出る道すがら苗代水を引わけて他人の田に注ぎ、且道橋の損せるあれば村長より指圖なくとも修

造し、人我の隔なかりしとかや、かゝる善行聞えければ寶永三年米を與て賞しき、○忠義者吉郎次 寛政六年同上

●米丸村 府城の西北に當り、行程一里二十五町、家數十六軒、東西一町四十四間南北一町三十間餘、四方田圃なり、東二町四十三間森台村の界に至る、其村は辰に當り六町三十間餘、西一町三間熊川村の界に至る、其村は未申に當り三町五十間餘、南六町十九間會津郡高久組界澤村の界に至る、其村まで八町三十間餘、北三町五十四間笠目村の界に至る、其村まで五町十間、又亥の方五十二間上垂川村に界ひ黒川を限とす、其村まで六町五十間、

○山川 ○黒川 村西一町餘にあり、界澤村の境内より來り、屈曲して十一町餘、北に流れ笠目村の界に入る、

○水利 ○清水堰 界澤村の方より來り、田地の養水となり、森台村の境内を経て又此村の境内を過ぎ、笠目村の方に注ぐ、

○神社 ○熊野宮 境内東西七間南北十三間免除地 村西にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、高瀬新田村神出羽が司なり、【相殿四座】 △伊勢宮 本村より移せり、△稻荷神 △赤城神 △小宮神 同上

○寺院 ○大泉寺 境内東西八間南北十二間免除地 村中にあり、淨土宗、

□熊山と號す、此寺熊野宮を鎮守とし、伽藍も廣大なりしが年を逐て頽廢し、天正己丑兵火の後修造する者もなく、唯菴を結て舊址を存するのみなりしを、寛文の頃良性と云僧再興してより、野州大澤圓通寺の末山となる、本尊彌陀客殿に安ず、

○褒善 ○善行者傳五郎 寛政五年賞して米を與へき、

●熊川村 府城の西北に當り行程一里三十一町餘、家數二十六軒、東西四十五間南北二町八間、四方田圃なり、東一町五十六間北三町二十三間餘、共に米丸村の界に至る、其村は寅に當り三町五十間餘、西五町十間中目村の界に至る、其村は申酉に當り七町二十間餘、南一町二十間會津郡高久組高久村の界に至る、其村は未に當り十町十間餘、

○山川 ○黒川 村東一町にあり、高久村の境内より來り、北に流れ西に折れ、九町三十間餘を経て米丸村の界に入る、○清水 村中にあり、湧出る勢甚強く、周九尺計の井輪の外に溢れ出、下流を田地に注ぐ、清冽にて大旱にも涸す、水底まで五六間計あり、天明の末始て此井を掘しが俄に水多く湧出て、四方三四十間の地に溢れしとぞ、

○神社 ○稻荷神社 境内東西三間半南北六間餘地 村北三町三十間餘に

あり、鎮座の始詳ならず、鳥居あり、高瀬新田村榊出羽が司なり、

○寺院 ○萬福寺 境内東西十三間南北十二間餘地 村中にあり、藥玉山と號す、開基の年月詳ならず、濱崎村遍照寺の末寺眞言宗なり、本尊藥師客殿に安ず、

○褒善 ○貞節者ふく 農民善兵衛妻なり、天明元年褒賞して米を與へき、○孝行者吉右衛門 寛政六年同上

○孝行者きく 吉右衛門妻なり、同上

●中目村 府城の西北に當り行程一里十三町、家數二十五軒、東西五十二間南北五十九間、四方田圃なり、東二町十四間熊川村の界に至る、其村まで七町二十間餘、西三町七間佐野村の界に至る、其村は戌に當り四町四十間餘、南一町四十一間會津郡高久組高久村の界に至る、其村は巳午に當り八町五十間餘、北一町二十間五町目村の界に至る、其村まで八町十間餘、又寅の方十一町四間上垂川村の界に至る、其村まで十四町五十間餘、

○水利 ○高久堰 俗に河沼堰 高久村の方より來り、田地の養水とし、五町目村の方に注ぐ、

○神社 ○稻荷神社 境内東西二十四間南北八間餘地 村中にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、佐野村宮川和泉が司なり、【相殿四座】 △明神 地主神なり、△熊野宮

村西を経て北に流るゝこと十二町餘、五町目村の境内に入る、

○神社 ○稻荷神社 境内東西十三間南北二十間餘地 村中にあり、鎮座の年代詳ならず、社地に數圍の大杉樹あり、遠村よりも目たち見ゆるゆゑ、佐野大木と稱す、鳥居・幣殿・拜殿あり、【相殿五座】 △大明神 地主神なり、社家相傳て岳降神とす、△熊野宮 本村より移せり、△三島神 △山王神 △山神 同上 △神職宮川和泉 其名を常行と云、安永中より此社の神職となる、

○寺院 ○長福寺 境内十八間四方年貢地 村中にあり、曹洞宗、山號を多寶山と云、開基の初詳ならず、淨土天台の僧侶かはるがはる住せしが、永祿中關哲といふ洞家の僧武藏國より來り、此寺を中興せり、會津郡南青木組北青木村惠倫寺の末山なり、本尊彌陀客殿に安ず、

○褒善 ○忠義者清四郎 寶曆二年米を褒賞しき、○善行者儀右衛門 寶曆六年同上 ○忠義者善右衛門 天明八年同上 ○貞節者ふく 農民萬次郎妻なり、寛政五年同上 ○忠義者傳右衛門 寛政十二年同上

●五町目村 小名 龜台 府城の西北に當り行程二里五町家數八軒、東西四十八間南北三十八間餘、四方田圃なり東二町二十二間中目村の界に至る、其村は巳に當り八町

本村より移せり、△幸神 △權現 同上

○寺院 ○觀音寺 境内東西八間半南北二十一間年貢地 村中にあり、山號を福聚山と云、開基の初詳ならず、天正九年有譽と云僧再興すと云、勝常村勝常寺の末山眞言宗なり、本尊地藏客殿に安ず、△觀音堂 境内にあり、

○褒善 ○彦兵衛 徳右衛門傳四郎とて二人の弟あり、兄弟三人ともに老母に事へて孝なり、母の齡八十に餘り歩行も心に任せねば、處々に背負ひ行其心を慰めしに、或年柳津虚空藏開帳のとき、彦兵衛老母を馬にのせ自ら口とりて行しとぞ、兄弟睦じく親族に親み、公納を重んじ課役をかゝず、衆にこえたる行跡なれば享保十五年三人を賞して各米を與へり、○忠義者さむ 農民喜太郎母なり、明和四年米を與て賞しき、

●佐野村 府城の西北に當り行程二里三町、家數三十三軒、東西四町五十七間南北四十四間、西は鶴沼川に臨み東北は田島なり、東三町五十間中目村の界に至る、其村は辰に當り六町、西五十五間青津組村田村に界ひ鶴沼川を限とす、南五町坂下組塚原村の界に至る、其村まで十五町、北五十間、五町目村の界に至る、其村は丑に當り五町五十間餘、

○山川 ○鶴沼川 俗に大川とも又 塚原村の界より來り、

十間餘、西七町四十五間青津組村田村に界ひ鶴沼川を限とす、南は村際にて佐野村に界ふ、其村は未に當り五町五十間餘、北一町四十九間勝常村の界に至る、其村まで二町三十間餘、

○小名 ○龜台 本村より四町三十間餘辰の方にあり、家數六軒、東西四十八間南北四十六間餘、四方田畝なり、寛政三年新田を闢て家居せり、

○山川 ○鶴沼川 村西六町十間餘にあり、佐野村の界より來り、北に流るゝこと五十間餘、勝常村の界に入る、

○水利 ○高久堰 中目村の方より來り、田地の養水となり、勝常村の方に注ぐ、

○神社 ○稻荷神社 境内東西十八間南北十六間免除地、村の亥子の方四十間餘にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、佐野村宮川和泉が司なり、

●勝常村 此村もと勝常寺村と稱し、勝常寺の寺料なりしが、天正中沒收せられしと云、後寺の字を省けり、府城の西北に當り行程二里七町、家數四十七軒、東西一町四十九間南北二町四十一間、四方田圃なり、東三町十間上垂川村の界に至る、其村まで八町三十間餘、西六町十間青津組履形村に界ひ鶴沼川を限とす、南四十九間五町

目村の界に至る、其村まで二町三十間餘、北六町四十五間堂島村の界に至る、其村まで八町四十間餘、又丑寅の方三町二十四間中台村の界に至る、其村まで八町二十間餘、巳午の方三町三十間中目村の界に至る、其村まで十三町、寅卯の方二十六間下垂川村の界に至る、其村まで十一町十間餘、

○山川 ○鶴沼川 村西六町餘にあり、五町目村の境内より北に流るゝこと六町、堂島村の界に入る、

○水利 ○高久堰 五町目村の方より來り、田地に注ぎ下流中台・堂島・北田三村の養水となる、

○寺院 ○勝常寺 境内千二百五十八歩年貢地、村北藥師堂の西にあり、番樹多く物古たり、眞言宗、山號を琉璃光山といふ、大同中空海創建する所と云傳ふ、大永五年葦名盛舜寺料二十貫文の地を寄附せり、舊記文書も多かりしが天正己丑の亂に強盜に掠められ、其後火災に罹り紛失せり、故に累世住職の僧侶詳ならず、今に藥師堂のみ古のまゝにて寮舎は後の修造なり、今猶十王堂の遺址及智德寺願成寺といふ字残り、山城國仁和寺御室の末山なり、△鐘樓門 二間四尺に一間半、鐘徑二尺一寸、

文和二年鑄る所の物、小なる故天和中に改め鑄る、大和元年權大僧都法印日有といふ彫附あり、銘あれども

類しければ略す、△客殿 八間に六間南向、本尊不動外に地藏の像あり、

【寶物】 △如意輪觀音掛物 一幅、空海筆と云、△古文書 三通、其文如左、

右河沼之郡勝常寺藥師之本地領二十貫文之所、永代副而判形、寄進申候實也、於子孫不可有相違候、仍狀如件、

大永五年乙酉五月廿三日 (蘆名) 舜 (花押)

(蘆名盛舜) 花押

右彼在所者、河沼之莊笠之面之内、年貢合而五貫文之所、御判形を申請、永代賣申處實也、於子孫不可有相違候、仍狀如件、

大永七年丁亥八月廿一日

(同上) 花押

右河沼之郡勝常寺之村、智德寺年貢四貫文之所、永代御判形申請、四十貫文ニ賣渡申處實也、於子孫不可有相違候、仍狀如件、

大永八年戊子五月廿二日

○藥師堂 境内東西三十八間南北五十八間免除地、村北にあり、十間半四面

南向四方に庇縁あり、琉璃光山と云額あり、長七尺の藥師を安ず、空海作と云、大同中空海此地に來り、自ら藥師の像を刻み、勝地を撰て五箇所に安ず、東に本寺村 耶麻郡 沼村 同郡小 南に堤澤村 會津郡南 西に宇内村 青津 中央は此佛なり、因て中の佛と云、十二神將各長三尺、外に觀音の像あり、長六尺七寸、會津三十三所順禮の一なり、勝常寺これを司る、△二王門 三間半に二間二尺、力士の像長八尺一寸、△山王神社 藥師堂の東にあり、鳥居あり、△宗像神社 二王門にゆく路の右小池の中にあり、

○墳墓 ○古墓 藥師堂の北にあり、勝常寺十三世の僧覺成といふが墓なりとぞ、數圍の榎の下に古き石塔あり、文字はなし、

○喪善 ○葛右衛門 家極て貧しく、十二歳の時より府下大町善行院に行て事へながら、母疾ありときけば暇を乞て二里餘の此村まで來り、省ることしばしばなりと云、それよりある家士の許に事るに及て、給金は残らず父母の許に贈り、其身は履を作り衣服の料とす、江戸に登りし頃、母俄に病に罹り死せんと聞、二十日餘の暇を乞ひ喪に奔りしに、葬り終りし頃來りければ直に母の墓に謁し、兼て嗜みし物を奠し、花水をたむ

け、他郷にありて山川脩遠なるまゝに朝夕の介抱に背ける不孝の罪を引き歎き、又江戸にありし時の物語など生者に告ぐるごとくに言聞かせ、且父をも深くいひ慰め、米鹽の類まで事たるやうに設け置き、期滿て再び江戸に赴く、其後家にありし頃、父左の股をいたみ腫物となりて苦める、日ごとに膿をすひしかば其驗ありて痛癒ぬ、されば病を問者常人のなし難き業よと感

初まで二本柳・小原・赤沼とて三の端村あり、後漸々に本村に聚て今は一區となる、

○山川 俗に堂島川と云下同 村北九町餘にあり、北田村の境内より來り、西に流るゝこと八町二十間餘、上下

りぬれば、母の乳をのみ人となりしが、今は父の身より出る膿もかの乳よと思ひなせば、穢らはしからずといひしとなん、父の在世の程は深く孝養を盡せしがあ

遠田兩村の界に入る、廣四十間、○鶴沼川 村西四町餘にあり、勝常村の境内より來り、西北に流るゝこと二十六町餘下遠田村の界に入る、

る年傷寒に染みし頃は、貧しき身ながら至らぬ限なく心力を盡しければ、心なき嬰兒もこれを憐み、枯枝落葉をかき集め、葛右衛門が許に薪よとて持來れりと云

○寺院 ○養泉寺 境内東西十八間南 村中にあり、何れの頃の草創にか詳ならず、文祿四年養泉と云僧再興し、彌勒を本尊とし、彌勒山と號す、勝常村勝常寺に隸す眞言宗なり、客殿に本尊彌勒を安す、

延享三年米を與て褒賞せり、○力田者利八 明和四年同上

●北田村 府城の西北に當り行程二里十五町、家數三十軒、東西一町三十五間南北一町四十四間餘、四方田圃なり、東二町二十一間下垂川村の界に至る、其村は辰に當り十三町、西は村際にて中台村に界ふ、其村は辰に當り二

●堂島村 府城の西北に當り行程二里十六町、家數五十軒、東西三町四十七間南北一町三十間、四方田畝なり、東は村際にて中台村に界ふ、其村は辰に當り五町五十間西六町四間青津組京出村に鶴沼川を限とす、南三町五十八間勝常村の界に至る、其村まで八町四十間餘、北九町二十六間耶麻郡鹽川組上下遠田兩村に界ふ、此村寛文の

町三十間餘、南三町四十三間餘堂島村の界に至る、其村は西に當り一町四十間、北九町三十一間鹽川組上下遠田兩村に界ひ日橋川を限とす、又丑の方六町十五間粟宮新田村に隣り、其村際を界とす、子丑の方六町五十間沼上村に界ひ黒川を限とす、其村まで十五町餘、

り來り、西に流るゝこと二町餘、堂島村の界に入る、○黒川 沼上村の界より來り、西北に流れ北に折れ一町五十間流れ、日橋川に入る、

○山川 ○日橋川 村北十町餘にあり、沼上村の境内より來り、西に流るゝこと二町餘、堂島村の界に入る、

○寺院 ○常法寺 境内東西十一間南 村中にあり、開基の年代詳ならず、眞言宗なり、永祿の頃勝常村勝常寺の僧盛慶と云者住してより彼寺の末山となる、山號を教主山といふ、本尊藥師客殿に安す、○地藏堂 境内にあり、

荒れ果てしを、慶長中上杉氏若松の城狹しとて府を移さんと議せし時、此地こそ地の利よく、究竟の要害なれとて己に築くべかりしを、如何なる故にかこれを止め會津郡神指に營せり、

○古蹟 ○館跡 村北七町五十間餘にあり、本丸東西五十五間、南北三十五間其外に東西二町、南北一町五十五間の外郭あり、黒川に臨み北は日橋川に傍ふ、此館は北田次郎廣盛が住所なりと云、廣盛は遠江守盛連が二男なり、三浦泰村が叛きし時、寶治元年六月兄弟諸共に左親衛時が第に集りしよし、【東鑑】に見ゆ、【東鑑】を比田に作れ、其子孫此所に住せしと見ゆれども、世系履るは誤なり、世に【武家系圖】と云刊行の書あり、廣歴考ふべき便なし、盛が世系を載すれども是なりや否をしら

○褒善 ○總兵衛 弟を忠左衛門と云、幼き時父に後れ母に事へて孝なりしが、母病に染み遂に死せり、兄弟ともに深く愁に沈み歎けども、晝は農務に忙しければ夜々打寄て一萬遍の光明眞言を誦し、三年の程は魚鳥の類我家に入るゝことなく、毎月の忌日に僧を請し、佛事を修し墓に詣でしとぞ、是よりさき秋熟常に減し貢の未進ありしに、總兵衛が子勘右衛門夫婦と忠左衛門が娶と三人を奉公に出し、未進の料を償ふべき旨郷頭の者まで聞えしかば、跡に老衰の母計にて田畠のみしけも成難からんと云に、總兵衛こと切なれば府より未進をゆるし、飯料をも貸し與へけれども、忠左衛門が娶は遂に出て奉行し、貸し與へし物までも納めけり兼て一村のものこの兄弟が誠に服しければ、争論などありても二人の者和を謀れば、怒を解こと多かりと云

よし【舊事雜考】に見ゆれども詳なることを知らず、塔寺村八幡宮長帳に應永十六年六月三日、北田殿城下畢るとあれども、誰人の爲に亡されしと云ことを載せず【舊事雜考】に或記を引て應永十七年の事とするは非なり

元祿十二年兄弟と勘右衛門に米を與て賞すること差ありき、○忠義者藤兵衛 延享四年米を與て賞しぬ、○忠義者さむ 農民左源治母なり、寛政四年同上

●栗宮新田村 此村寛永中田部近内と云者闢けり、もと栗宮社あり、故に村名とせり、府城の西北に當り行程二里二十二町、家居一軒、東西一町五十五間南北二十七間四方田圃なり、東二町五十間笈川組に界ひ黒川を限とす其村は辰に當り九町十間餘、西二町四十六間北田村の界に至る、其村は未に當り六町十間餘、南は村際にて北田村に界ふ、北一町四十四間沼上村に界ひ黒川を限とす、其村まで八町五十間餘、

○山川 ○黒川 村北一町四十間餘にあり、下垂川村の境内より來り、北に流るゝこと五町餘、渠川東より來てこれに注ぎ、七町餘西に流れ沼上村の界に入る、

○關梁 ○橋 村東三町餘にあり、長十一間黒川に架す隣村の通路にて土橋なり、

●沼上村 府城の西北に當り行程二里二十八町、家數二十六軒、東西一町五十一間南北一町七間四方田圃なり、東五町三間高瀬新田村の界に至る、其村まで十五町五十間餘、西七町三十七間耶麻郡鹽川組上下遠田兩村に界ひ日橋川を限とす、上遠田村は亥に當り二十四町餘、下遠田村は戌亥に當り八町五十間餘、南三町二十間栗宮新田村に界ひ黒川を限とす、其村まで八町五十間餘、北一町十六間濱崎村の界に至る、其村は子丑に當り三町五十

間、又未申の方三町五十間北田村に界ひ黒川を限とす、其村まで十五町餘、辰の方五町一間餘上田谷地村の界に至る、其村まで八町二十間餘、又辰の方二町三十間に一區あり、明官と云、家數四軒、東西五十四間南北二十一間、文化元年闢き、村の戌の方に下遠田村に通る舟渡場あり、

○山川 ○日橋川 村北四町餘にあり、濱崎村の境内より來り、西に流れ南に轉じ、黒川南より來り注ぎ、又西に折れ凡十町二十間流れて、北田上下遠田三村の界に入る、○黒川 村南三町二十間にあり、濱崎村の界より來り、西北に流るゝこと六町餘、日橋川に入る、

○沼 村南にあり、東西四十間南北十六間、村名の因て起る所と云、昔は稍大なりしにや四方に一段高き所あり、水潰えて小沼となりしと見ゆ、

○郡署 ○代官所 村中にあり、役人を置、本組及耶麻郡鹽川組を支配せしむ、濱崎村郡役所に隸す、

○神社 ○春日神社 境内東西四十間南北三十八間免除地 村より三町丑の方にあり、松樹多く宮居を繞れり、此社草創の年代詳ならず、昔は棟行五間の長床ありしとて、此村にて五間の家作をなさず、鳥居・幣殿・拜殿あり、【相殿十七座】△伊勢宮四座 一座は本村より移し、一座は高瀬新田

村より移し、二座は上田谷地村より移せり、△稻荷神二座 一座は高瀬新田村より移し、一座は北田村より移せり、△伊豆神 本村より移せり、△八幡宮 上田谷地村より移せり、△總社 △權現 同上 △明神二座 一座は北田本より移し、一座は中台村より移せり△月宮 堂島村より移せり、△神職神出羽 其祖を出雲直成とて元和中始て當社の神職となりしと云、其子を隱岐直信と云、今の神職尙明五世の祖なり、高瀬新田村に住す、

○寺院 ○長照寺 境内東西十三間半南北二十三年實地 村中にあり、山號を沼上山と云、曹洞宗、會津郡西青木組天寧村天寧寺の末山なり、開基の初詳ならず、中頃存逸と云僧住せし時火災に罹りし、後坊宇もなかりしゆえ眞言の僧草庵を結て姑く寓居せしが、後又住する者なし、寛文四年曹秀といふ曹洞の僧住せしより本末を正し、再び天寧寺に隸せり、本尊釋迦客殿に安ず、外に觀音の立像あり、

●濱崎村 小名 大館野新田 端村 古木新田 府城の西北に當り行程二里三十三町、家數七十軒、東西兩類に連り、米澤街道に住せり、北端にて東に折れ鹽川橋を隔て、耶麻郡鹽川組鹽川村に連る、東西五十六間南北四町三十間、北は日橋川

に傍ひ三方田圃なり、東九町七間水谷地新田村の界に至る其村まで十一町五十間餘、西五町四十五間鹽川組上下遠田兩村の界に至る、上遠田村は戌亥に當り二十二町四十間餘、下遠田村は酉戌に當り二十三町四十間、南一町四十八間沼上村の界に至る、其村は午未に當り三町五十間北は鹽川村に隣り、橋中を界とす、又辰の方六町四十三間高瀬新田村の界に至る、其村まで二十三町、

○小名 ○大館野新田 本村より寅の方十町十間餘、日橋川の北にあり、家數二軒、東西十六間南北二十三間四方田圃なり、

○端村 ○古木新田 本村の東水谷地新田村の境内を隔て、十三町四十間餘にあり、家數七軒、東西一町五間餘南北二十八間、西は水谷地新田村に續き、東南は田圃なり、東西二町三十六間南北二町の地面、この村に屬す、東は代田組島村に隣り、南は高瀬新田村の地に連り、北は鹽川組三橋村に界ひ日橋川を限とす、

○山川 ○日橋川 村北にあり、鹽川組金川村の境内より來り、金川村水谷地新田村鹽川村の境内を経て西に流れ南に轉じ凡此村の境内を三十五町許流れ、沼上村の界に入る、○黒川 栗宮新田村の境内より北に流れ來り、渠川東より注ぎ西に流るゝこと三町二十間、沼

上村の界に入る、○梁川 笈川組の境内より來り、西に流ること二町三十間黒川に入る、

○關梁 ○鹽川橋 村北日橋川に架す、鹽川村の條下に詳なり ○金川橋 端村古木新田の寅卯の方三町餘日橋川に架す、金川村の條下に詳なり ○渠橋 村より九町二十間餘、未申の方渠川に架す、長十間幅一丈左右に勾欄あり、米澤街道なり、

○郡署 ○郡役所 村東五十間館迹の中にあり、郡奉行を置民事を統制せしむ、沼上村及耶麻郡小田付組小田付村五目組上三宮村熊倉組熊倉村の代官所これに隸す、
○神社 ○稻荷神社 村より三町丑寅の方館迹の東にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、○神職神奥正 其名を忠重と云、寛政十二年より當社の神職となりき、

○寺院 ○遍照寺 境内東西二十六間南北四十六間年實地 村中にあり、眞言宗、山號を金剛山といふ、元和五年宥榮といふ僧京師に登り、山城國醍醐松橋堯園に謁し、密法の蘊を竭し、郷に歸て當山を創建せり、因て松橋無量壽院の末寺なり、寛永の始加藤明成寺料を寄附せるにより佛殿を造營せり、△鐘樓門 二間に一間半、上に鐘をかく、徑一尺八寸、寛永二十一年甲申本願大竹助兵衛當光佐藤

庄左衛門上野孫左衛門と彫付あり、△客殿 八間に六間、東向本尊大日、△觀音堂 境内にあり、

○古蹟 ○館迹 村東五十間にあり、本丸迹東西五十間南北一町四方に幅五間餘の堀を廻らし、上に高三間計の土居あり、二丸迹この西に並び、南に外郭の跡あり、北は日橋川を引て要害とす、此地もと何者の築き住せしにか詳ならねども、塔寺村八幡宮長帳に寶徳三年猪苗代より濱崎館を打取とあれば、其前の營築と見ゆ、【舊事雜考】に此時の事を載て八月二十九日白河與小峰ゆ、共來相謀於和故猪苗代氏退還とあるは長帳の文に據ると見其後享徳二年典厩【舊事雜考】に松本右馬濱崎の館を陥れし時、白川よりも黒川を援け、兵を出し戦ひ鹽川濱崎の兩館を陥るよし長帳に見ゆ、又【舊事雜考】に蒲生氏郷の臣横山喜内といふ者、鹽川の館に居りしが水災に苦み秀行の時蒲生主計といふ者、今の濱崎の舊址に移りしことあれば、此時始て修營を加へ城隍の構も舊に増せしにや、元和中一國一城の制になりしとき毀つべかりしを蒲生氏茶屋と名け、暫しが程遺し置しかば今に至て其形他の館迹に異なり、

○褒善 ○喜八 母に事て孝なれども、貧さの儘に身を賣て他に事ふ、兄を大右衛門とて聊の田地を耕し、老母を養ふ、其身多病にて農業成がたく、公納怠りがちなれば喜八己が身代金にて公納殘る方なく償ひ、餘あれば母と兄とに分ち與ふ、其後太右衛門疾に罹り、早く死せしが喜八日傭にやとはれ、母のみ家にあるを嘆き夜々母が許に通ひ、水を汲み食を調へ、夜明す先に主が許に歸り勤む、又是より府下材木町榮岸寺に奉公せし時、住僧病に臥せしが藥養の事怠らず、臥床の汚まで取をさめ心を用ゆること、切なりしかば、住僧も志を感じ、身代金をゆるし種々の物あたへ返せしとかや、是等の事府に聞えしにより、明和四年身を請させ舊の百姓となせり、○善行者佐之助 此村の肝煎なり明和四年米を與て褒賞しき、○善行者やや 農民治助娶なり、寛政四年米を與て褒賞しき、○善行者與次右衛門 端村古木新田の農民なり、寛政六年同上 ○忠義者茂久兵衛 寛政六年同上

○山川 ○日橋川 村北五町にあり、濱崎村の境内より來り、西に流ること二町三十間、又濱崎村の界に入る、

○山谷地新田村 府城の北に當り行程二里二十五町、家數十八軒、東西一町三十間南北一町十一間、東は濱崎村の端村古木新田に續き、三方田圃なり、西は村際にて濱崎村に界ふ、其村まで十一町五十間餘、南四町十四間高瀬新田村の界に至る、其村は已に當り四町餘、北四町五十二間耶麻郡鹽川組三橋村に界ひ日橋川を限とす、此村萬治元年に開き、

○山川 ○日橋川 村北五町にあり、濱崎村の境内より來り、西に流ること二町三十間、又濱崎村の界に入る、

○褒善 ○孝行者安右衛門 明和四年米を與て賞しき、
○高瀬新田村 府城の北に當り行程二里十八町、家數二十四軒、東西一町三十六間南北三町三十間、西は代田組島村の端村明戸に續き、三方田圃なり、東三十三間南二町四十二間、共に島村の界に至る、其村は東は當り三町三十間、西は村際にて水谷地新田村に界ふ、其村は亥に

なれば喜八己が身代金にて公納殘る方なく償ひ、餘あれば母と兄とに分ち與ふ、其後太右衛門疾に罹り、早く死せしが喜八日傭にやとはれ、母のみ家にあるを嘆き夜々母が許に通ひ、水を汲み食を調へ、夜明す先に主が許に歸り勤む、又是より府下材木町榮岸寺に奉公せし時、住僧病に臥せしが藥養の事怠らず、臥床の汚まで取をさめ心を用ゆること、切なりしかば、住僧も志を感じ、身代金をゆるし種々の物あたへ返せしとかや、是等の事府に聞えしにより、明和四年身を請させ舊の百姓となせり、○善行者佐之助 此村の肝煎なり明和四年米を與て褒賞しき、○善行者やや 農民治助娶なり、寛政四年米を與て褒賞しき、○善行者與次右衛門 端村古木新田の農民なり、寛政六年同上 ○忠義者茂久兵衛 寛政六年同上

○上田谷地村 府城の北に當り行程二里二十六町、家數十四軒、東西一町七間南北一町五間、四方田圃なり、東四町四十間高瀬新田村の界に至る、其村は寅卯に當り十一町餘、西三町四十一間濱崎村の界に至る、其村は北に當り十三町十間餘、南一町十二間笈川村の界に至る、其村は未に當り九町十間餘、北五十四間沼上村の界に至る、其村は戌に當り八町二十間餘、

當り四町餘、北一町十二間濱崎村の界に至る、其村は戌に當り二十町二十間餘、又未申の方六町二十九間笈川村の界に至る、其村まで十五町三十間餘、申の方六町二十九間上田谷地村の界に至る、其村まで十一町餘、寅の方二町四十三間耶麻郡鹽川組金川村の界に至る、其村まで六町餘、

○水利 ○島堰 島村の方より來り田地の養水とし三派となり、一は笈川村の方に注ぎ、一は水谷地新田村の方に注ぎ、一は濱崎・沼上・上田谷地三村の田地に注ぐ、

新編會津風土記卷之八十八終

新編會津風土記卷之八十九

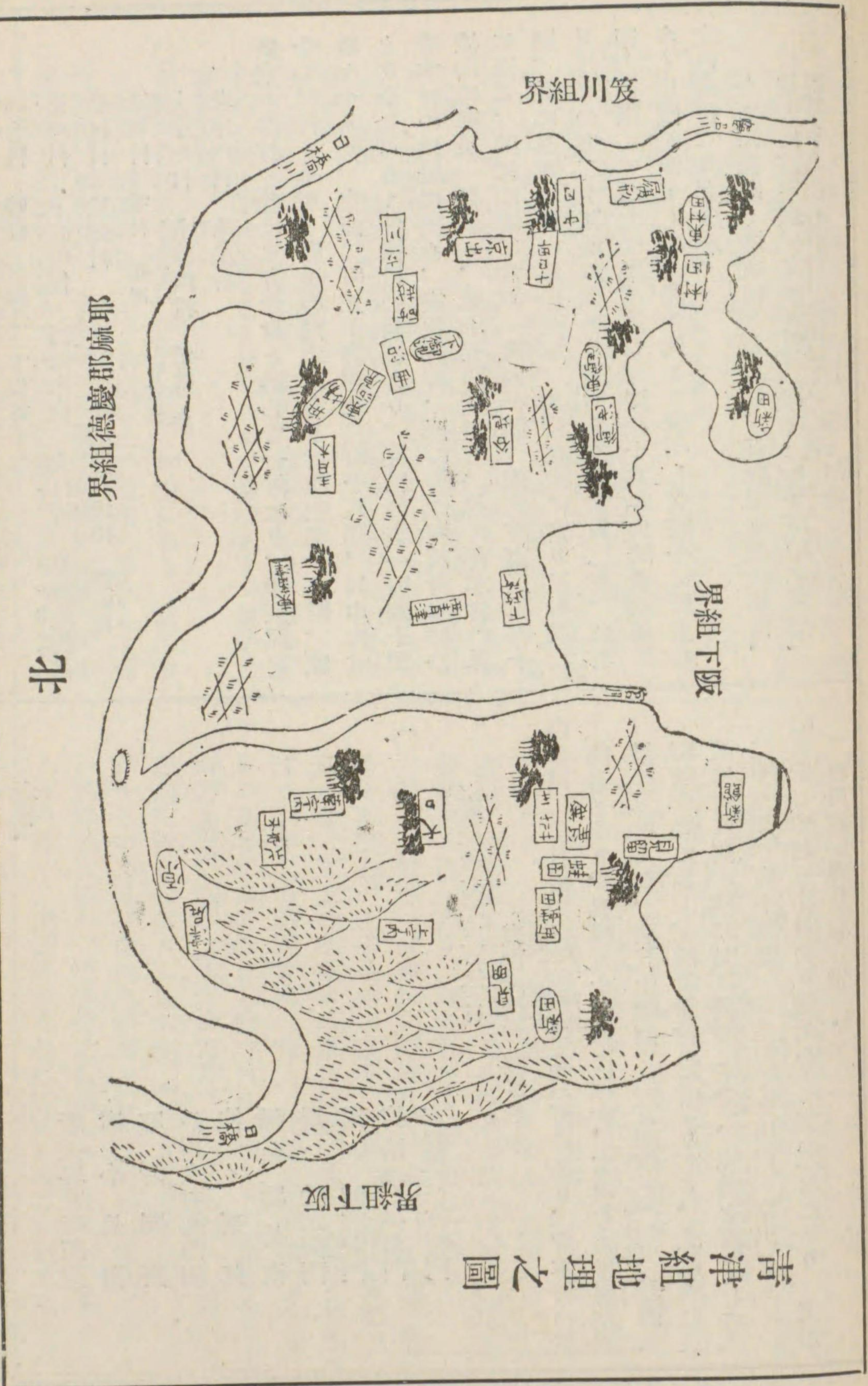
陸奥國河沼郡之四

青津組

此地府城の西北に當り本郡の中ほどにて北によれり、東は笈川組に隣り、鶴沼川を限とす、西南は共に坂下組に續き、北は耶麻郡慶徳組に界ひ日橋川を限とす、東西二里餘、東は笈川組堂島村の界鶴沼川より、南北一里十一町餘は坂下組坂下村の界より北は慶徳組山崎村に界、日橋川に至る、村里平地にて宮川の東西にあり、東にあるを東郷と云、西にあるを西郷と云、東北に川遼り、西は山に對す、田島多く網罟の利少からず、此組の諸村皆郷名を失ふ、共に蜷川莊と稱す、凡二十六箇村あり、

青津組二十六箇村

- 東青津村 ヒガシアヲツ 青木村 アヲキ 端村 フナバ
- 東河原村 ヒガシハラ 曲沼村 マカズ 砂越村 サナゴエ 舟場 フナバ
- 十日町村 トウカマチ 中目村 ナカメ 展形村 テナカタ 立川村 タチカハ 京出村 キヤウヂ
- 村田村 ムラタ 端村 フナバ 東村田 アヲキ 新田 ニウタ



御池村 端村 東御池 下御池
 谷地村 下政所村 西青津村 大口村 笹籬屋敷村
 船越村 見留村 新館村 蛙田村 端村 西蛙田
 見明村 端村 新田
 上宇内村 南宇内村 端村 原
 北宇内村 津尻村

●東青津村 昔は只青津村と稱して一村なり、後東西を分て別村とせり、府城の西北に當り行程三里十八町、家數七十八軒、東西二町五十間南北三町十八間、村中に官より令せらるゝ掟條目の制札あり、又巳の方一町四十間青木村の民居に續き、家數二軒、西の方六町西青津村の境内に家居一軒あり、東十五間北四町、共に青木村の界に至る、其村は辰に當り一町四十間、西五町南三町四十間、共に西青津村の界に至る、其村は未に當り三町餘、又戌亥の方二十間餘に穢多の居所あり、家數二軒、此村四方田圃にて西北は川に近し、慶長十六年山崎新湖湛て多く田圃を浸せし時、蒲生氏より與へし文書今に肝煎の家に藏む、其文如左、

今度田畠悉く海成にとそんし、百姓共迷惑仕候由、追々佗言申處、尤に候間、物成三分令用捨之候間、本免三つ貳分物成ニ算用仕、極月以前急度皆濟可仕

者也、

新次郎左衛門尉
 同 小 兵 衛
 町 野 閑 齊
 戸川久右衛門尉
 伴ノ 刑 部
 稻田助兵衛
 岡 勘左衛門
 同 浦右衛門
 佐治孫左衛門
 志賀與三右衛門

慶長拾七年三月十日

東青津村肝煎百姓中

○山川 ○日橋川 俗に大川 村北六町にあり、青木村の境内より來り、五町五十間西に流れ、宮川を得て南宇内村の界に入る、廣五十間餘、○宮川 俗に鶴沼川 村西六町三十間にあり、西青津村の界より來り、北に流れ又東に折れ西に轉じて日橋川に入る、境内を經ること凡二十三間、廣十間餘、

○原野 ○川原 村より戌亥の方二十二町にあり、東西二町三十間南北二十間餘、

○關梁 ○橋二 一は村西六町三十間にあり、長二十四間幅七尺、牛澤組塔寺村に往く道なり、大橋と云、一は新橋とて村より戌亥の方五町四十間にあり、長十五間の土橋にて農事の便とす、共に宮川に架す、

○倉廩 ○米倉三屋 村中にあり、二屋は社倉なり、一屋は本組の米を納む、

○神社 ○稻荷神社 境内二十四間 村の戌の方大龜甲館の上にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、塔寺村兼子大和これを司る、【相殿十座】 △伊勢宮三座 一座は立川村より移し二座は青木村より移せり、△稻荷神社二座 一座は曲沼村より移し一座は西青津村より移せり、△御稔神二座 同上 △山神 立川村より移せり △伊豆神 砂越村より移せり、△地神 東河原村より移せり、

○八幡宮 境内東西二十四間 村西小龜甲館の上にあり、何れの時の勸請なることを知らず、鳥居あり、兼子大和が司なり、

○寺院 ○淨泉寺 境内東西十七間南 村中にあり、清光山と號す、開基詳ならず、舊は淨土の道場にて古より彌陀の像二軀を安じ、其中に作者佐少辨法眼康曆二庚申年造畢と記せしものありと云今はなし、其頃の草創に

や、文明年中黨山と云僧中興してより曹洞宗となりき天正の頃には本村の住人生江主膳が菩提所にて、寄附の田地も多かりしとぞ、會津郡南青木組北青木村惠倫寺の末山なり、三尊彌陀を本尊とし客殿に安す、

○觀音堂 境内東西四十五間 大龜甲館の上にあり、此堂もとは青木村の北二町計に、慶長十六年の地震に堂宇頽廢し堂淵と云田地の字あり、慶長十六年の地震に堂宇頽廢しこゝに移せりと云、會津三十三所順禮の一なり、淨泉寺司なり、△鐘樓 觀音堂の前にあり、鐘徑二尺一寸寬延三庚午歲正月別當清光山淨泉寺現住大瑞代願主照譽常光と彫付あり、銘あれども煩しければ略す、

○古蹟 ○館迹 村中民居の地なり、東西二十八間南北五十四間餘、土居堀の形残り、東の方に的場と稱する所あり、天正の比輩名の臣生江氏の居りし跡なりと云天正六年二月野澤原町の住人、大槻太郎左衛門某と云もの輩名盛氏に叛きし時、生江大膳・金上兵庫・松本左衛門・新國上總等と盛氏に従ひ、柳津口に向ひ大槻が婿山内右近を打敗りしと云事、【舊事雜考】に見え、又天正十七年六月、生江主膳磨上の戰に打負て青津に歸り一族郷民を集め、己が館に楯籠んとしけるが、もとより分内狭く、要害あさまなれば館の南二町計を隔て堀

をほり廻し、河水をせき入、北の方は日橋川の端まで一面に搔楯を搔續けて夥く結構しければ、敵軍容易く押寄ざりしが、幾程もなく義廣常州に没落し、始終咏ふべき様なければ遂に降人に出、其後生江が拵へたる結構を見れば、堀の水は僅に膝を過ぎず、搔楯は只葦麻からを一重圍たる計なりしと【四家合考】にあり、又村の戌の方三町計に男壇女壇とて壇二あり、男壇は高三尺周十間、女壇は高一尺周五間、これを生江壇とも云、男壇の上に古き石塔一基あれども文字なく、其來由をしらず、○龜甲館二 村の戌の方にあるを大龜甲館と云、高三丈周百間、上に觀音堂及稻荷の祠あり、此より南四十間にあるを小龜甲館と云、高一丈五尺周六十間、上に八幡宮を勧請す、何れの時何人の築けることを知らず、地形各龜甲に似たるゆゑ名けしとぞ、林木蕃密にして近代の修築にあらず、又此村は川に近き所なれば村民水災を患てこれを築くともいふ、今も洪水あれば此に上て災を免る。

○舊家 ○生江勇八郎 此村の肝煎なり、生江氏の遠孫なりとて、世々生江氏の館迹に住し、先祖の武器刀槍の類を持傳ふれども、其家系を詳にせず、又古文書二通あり、其文如左、

米參拾石たい□作右衛門かたへ可相渡者也、
天正十二年二月十五日 秀吉(花押)
紋右衛門へ

(虫) 内々無心元處、春中被及脚力、殊今般以道蝸齋御懇意本望不淺候、併其方取持故感入候、彌向後無二申談候様才覺任置候、恐々謹言、
五月三日 景勝(花押)

七宮伯耆守殿

○褒善 ○文右衛門 家貧なれども、正直なる生付にてよく耕作に力を盡し、且公納を重んじ、毎に人の催すを待たず、繩俵様のものまでも心を付け、人に先立ち納ること富饒のものに勝りければ、元祿十一年米を與て褒賞しき、

●青木村 端場 舟場 此村もとは一町計北にあり、慶長中の地震に山崎新湖出來しとき今の地に移し、勝木澤村と合せて一村とし、青木をもて總稱とせり、青木・勝木澤兩村共に天喜の比より有し村にて、塔寺八幡宮神役目録に載す、昔は市日ありて繁榮せし所なりと云、府城の西北に當り行程三里十二町、家數七十六軒、東西四町四間南北二町三十四間、四方田圃なり、東一町四十八間東河

原村に隣り、其村際を界とす、西は村際にて東青津村に界ふ、其村は戌亥に當り三町十間餘、南五町谷地村の界に至る、其村まで七町三十間、北十四町耶麻郡慶徳組田原村に界ひ日橋川を限とす、其村まで二十町計、又申の方三町西青津村の界に至る、其村まで四町計、

○端村 ○舟場 本村の東一町十間餘にあり、家數五軒、東西二十五間南北三十間、東は東河原村につき、北は川に近く西南に田圃あり、

○山川 ○日橋川 村より丑の方十町にあり、東河原村の境内より慶徳組大澤村の地を過ぎ、此村の境内を二十町計西に流て東青津村の界に入る、○宮川 村より戌亥の方八町にあり、東青津村の境内より來り、北に流るゝこと二町、又東青津村の界に入る、○清水 村中にあり、東西七間南北二間、下流田地を潤す、

○關梁 ○舟渡場 端村舟場の北六町餘、日橋川の渡なり、坂下組坂下村より耶麻郡小荒井組小荒井村に往く徑路なり、

○寺院 ○正徳寺 境内東西二十三間南北三十二間年貢地 村中にあり、淨土宗、府下五之町高巖寺の末山なり、山號を本現山と云開基の年代詳ならず、天文の比岌園と云僧中興す、圓は百萬遍岌州が薙髮の師にて永祿二年に遷化せり、本

尊彌陀客殿に安ず、△稻荷神社 境内に入て左にあり鳥居あり、

【寶物】 △山越彌陀畫像 一幅 △十六善神畫像 一幅 因多羅筆 △翡翠畫 一幅、元信筆 △獅子香爐 一箇、唐物といふ、△三尊彌陀 一幅、中將姫織物 此五品みな岌州が寄附なり、△岌州文書 一通、後人の寄附なり、其文如左、

貴札具令披見喜悅之至候、仍其國不慮之儀出來付而以使僧成共無御心元由可申候處、老耄病身旁以取亂不能其儀、背本意候、剩伊達逆心候而、北方亂入事、政宗被背本意候儀、言語道斷次第候、然所不移時刻御出馬、數人被討捕候事、心地好國中、他國之覺何事如之哉、併御分別御手柄と存候、彌以國家安全之儀不可有御油斷候、將又近衛左大臣關白殿下藤原之秀吉、前代未聞之御果報、無程太政大臣可被成と天下唱候、諸國之武士在大坂馳走申候、從九國遠島捧物如作市候、當年月迫候間、來年御音信可然候敷、如御書中大燭令納所候、拂底之折節一入賞翫不可過之候、是任見來に而扇子並一軸送進之候、取分彼一軸之贊我朝之作者、九萬里之自筆自贊一生涯之内、作宮中此贊無比類候、天下の褒美無其陰候、余所へ

不被遣候、折々御覽候て可爲本望候、毎度重疊可申承候、恐惶謹言、

十月六日

金上遠江守殿 御報

前知恩寺 岷州

○良法院 本山派の修験なり、遠祖三浦義房と云もの元弘建武の比の人にて、其子孫元盛と云もの修験となり常見院と稱し、葦名直盛に従ひ此國に來り、會津郡馬渡村に住し、後此地に移り文盛と云もの、時、良法院と改めしと云、現住は元盛より十八世の孫なりとぞ家に左文字の短刀を藏む、蒲生氏郷より與へし所と云傳ふ、

○古蹟 ○館跡 村の辰巳の方にあり、今皆田圃となり字を腰巻と唱ふ、天正の頃良法院が先祖勝木澤常見院住せし所と云、

○釋門 ○岷州 此村の産にて京師智恩寺三十世の住職なり、一に生江山城が奴婢の子と云、【舊事 雜考】一に生江大膳助が庶子なりと云、正徳寺 緣起幼くして正徳寺に入り住持岷園を師として薙髮し、長じて京師に遊び、名聲一時に振ひ、遂に百萬遍に視蒙しけり、後奈良天皇岷州を禁闕に召て法を説かしめ紫衣を賜ひ、且其俗姓を勅問ありしかば、答るに葦名の氏族と云を以てせり、

程三里九町、家數十軒、東西一町十八間南北一町十三間、西は青木村の端村舟場につゞき、三面に田圃ありて北は川に近し、東は村際にて曲沼村に界ふ、其村は已に當り三町、西は村際にて青木村に界ふ、南二町十六間北一町二十三間、共に青木村の界に至る、其村は西に當り一町四十間餘、

○山川 ○日橋川 村より丑の方十町にあり、曲沼村の境内より來り、西に流るゝこと二町計、青木村の界に入る、

○曲沼村 村北にむかし大なる沼ありしに、其形六に曲るゝゆえ村名とせしとぞ、府城の西北に當り行程三里六町、家數十軒、東西三町五十間南北二町、東は砂越村につゞく、西三町二十間御池村の界に至る、其村は未だに當り十町三十間、南十町二十四間十日町村の界に至る其村まで十八町二十間餘、北十町十八間耶麻郡慶徳組大澤村に界ひ日橋川を限とす、又戊の方三町東河原村に隣り、其村際を界とす、四方田圃にて北は川に近し、

○山川 ○日橋川 村より丑の方十町十間餘にあり、砂越村の境内より來り、十町餘戊の方に流て村河原村の界に入る、

○原野 ○大田原 村南三町五十間田圃の中にあり、東

永祿の比故郷に來り、金上盛備に依て葦名盛氏に謁す此時盛氏除爵の論旨を帶し來て盛氏に與ふ、此比は諸國戰爭の最中なれば、都鄙路阻り葦名氏數世無位なれば盛氏の喜悅大方ならず、其後師恩を報謝せん爲、正徳寺に於て道俗を集め、説法して念佛の弘通を勧め、再び京師に歸り、天正二十年十月十四日六十八歳にて遷化せり、

○褒善 ○三吉 家貧しければ府下一之町久左衛門が家に仕ふ、實義なるものにて祖父の久左衛門がときより二十年來仕へしが、常に主の心に違はず、傍輩の者も皆三吉が教により行を改めけり、主家に病者あれば深切に勞り、稚き子共には萬やさしくせしかば親み深く懷寝などもせしとぞ、或年久左衛門火災に逢ひしに店の物又は家財等大方は取出し、己が衣服調度はみな焼失ければ主も其料を與へんとせしに聊も受けず、一日も早く家居をいとまふことを勸む、道に落たるものを拾へば其主を求て是を返し、又兄が貧苦に迫るを救ひ、朝ごとに只主人の家の榮ゆべきことを祈けり、元文二年米を與て褒賞しき、

○東河原村 此村舊は丑の方二町計にあり、慶長中山崎新湖出來し後今の地に移りしと云、府城の西北に當り行

西十九間南北十八間、此中に高四尺周六間の壇あり、人其地を踏めば響ありと云、其來由を傳るものなし、

○神社 ○八幡宮 境内東西十四間 南北七間免除地 村より丑の方にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、青木村修験良法院司なり、

○權現神社 境内東西十間 南北三十間免除地 村中にあり、祭神及鎮座の初詳ならず、相傳て金山權現と稱すれば金山彦命を祭るならん、鳥居あり、良法院これを司る、

○寺院 ○恩乘寺 境内東西十五間 南北十八間免除地 權現社の北にあり、沼鳥山と號す、眞言宗、笈川組勝常村勝常寺の末山なり、開基詳ならず、大永の頃この地に三間四面の堂ありて勢至の古像を安ず、享祿元年宥饒と云僧來て中興し、件の像を本尊とし、今に客殿に安ず、長五尺一寸の立像なり、

○褒善 ○忠義者喜三郎 寛政二年褒賞して米を與へき

○砂越村 府城の西北に當り行程三里六町、家數十軒東西二町南北一町五十間、東南に田圃ありて北は川に近く、西は曲沼村につゞく、東一町五十四間立川村の界に至る、其村まで二町餘、南二十間曲沼村に界ふ、北五町十間耶麻郡慶徳組赤星・大澤二村に界ひ日橋川を限とす、又辰の方七町四十二間京出村の界に至る、其村まで十町

四十間餘、

○山川 ○日橋川 村北三十町十間にあり、立川村の境内より來り、西に流るゝこと一町計、曲沼村の界に入る、●立川村 何れの頃にか釋空也村東の川を歩渡せしに魚集て足もとに子を産む、因て一七日の間川中に立て六字の名號を唱へ、其生るゝを待ちしとして其地を待淵今訛て松といふと稱し、村を立川と名くと云、府城の西北に當り行程三里九町、家數六十四軒、東西四町十四間南北二町二十六間、四方田圃にて東北は川に近く、亥の方耶麻郡慶徳組赤星村の端村向川原につゞく、東三町五十六間耶麻郡鹽川組上下遠田兩村に界ひ鶴沼川を限とす、西十間砂越村の界に至る、其村まで二町餘、南六町五十四間京出村の界に至る、其村まで十町餘、北八町三十四間赤星村に界ひ日橋川を限とす、

○山川 ○鶴沼川 俗に佐野川とも、村より辰巳の方五町にあり、京出村の方より來り、北に流るゝこと十三町、日橋川に會す、廣四十間餘、○日橋川 村北八町餘にあり、上下遠田兩村の境内より來り、鶴沼川に會し、西北に流るゝこと三町餘、砂越村の界に入る、

○寺院 ○立川寺 境内東西二十間南、村中にあり、東國山と號す、府下大町一桂院の末山眞言宗なり、開基の年

代詳ならず、舊は此より北一町餘にあり、慶長二年頼音と云僧仙道岩瀬郡より來てこゝに移せりと云、本尊大日客殿に安ず、△聖天堂 客殿の左にあり、

○褒善 ○次左衛門 田畑の營人に勝れ、質實なるものなりしかども、衰老の兩親を養ひ、二人の伯父と恚なる兄とを扶助しける上、從弟の喜作といへるもの人の許に質券の奉公せしが病身となる、主家の勤成難ければ金子を出してこれを贖ふ、かゝる事ども打續ければ二人の子に奉公させ、家内のもは寒氣防ぐべき衣類さへ乏きほどなれども年貢小役の類、人に先立ち納めければ、元祿十一年褒賞して米を與へき、

●京出村 府城の西北に當り行程二里二十九町、家數二十五軒、東西一町二十六間南北二町二十間、四方田圃なり、東四町二十間笈川組堂島村に界ひ鶴沼川を限とす、西は村際にて十日町村に界ふ、其村は未に當り二町四十間餘、南は村際にて中目村に界ふ、其村まで三町十二間立川村の界に至る、其村まで十町餘、又亥の方三町砂越村の界に至る、其村まで十町四十間餘、辰巳の方二町十間履形村の界に至る、其村まで七町五十間餘、

○山川 ○鶴沼川 村東二町計にあり、履形村の境内より堂島村の地を過ぎ來り、十町計北に流て立川村の界

に入る、

○寺院 ○京安寺 境内東西十七間南、村中にあり、長龍山と號す、東青津村淨泉寺の末山なり、草創の年月詳ならず、もとは眞言宗の僧侶住せしが、慶長七年長祝と云僧住してより曹洞宗となる、本尊彌陀客殿に安ず、

○褒善 ○忠義者助右衛門 寛保二年米を與て褒賞せり

●十日町村 府城の西北に當り行程二里二十六町、家數七軒、東西一町十六間南北三十二間、四方田圃なり、東三間中目村の界に至る、其村は辰に當り二十間餘、西一町御池村の界に至る、其村は戌に當り十一町餘、南一町十八間村田村の界に至る、其村まで八町二十間餘、北八町曲沼村の界に至る、其村は亥に當り十八町二十間餘、又丑の方二町四十六間京出村に隣り、其村際を界とす、

●中目村 府城の西北に當り行程二里二十六町餘、家數九軒、東西五十間南北一町七間、四方田圃なり、東一町三十三間履形村の界に至る、其村は辰に當り四町四十間餘、西一町五間十日町村の界に至る、其村は戌に當り二十間餘、南一町四間村田村の界に至る、其村まで八町二十間餘、北三町京出村に隣り、其村際を界とす、

○古蹟 ○經塚 村の申の方路傍にあり、高五尺周十間餘、何れの頃にか一石一字の經文を埋めしと云、今に

文字鮮明なるものを拾得ることあり、

●履形村 昔は沓形と書しを寛文中今の文字に改む、府城の西北に當り行程二里二十一町餘、家數十三軒、東西一町五間南北一町四十四間、東は鶴沼川に傍ひ、三面に田圃あり、東一町笈川組勝常村に界ひ鶴沼川を限とす、西は村際にて中目村に界ふ、其村は戌に當り四町四十間餘、南は村際にて村田村に界ふ、其村は未に當り三町二十間、北六町四十八間笈川組堂島村に界ふ、又亥の方五町四十八間京出村の界に至る、其村まで七町五十間餘、

○山川 ○鶴沼川 村東にあり、村田村の境内より來り六町五十間、北に流て堂島村の地を過ぎ、京出村の界に入る、

○原野 ○下川原 村より丑の方四町二十間にあり、東西三町十間南北三町十五間、

○寺院 ○常安寺 境内東西十二間南、村西にあり、國土山と號す、造立の初を知らず、舊は曹洞宗なり、寛永二年密侶日榮と云僧中興してより眞言宗となり、府下糠塚町松園寺の末山となる、本尊藥師客殿に安ず、△地藏堂 境内にあり、

●村田村 端村 東村田 新田 府城の西北に當り行程二里十八町、家數三十一軒、東西二町十二間南北四十四間

東は端村東村田につゞき、三面に田畠あり、東五町十間、笈川組佐野村に界ひ鶴沼川を限とす、西四町五十二間、坂下組金上村の界に至る、其村は戌に當り八町五十間餘、南一町十九間、坂下組海老澤村の界に至る、其村まで一町四十間、北七町餘中目・十日町兩村の界に至る、兩村まで八町二十間餘、又巳の方三町十間、坂下組細工名村の界に至る、其村まで七町餘、丑の方三町二十間、履形村に隣り其村際を界とす、

○端村 ○東村田 本村のつゞき東にあり、家數十三軒、東西二十間、南北二町十二間、東は川に近く、南北に田圃あり、○新田 本村の未の方八町にあり、家數四軒、東西一町八間、南北十八間、東北は田圃にて、西南に葭谷地あり、

○山川 ○鶴沼川 端村東村田の東五町十間にあり、細工名村の境内より來り、北に流るゝこと七町計、履形村の界に入る、

○水利 ○富川堰 海老澤村の方より來り、田地の養水とし、村北にて敷派となり、坂下組金上・中政所兩村及本組諸村の田地に注ぐ、○樋 村北三町富川堰の上に架す、長六間幅一尺六寸、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○諏訪神社 境内東西二十二間、南町計、鶴沼川の兩岸にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、牛澤組塔寺村兼子大和これを司る、【相殿十三座】△伊勢宮 本村より移せり、△天神 同上

△權現二座 一座は本村より移し、一座は履形村より移せり、△若宮八幡 履形村より移せり、△幸神 京出村より移せり、△御稷神 同上 △稻荷神六座 一座は本村より移し、一座は中目村より移し、一座は十日町村より移し、三座は京出村より移せり、

○寺院 ○長榮寺 境内東西十九間、南北十四間、半貢地、村北にあり、多寶山と號す、開基詳ならず、天正八年俊源と云僧住せり、勝常村勝常寺の末山眞言宗なり、本尊不動客殿に安す△觀音堂 境内にあり、子安觀音を安す、

○褒善 ○孝行者吉助 端村新田の農民なり、享和元年米を與て賞せり、

●御池村 端村 東御池 下御池 此村に古より觀音堂今西光寺境内ありて其地に蓮を栽たる一小池ありければ村名を小池と云り、寛文中今の名に改む、府城の西北に當り行程二里五町、家數二十一軒、東西二町五十六間、南北一町五十一間、東は端村東御池につゞき、三面に田圃あり、東六町四間十日町村の界に至る、其村は辰に當り十一町

餘、坂下組中政所村の界に至る、其村まで九町餘、南四町、坂下組金上村の界に至る、其村まで八町餘、北十町餘、曲沼村に隣り、其村際を界とす、又戌の方八町五十七間、下政所村の界に至る、其村まで十三町三十間餘、亥の方二町、谷地村の界に至る、其村まで五町、

○端村 ○東御池 本村の東續にあり、家數十九軒、東西二町四間、南北二町九間、四方田圃なり、○下御池 本村の北にあり、家數二軒、東西二十五間、南北三十間、南に田圃ありて、東西北は曲沼村につゞく、

○山川 ○清水 村北五町にあり、周四間、女郎清水と稱す、

○寺院 ○西光寺 境内東西十六間、南北十七間、貢地、村より亥の方一町にあり、羽黒山と號す、曹洞宗、天正元年會津郡南青木組天寧村天寧寺より春廣と云僧來て當寺を草創し、天寧寺の末山となる、本尊觀音客殿に安す、△觀音堂 境内に入て左にあり、正觀音を安す、坐像長七寸八分、會津三十三所順禮の一なり、此堂もとは村の北につゞきてありしが、堂舎破壊せしを寛文の頃行人重海と云ものこゝに來り、其地に小庵を營てこれを安す、其後享保八年西光寺住侶郭瑞がときこゝに移せりといふ、舊地に堂屋敷と云字のこれり、

○褒善 ○又兵衛 又右衛門と云ものゝ養子なり、養父母共に老衰し、家極て貧ければ東青津村郷頭生江莊右衛門が家に奉公しけるが、夜更暇ある比家に歸て懇に事へ、ほのくらし程に立歸り、主家の勤をかゝず、主人も其志に感じ、いそがはしき折にも夜毎に家に歸し父母の食すべき物など與て孝養の助とせり、又兵衛若き比は酒を飲むことを好みしかども、家貧くなりて後は奉養の爲に其費を厭てかたく禁酒しけり、元祿十一年米を與て褒賞せり、

●谷地村 府城の西北に當り行程三里七町、家數二十三軒、東西一町三十間、南北二町、四方田圃なり、東一町南三町、共に御池村の界に至る、其村は巳に當り五町、西五町二十間、下政所村の界に至る、其村まで九町五十間、北二町三十間、青木村の界に至る、其村まで七町三十間、又戌の方五町四十二間、西青津村の界に至る、其村まで九町五十間餘、

○神社 ○羽黒神社 境内東西四十間、南北三十五間、免除地、村より未申の方二町五十間にあり、祭神保食神なり、何れの時の勸請なることを知らず、林木蕃蔚して神さびたり、境内數所に沼あり、最大なるを親沼土人相傳てこの沼の靈は月毛駒にして往昔佐々木高村が乗たる生食はこれより産せりと、又このほととぎすを産沼と云、此沼りに放馬して良馬を産することありと云

より次第して其數四十八に至る、故に四十八瀬神社とも稱す、昔は社頭巨宏にして沼ごとと神祝一員これを守り、今大夫屋敷と云字のこりき詣するもの、垢離すること四十八度に至らしむと云、又當社の神託を乞ふに、座祝別に竈火を設けず、竈沼の水を以て湯に換へしと云、祭禮六月二十五日、鳥居あり、垂髮拱手の神像長二尺計、其體朽損して古物なり、【相殿四座】△八幡宮 御池村より移せり、△伊豆神 △山神 △權現 同上
△神職兼子大和 塔寺八幡宮の神祝戸内右近が二子、戸内若狭と云もの當社の神職となる、今の大和豊次は若狭が玄孫にて塔寺村に住す、

○褒善 ○力田者吉兵衛 延寶二年米を與て賞しき、

○力田者増右衛門 享保七年同上

●下政所村 府城の西北に當り行程三里十八町、家數二十六軒、東西二町四十八間南北一町三間、四方田圃なり東四町三十間谷地村の界に至る、其村まで九町五十間、西九町笹籬屋敷・船越二村に界ひ宮川を限とす、南三町五十間坂下組中政所村の界に至る、其村まで八町餘、北一町四十七間西青津村の界に至る、其村まで三町二十間餘又辰の方四町三十四間御池村の界に至る、其村まで十三町三十間餘、

方より來り、北に流るゝこと八町二十間餘、東青津村の界に入る、

○寺院 ○光明寺境内東西十八間南北十二間年貢地 村中にあり、不動山と號す、東青津村淨泉寺の末山曹洞宗なり、永祿十一年松岩と云僧開基せり、本尊觀音客殿に安す、

○褒善 ○忠義者安左衛門 明和四年米を與て褒賞しき

●大口村 昔は此より丑寅の方二町計に住せり、後水災を患てこゝに移せりと云、此地土宇内村に界を接する所にて民居多くは土宇内の境内にあり、府城の西北に當り行程三里二十九町、家數三十八軒 此内二十八軒は土宇内村の境内なり 東西二町南北一町五十間、四方田圃なり、東六町西青津村に界ひ宮川を限とす、其村まで十八町四十間、西北共に村中にて土宇内村に界ふ、其村は戌に當り三町三十間、南一町二十六間笹籬屋敷村の界に至る、其村まで三町四十間、

○山川 ○宮川 村東六町計にあり、笹籬屋敷村の境内より來り、北に流るゝこと五町、東青津村の界に入る、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○寺院 ○大泉寺境内東西十一間南北二十五間年貢地 村中にあり、海嶽山と號す、曹洞宗、慶長元年永篤と云僧草創して永徳寺と稱す、後天寧村天寧寺會下雲朔と云僧住して其師嶽

○山川 ○宮川 村西九町にあり、中政所村の境内より來り北に流るゝこと九町二十間、西青津村の界に入る、

○神社 ○八幡宮境内東西二十二間南北十二間免除地 村より申の方四町三十間にあり、源義家朝臣此地に旗を建て宿陣ありし所と云、今も木を伐り地を侵せば祟ありと云、祭禮八月一日、鳥居・拜殿あり、塔寺村兼子大和これを司る、

○寺院 ○重福寺境内東西十二間南北十五間年貢地 村中にあり、正榮山と號す、開基詳ならず、何の頃にか眞言の徒圓智或は安養などいふ僧侶住せしが、元和三年亥察と云僧住してより天寧村天寧寺の末山曹洞宗となる、地藏を本尊とし客殿に安す、

●西青津村 此村舊は此より西二町計にあり、慶長中地震の後今の北に移せしと云、東青津村の條下と照見べし府城の西北に當り行程三里十九町、家數二十三軒、東西四十四間南北二町十四間、西は川に近く三面に田圃あり、東二町四十間東青津村の界に至る、其村は丑に當り三町餘、西八町七間大口村に界ひ宮川を限とす、其村まで十八町四十間、南一町四十一間下政所村の界に至る、其村まで三町二十間餘、北は村際にて東青津村に界ふ、又辰の方四町十五間谷地村の界に至る、其村まで九町五十間餘、

○山川 ○宮川 村西二町五十間餘にあり、下政所村の應を請て開山とし、大泉寺と改む、天寧寺の末山なり、本尊釋迦客殿に安す、

○古蹟 ○火消壇 村東二町三十間路傍にあり、高三尺周四間、夜中燈を提ぐるもの此を通るに火を消やすことあり、故に名くと云、其謂れを詳にせず、

○褒善 ○忠義者仁兵衛 寛政四年米を與て賞しき、

●笹籬屋敷村 此村昔笹籬を製して高寺に貢せしゆえ笹籬屋敷と名く、其後轉訛して猿屋敷と書しを、寛文中舊名に復せり、府城の西北に當り行程三里二十五町、家數二十六軒、西の方の四軒は蛙田村の境内にあり 東西五十間南北一町三十二間、東西に田圃ありて、南は船越村につゞき、西は蛙田村につゞき、東一町七間下政所村に界ひ宮川を限とす、北二町十四間大口村の界に至る、其村まで三町四十間、

○山川 ○宮川 村東一町餘にあり、船越村の境内より來り、北に流るゝこと五町、大口村の界に入る、

●船越村 昔塔寺村より耶麻郡鹽川村に通路せし時、此村に渡船あつて宮川を渡せしとてかく名けしと云、府城の西北に當り行程三里二十二町餘、家數十二軒、東西一町二十六間、西は蛙田村につゞき、北は笹籬屋敷村につゞ

く、東南に田圃あり、東五町三十六間下政所村に界ひ宮川を限とす、南一町四十間見留村の界に至る、其村は未申に當り四町十間餘、

○山川 ○宮川 村東五町三十間餘にあり、新館村の境内より來り、三町二十間北に流て笹籬屋敷村の界に入る、

○水利 ○栗村堰 新館村の方より來り、田地の養水とし、下流宮川に入る、

○神社 ○天王神社 境内東西十六間南 村南一町餘にあり、鎮座の初を知らず、鳥居・幣殿・拜殿あり、塔寺村兼子大和これを司る、【相殿十四座】△伊勢宮四座 一座は本村より移し、一座は見留村より移し、一座は蛙田村より移し、一座は笹籬屋敷村より移す、△稻荷神四座 一座は本村より移し、一座は蛙田村より移し、一座は新館村より移し、一座は大口村より移せり、△權現 本村より移せり、△大明神 見留村より移せり、△十二神 蛙田村より移せり、△大澤神 同上

△諏訪神 笹籬屋敷村より移せり、△幸神 新館村より移せり、

○寺院 ○圓養寺 境内東西十六間南 村中にあり、山號を養樂山と云、眞言宗、府下大町彌勒寺の末山なり、開

○山川 ○宮川 村東四町五十間にあり、坂下村の境内より來り、北に流ること七町、船越村の界に入る、

○水利 ○栗村堰 塔寺村の方より來り、田地の養水とし、船越村の方に注ぐ、

○神社 ○愛宕神社 境内九間四 村より未甲の方三町四十間越後街道の北にあり、此社地を臼森と云、高一丈餘周五十八間、又南の方坂下村の境内に杵森米森あり坂下村の條下 鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、明曆のと照見べし、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、明曆の比は淨家了西と云沙彌、修補して掌持せしが、今は當村東善寺これを司る、

○寺院 ○無量寺 境内東西二十二間 村南にあり、歸命山と號す、府下五之町高巖寺の末山淨土宗なり、應永二十年廓譽と云僧開基すと云、本尊彌陀七寸、脇立觀音勢至各長一尺二寸、客殿に安ず、共に惠心の作と云傳ふ、

【寶物】△彌陀畫像 一幅、惠心筆 △七高僧畫像 一幅、筆者を知らず、

○東善寺 境内東西十四間半南 村北にあり、眞言宗、山號を藥王山と云、開基詳ならず、慶長中宥譽と云僧住してより大町彌勒寺の末寺となる、本尊藥師客殿に安ず、

○褒善 ○茂兵衛 弟を惣十郎と云、兄弟共によく父母

基の年月詳ならず、天正年中專識と云僧住せりと云、本尊大日客殿に安ず、

●見留村 府城の西北に當り行程三里二十四町、家數五軒、東西二十七間南北一町十間、四方田畠なり、東一町二十九間南五十四間、共に新館村の界に至る、其村は南に當り一町三十間餘、西一町七間半澤組塔寺村の界に至る、其村は未申に當り十町五十間餘、北二町五十六間蛙田村の界に至る、其村まで四町五十間、又丑の方二町二十六間船越村の界に至る、其村まで四町十間餘、

○褒善 ○力田者新右衛門 寛保三年米を與て褒賞せり ○力田者伊左衛門 新右衛門子なり、同上

●新館村 昔は新町と稱して今の地より二町計丑寅の方に住せり、何れの時にか館迹を墾發して家居を其ほとりに移せしより今の村名とせり、府城の西北に當り行程三里十四町餘、家數五十三軒、東西二町五間南北二町二十間、四方田圃なり、東四町五十間坂下組和泉河原新田村に界ひ宮川を限とす、西五町五十間半澤組塔寺村の界に至る、其村は中に當り十町四十間、南二町二十五間坂下組坂下村の界に至る、其村は已に當り九町五十間、北一町四十間見留村の界に至る、其村は亥に當り一町三十間餘、

に事のみならず、父の弟次郎右衛門と云もの夫婦共に年老ひけるが兄弟懇に勞り、田畠のこと疎かにせず家内睦じき上、兄弟ことに親く、妻子ともに萬老人の教に順ひ厚く孝養を盡せり、一年弟惣十郎腫物を患へ腰立ずして耕すこと叶はざりしが、茂兵衛一人にて農事を勵み公納一として闕ことなかりき、弟病重り湯治せんとて所々の温泉に行けば茂兵衛馬の口を取、其歸る頃は行て迎へり、かゝる善行のこと聞えければ褒賞して米を與へき、其年代詳ならず、○孝行者忠三郎 享保二年褒賞して米を與へき、○忠義者新左衛門 天明元年同上、○忠義者五兵衛 天明六年同上 ○忠義者八十郎 寛政元年同上 ○忠義者太助 寛政六年同上

●蛙田村 端村 西蛙田 此地に昔蛙沼とて大なる沼あり其迹に家居を開きければかくは名けしとぞ、府城の西北に當り行程三里二十九町、家數十二軒、東西一町三十四間南北四十八間、東は船越・笹籬屋敷二村につゞき、三田圃なり、西六町四十一間見明村の界に至る、其村は戌に當り十三町十間、南一町五十四間見留村の界に至る、其村まで四町五十間、北三町二十七間太口村の界に至る其村まで五町餘、又亥の方五町二十九間上宇内村の界に

至る、其村まで九町四十間餘、未申の方二町二間牛澤組塔寺村の界に至る、其村まで九町餘、

○端村 ○西蛙田 本村の戌亥の方三町にあり、家數五軒、東西十八間南北一町二間、四方田圃にて、西は山に近し、

○山川 ○齋藤山 村西五町にあり、高十七丈計、何れの頃にか齋藤但馬某と云もの此山を領すといふ、來由詳ならず、

○寺院 ○圓昌寺 境内十二間 村より未申の方二十間餘にあり、如意山と號す、眞言宗、開基詳ならず、永祿年中薩摩國より玄識と云僧來て中興す、後空院となり、天正中越後國より長順と云僧來り住してより、大町彌勒寺の末山となりき、本尊大日客殿に安す、

●見明村 端村 新田 昔高寺繁榮のときこゝに巨宏の門ありて其名を見明門と呼ばれば村名とせしとぞ、今も村西の山手に門の跡なりと云所あり、府城の西北に當り行程四里十町、家數二十六軒、東西二町四十間南北四町二十間、山麓にあり、東四町二十間北四町四十五間、共に上宇内村の界に至る、其村は寅に當り六町餘、西十一町三十間坂下組窪村の山に界ふ、南四町二十間蛙田村の界に至る、其村は辰に當り十三町十間、

○端村 ○新田 本村の未申の方一町十間にあり、家數五軒、東西二十五間南北三十五間、西は山に傍ふ、寛永七年蛙田村の農民新墾せし所と云、

○山川 ○雷神山 村西十三町五十間にあり、高十五丈頂に五間四方の平地あり、何れの時にか五穀豐饒を祈し所と云、○沼 村より戌亥の方八町二十間餘にあり周一町餘、

○原野 ○川原 村より辰巳の方二町十間餘にあり、東西二町二十間南北三十七間、この村の秣場なり、

○寺院 ○清松寺 境内東西四間半 南北九間年貢地 村より寅の方一町二十間にあり、明慶山と號す、開基の年代詳ならず、相傳て舊は眞言の道場にて高寺に隸すと云、天正三年光覺と云僧住し、文祿四年火災に罹て本尊と什器焼亡せり其後住持なく堂舎破壊す、正保元年朔雲と云僧住してより北青木村惠倫寺の末山となり、曹洞宗となりき、本尊正觀音客殿に安す、

○褒善 ○善行者左五兵衛 元文三年褒賞して米を興へき、

●上宇内村 此村及北宇内南宇内の三村は高寺の内なるをもて名付しと云、神役目録に打内郷といへるは三村の事なるにや、府城の西北に當り行程三里三十二町、家數

十七軒、東西二町二十間南北四十四間、西は山に傍ふ、東一町三間大口村の界に至る、其村は辰に當り三町三十間、西三町三十間見明村の山界に至る、其村は申に當り六町餘、南四町二十間蛙田村の界に至る、其村まで九町四十間餘、北二町五十間南宇内村の界に至る、其村は丑に當り六町二十間餘、

○水利 ○堤四 一は村北四町五十間にあり、周七十間餘、一は村の戌亥の方三町にあり、周六十間餘、一は村西二町二十間にあり、周九十間餘、一は村北二町十間にあり、周六十間餘、

○寺院 ○調合寺 境内東西六間半 南北十七間年貢地 村東にあり、開基詳ならず、曹洞宗瑠璃山と號す、縁起を案するに、高寺類廢の後造立せし寺にて、其經營壯麗なりしに年久くして、退轉しければ弘治元年越後國より眞言の徒淨玄と云もの來て中興せしが其後空院となり、慶長三年の地震に堂舎敗壞せり、正保二年祖傳と云僧住してより洞家となり、北青木村惠倫寺の末山となる、本尊彌陀客殿に安す、△藥師堂 境内にあり、藥師坐像長五尺八寸、十二神將立像九體共に長五尺八寸餘、其三軀は何の時失ひしかをしらず、昔高寺ありし時の日光本尊なりと云、今會津五佛の一とす、又賓頭盧の像長二尺

これも高寺より移せりと云、此堂もとは此より巳の方三町ばかりにあり、元祿中相模國小田原の産道安と云ものこゝに移せり、△二王門 力士の像を安す、△鐘樓 藥師堂の左にあり、鐘徑二尺四寸、現住釋氏梅音代願主道安謹書元祿九丙子年孟冬上旬信心檀那齋藤與惣右衛門と彫付あり、銘あれども煩しければ略す、

●南宇内村 端村 原 府城の西北に當り行程三里三十三町、家數四十六軒、東西一町四十間南北二町八間、西は山に近く、東南に田圃ありて北は北宇内村につゞき、又丑の方五十間餘、北宇内村の東につゞき、家數三軒あり東西十間南北三十間、東二十八間東青津村の界に至る、其村は辰に當り二十町、西は小溪を隔て北宇内村の地に界ふ、南二町六間上宇内村の界に至る、其村は未に當り六町二十間餘、

○端村 ○原 本村より戌亥の方八町にあり、家數二軒東西二十間南北十九間、西は津尻村につゞき、東南は田圃にて、北は川に近し、

○山川 ○日橋川 村より丑の方八町にあり、東青津村の境内より來り、八町計西に流て津尻村の界に入る、廣二町十間、

○水利 ○堤二 一は村北十九町にあり、東西二町南北

三十五間、一は村より十九町餘未申の方にあり、東西二町南北二町、

○神社 ○御稷神社境内東西十五間南 村つゞき南にあり

鎮座の初詳ならず、鳥居・拜殿あり、塔寺村兼子大和これ司る、【相殿十六座】△稻荷神三座 一座は本村より移し、一座は上宇内村より移し、一座は津尻村より移せり、△伊勢宮二座 一座は上宇内村より移し、一座は見明村より移せり、△山神二座 △熊野宮二座 同上 △白山神二座 一座は上宇内村より移し、一座は北宇内村より移せり、△姥神 上宇内村より移せり △御稷神 見明村より移せり、△權現二座 共に本村より移せり、△宗像神 同上

○寺院 ○淨運寺境内東西二十五間南 村中にあり、下野國大澤園通寺の末山淨土宗なり、高寺山と號す、創建

の年月を知らず、高寺の子院なる由云傳ふれども、寛永中火災に罹り本尊舊記焼失し、世々の履歴を詳にせず、寛文の初良乗と云僧再興してより淨家となれり、本尊彌陀客殿に安ず、

○古蹟 ○館迹 御稷神社より隍を隔て南にあり、東西一町三十間南北一町四十間、城四郎長茂が築し二十八館の一なりと云、今は雜樹繁茂す、此中より米の焼た

○山川 ○松林 村より申の方十一町にあり、東西一里南北二十町、

○水利 ○堤 村より申の方五町にあり、周一町餘、

●津尻村 府城の西北に當り行程四里六町、家數二十六軒、東西二十六間南北二町二十三間、西は川に傍ひ、丑寅の方南宇内村の端村原につゞき、東南に田圃あり、東は村際にて南宇内村に界ふ、其村は辰に當り七町餘、西二町三十間北二町計、共に耶麻郡慶徳組眞木村に界ひ日橋川を限とす、南五町北宇内村の界に至る、其村は辰巳に當り六町五十間餘、

○山川 ○日橋川 村北二町計にあり、南宇内村の境内より西流し來り、南に折れ西に轉じ、又北に折て眞木村の西を過ぎ、この村の境内を流るゝこと三十町、坂下組長井村の界に入る、西岸二町計の間に屏風岩とて川に臨みたる岩山あり、形の似たるをもて名とす、蒼松其間に聳て風景稍佳なり、村より屏風岩までは戊亥に當り十六町あり、

○水利 ○堤 村より未の方九町二十間にあり、東西二十四間南北三十二間、

○寺院 ○徳源寺境内東西十三間半南 村中にあり、養國山と號す、曹洞宗、草創の年代詳ならず、舊は眞言の

るが炭の如くにたり今猶出づ、土人云、長茂居館に火をかけて立のきしが、米倉の焼たる所なりと、此地高敞にて東南は平衍を望み、西北に二重の空隍ありて今に歴然たり、○勝負澤 村より未申の方四町計、山徑を云、恵日寺の衆徒高寺を責しとき、合戦ありし所と云傳ふ、此地昔は勝負澤越といふ、越後街道にて野澤組西羽賀村より只見川を渡り、こゝより宮川を渡りて青木佐野組筑川の諸村を経て黒川への順路とし、又高寺繁榮のときはこゝより青木・曲沼・砂越・北田の村々を過て本寺への順路とせしとぞ、天文五年の洪水に鶴沼川の水道改りし後宮川に橋を架し、佐野村を渡場とす、其後慶長の地震に勝負澤の通路悪くなり、今の坂下道を本道とせしとぞ、此邊の山間より陶器の缺たるものを多く掘出すことあり、○經塚 村西九町二十間餘山上にあり、高六間周三十間、高寺の僧徒一石一字の經文を埋し所といふ、

●北宇内村 府城の西に當り、行程三里三十四町、家數十七軒、東西二町南北一町十間、南は南宇内村につゞき三面に田圃あり、東は村際にて南宇内村に界ふ、西十二町津尻村の山界に至る、其村は戊亥に當り六町五十間餘北三町南宇内村に界ふ、

道場なり、文祿元年間永と云僧住してより洞家となり熱鹽村示現寺の住侶齡岩を請て開山とし、示現寺の末山となる、觀音を本尊とし客殿に安ず、長一尺二寸の古佛なり、

○褒善 ○五右衛門名子はつ 越後國蒲原郡小出村甚七郎と共に家士黒河内十左衛門が家に仕ふ、ある夜十左衛門が鞆某子細ありて十左衛門が病牀にあるを窺ひ、踏込て妻子三人を殺せり、はつ居り合ひ稚子を懷き走りいづるを其後より切かけしに薄手なれば逃れ出て、稚子を塗籠のうちにかくし置き、戸口より聲高に呼はりければ十左衛門これを聞つけ、奥の間より切て出で件の曲者を討留めけり、此時甚七郎も比類なき働なりしかば元祿十年褒賞して共に米を與へり、○忠義者 九郎右衛門 天明六年褒賞して米を與へり、

新編會津風土記卷之八十九終

新編會津風土記卷之九十

陸奥國河沼郡之五

坂下組

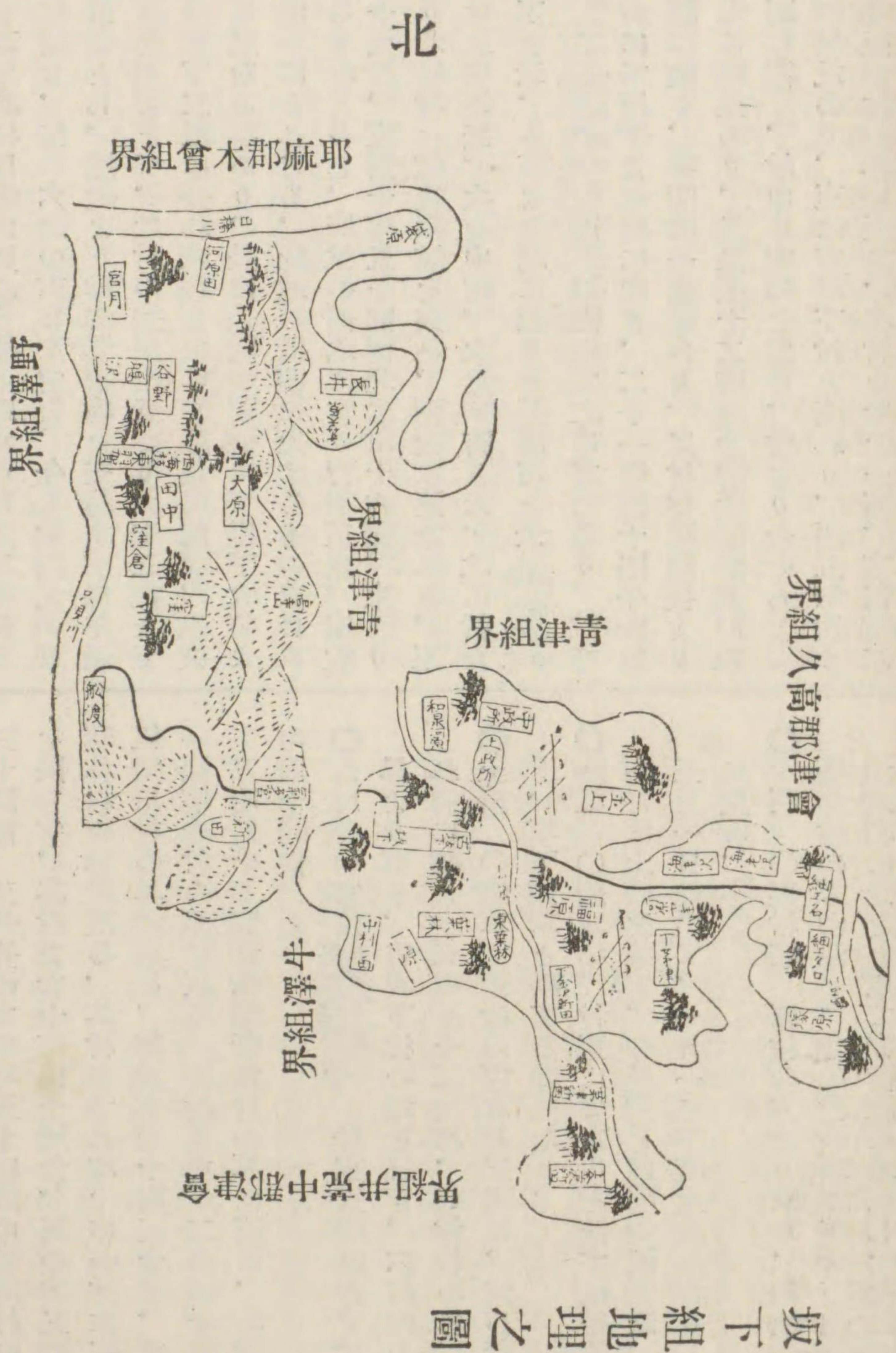
此地府城の西北に當り本郡の中程にあり、牛澤青津兩組の地を隔て東西にあり、東にあるを里郷と云、東は會津郡高久組に接し、西は牛澤組に隣り、南は會津郡中荒井組に連り、北は青津組に續く、東西一里二二十四町計、東は高久村の界より西は牛澤 南北一里計、南は大沼郡中荒井組澤田村組塔寺村の界に至る、東北一里計、南は青津組御池村の界に 西にあるを山郷と云、東は山を越て青津組に續き至る、西は野澤組に界ひ、只見川を限とし、南は山を隔て牛澤組に接し、北は耶麻郡木曾組に隣り日橋川を限とす、東西二十八町計、東は青津組見明村の山界より西は 南北二里六町計、南は牛澤組和泉村の山界より北は 里郷は廣平の地にあり、木曾組廣野村の界日橋川に至る、山郷は南に山を負ひ、鶴沼宮川の流に傍ひ田畝多し、山郷は南に山を負ひ、東北は日橋川・只見川に臨む、坂下・塚原・中政所・福原新田・葉林・長井の村々は春秋に鱒鮭の獵あり、大原・塚澤。

宮月の村々は紙を漉てひさぎ出す、此組及牛澤組野澤組にて二月十日を地神下と云、十月十六日を地神上と云、大寒の後百五日に霜祭あり、共に會津郡小出組の此組の諸村皆郷名を失ふ、共に蜷川莊と稱す、凡二十八箇村あり、

坂下組二十八箇村

- 坂下村 古坂下村 和泉河原新田村
- 中政所村 端村 上政所
- 金上村 海老澤村 細工名村 塚原村
- 下茅津村 小名 河原屋敷
- 福原新田村 中金澤新田村 中茅津新田村
- 上金澤新田村 葉林村 端村 東葉林
- 原村 中村新田村 氣多宮村 小名 新田
- 船渡村 窪村 窪倉村 大原村 田中村 端村 西海枝
- 東羽賀村 塚澤村 宮月村 河原田村 谷野新田村
- 長井村

●坂下村 此村昔高寺の坂下にありし故名けしと云、塔寺八幡宮天喜五年の神役目録に番下村に作れり、何れの頃より今の文字を用るしにや長帳塔寺八幡宮所藏に文祿の頃には既に坂下の字を記せり、又下茅津村肝煎の家に藏むる慶長六年の文書にも坂下御藏とあり、文祿四年十月廿七日此村火災ありし後、栗村と合せて一村とせしこと長帳



にあり、栗村も古より有し村にて天喜五年六月三日祭禮を務めし事又神役目録に見ゆ、蒲生氏の時寛永二年村南の地に町割し、毎月六度の市日を定む、今も猶四九の日を以て市日とし、遠近より群集し諸物を交易す、毎年正月十四日を初市とて、此村の農民十五より六十五歳までを限り、上下二組に分れ米俵を争ひ、勝負に随ひ、米價の高下を定むる事あり、是は是國の舊俗にて府下大町より以下處々にあれども、此地の壯觀に比するものなければ來見るもの尤多し、府城の西北に當り行程三里、家數三百九十九軒、東西十町五十間南北二町十六間、東より西に通じ北に折れ越後街道を夾み、兩頬に連なれり、東の入口を上町と云、次を中町、次を下町と云、北に折たるを新丁と云、中町より北に通るを茶屋町と云、此町の北地に蒲生氏の特別墅あり、四方田圃にて北に宮川あり、越後街道驛所にて府下より此に繼ぎ、二十一町四十間牛澤組塔寺村驛に繼ぐ、其間に一里塚あり、又村中に越後より下野に通る街道あり、二里三十二町四十間大沼郡高田組高田村驛に繼ぐ、村中に本陣を置き、官より令せらるゝ掟條目の制札あり、東は古坂下村と連れり、西五町四十八間牛澤組杉村の界に至る、其村まで十一町、南四町二十二間、原村の界に至る、其村まで八町餘、北四町三十

四間和泉河原新田村に界ひ宮川を限とす、其村まで八町三十間餘、又子丑の方四町三十四間中政所村に界ひ宮川を限とす、其村まで十町四十間餘、辰の方五町二十四間葉林村の界に至る、其村まで八町、申の方六町六間牛澤組蛭川村の界に至る、其村まで十町三十間、戌の方九町一間塔寺村の界に至る、其村まで十二町四十間餘、亥の方五町五十七間青津組新館村の界に至る、其村まで十二町四十間餘、

○山川 ○宮川 俗に鶴沼川 村東五町にあり、葉林村の界より來り、古坂下村の地を過ぎ、六町四十間北に流れ西に轉じ十五町五十間流れ、新館村の界に入る、

○土産 ○煙草 諸村の煙草を買集め、江戸諸方に賣出す、坂下煙草と稱する者是なり、

○關梁 ○船渡場 村東にて宮川を渡す越後街道なり、冬月は土橋を架す、昔此所を西明寺渡と云、享祿四年三月一日蛇出て、一日一夜下流水流れざりしこと長帳に見ゆ、

○水利 ○栗村堰 原村の方より來り、田地の養水とし塔寺村の方に注ぐ、昔此村の地頭栗村下總と云者、領地水利に乏きを患て稻荷社に參籠し、七日七夜祈願しければ或夜不思議の示驗を蒙り、やがて渠を穿ち、元

龜元年に其功を畢りしとぞ、其時栗村が家の子笠間平太夫と云者、其事に任せしとて子孫今に堰守と云ことを務む、

○郡署 ○代官所 中町にあり、役人を置き、坂下・牛澤兩組を支配せしむ、會津郡中荒井村郡役所に屬す、

○倉廩 ○米倉三屋 茶屋町にあり、一屋は社會なり、二屋は本組の米を納む、

○神社 ○諏訪神社 境内東西二十四間 南北十八間免除地 下町にあり、勸請の年代詳ならず、もと村北にあり、寛永八年此に遷せりと云、祭禮は七月二十七日、鳥居・幣殿・拜殿あり、

○別當一傳院 本山派の修驗なり、開山を宥仙と云、寛文の頃牛澤組中茅津村より移せり、現住宥眠まで五代なりと云、

○稻荷神社 境内東西七間 南北八間免除地 村西四町小高き所にあり、鎮座の始を知らず、鳥居あり、原村山田伊勢が司なり

村民此地を杵森と云、相傳ふ、義家朝臣此邊に宿陣ありし時農民糧米を舂て供しけるが、其後杵臼と米とを各一所に埋めしと、其東一町計を隔て田畝の中に米森とて小き壇あり、臼森は新館村の境内にあり 【相殿八座】 △伊勢

宮本村より移せり、△三島神 △鬼渡神 △高木神

△中地神 △明神 △權現二座 同上

新編會津風土記卷之九十 陸奥國河沼郡之五

○寺院 ○法界寺 境内東西十八間 南北二十四間 實地 上町にあり、山號を虚空山と云、慶長元年宗悦と云僧創建せり、曹洞宗、會津郡南青木組天寧村天寧寺の末山なり、本尊觀音客殿に安ず、△辨天堂 境内にあり、

○光明寺 境内東西三十二間 南北二十九間 實地 中町にあり、正覺山と號す、淨土宗、府下五之町高巖寺の末山なり、開基詳ならず、もとは光明院と稱す、天正三年岌岸と云僧住して院を改て寺とすと云、彌陀を本尊とし客殿に安ず、

聖德太子の刻む所と云、門上に鐘を懸、徑二尺五寸、正徳三巳年六月廿一日、當寺貳拾世縁蓮社法譽上人祖殘代願主五十嵐甚左衛門と彫附あり、△十玉堂 境内にあり、

○光照寺 境内東西十七間 南北十三間 實地 茶屋町にあり、寛永元年順覺と云僧開基せり、淨土眞宗京師東本願寺の末寺なり

本尊彌陀客殿に安ず、

○貴徳寺 境内東西二十七間 南北三十一間 實地 茶屋町にあり、淨土宗、山號を長光山と云、又高巖寺の末山なり、創立の時代傳らず、天文十四年岌延と云僧住せりと云、本尊彌陀

客殿に安ず、立像長二尺五寸、脇立觀音勢至長二尺一寸、共に定朝が作と云、鐘樓にかくる所の鐘、徑二尺五寸、享保改元丙申孟秋十七日、廿世最譽上人演廓代

新編會津風土記卷之九十 陸奥國河沼郡之五

願主氣多宮村平野與治右衛門と彫附あり、銘あれども煩しければ録せず、△觀音堂 境内にあり、

○定林寺 境内一町四 下町にあり、益葉山と號す、曹洞宗、耶麻郡五目組熱鹽村示現寺の末山なり、何れの時の開基にか詳ならず、天文二十一年宗銀と云僧住してより示現寺に屬すと云、觀音を本尊とし客殿に安ず、

長二尺二寸、傳言ふ定朝が刻める所にして高寺より移せりと、鐘樓に鐘を懸、徑二尺五寸、延寶三年三月願主住持能外益藝代と彫附あり、△地藏堂 境内にあり、△般若堂 同上 △祖師堂 同上 △稻荷神社 同上俗に栗村稻荷と稱せり、△熊野宮 同上

【寶物】 △古文書 一通、其文如左、

葦名盛隆判

(花押) 上に朱印を押す、

右舟越之地五貫文之所、永代賣渡申處實也、御判形之上於末代不可有相違者也、仍證狀如件、

天正九年二月廿九日 平田尾張守輔範(花押)

栗村殿參

○古蹟

○館迹 下町定林寺の邊民居の地を云、今は土居堀の形もなし、元龜天正の間栗村下總諱を失ふに天正七年十二月二十八日栗村死すと云は此人の事といへば住せし同十二年松本太郎に與力せし者とは別人なるべし 跡と云、

村より移し、二座は下茅津村より移す、△熊野宮三座

一座は海老澤村より移し、一座は塚原村より移し、一座は中茅津新田村より移す、△稻荷神三座 一座は本

村より移し、一座は海老澤村より移し、一座は福原新田村より移せり、△八幡宮 下茅津村より移せり、

△諏訪神 中政所村より移せり、△鹿島神 同上

△白山神 同上 △大明神 本村より移せり、△姥神 同上

△御稷神 下茅津村より移せり、△雷神 塚原村より移せり、△神職渡部丹波 寛文中河内經長と云

もの當社の神職となり、相續て今に至る、經長は今丹波政晴四代の祖なりと云、

○古蹟 ○館迹 村中にあり、今民家となる、何れの頃にか渡部中務諱を失ふと云者住し、天正の初荒井丹波某住し、同十年の頃は伊藤勘解由某住せしと云傳ふ、

○褒善

○勘四郎 野澤組洲走村孫三郎が主人なり、孫三郎よく主事のみならず孝心深き者にて、晝は終日暇なき身なれば夜々家に歸ることを乞ふ、孝養に心を盡しければ勘四郎情あるものにて其志にめで、年の限を待たず身の代を許して家に歸し、養を終しめけりかゝる家人あれば、かゝる主ありて是も亦尋常の人のなしがたき事なれば元祿二年米を與て褒賞せり、○善

○善 傳助母しま しまは若き時夫に後れ、獨棲して姑に事へ、三人の子をはごくみけり、姑二十年以來腰居となりてありしが、生附頑なるものなれども、しまよく孝養を盡して其心に違はず、もし親族或はしる人の許に行んといひ、又は近邊にて風呂をたき姑浴せんことを求めば如何なる業をも折棄置て背負行けり、明和四年褒賞して米を與へき、○孝行者文右衛門 寛保三年米を與て褒賞せり、○孝行者よし 文右衛門妻なり、同上 ○善行者太七 安永元年同上 ○忠義者兵右衛門 安永三年同上 ○忠義者七左衛門 天明六年同上 ○忠義者龜太郎 寛政四年同上 ○忠義者萬之助 寛政五年同上

○古坂下村 寛文中までは小坂下に作れり、府城の西北に當り行程三里、家數三十三軒、東西三町南北一町十五間、西は坂下村に續き、三方田圃にて、東は宮川に近し東二町北一町共に坂下村の界に至る、南四町葉林村の界に至る、其村まで七町四十間餘、

○神社 ○御稷神社 境内東西十間餘 村東二町にあり、草創の年月詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、【相殿二十座】 △伊勢宮六座 一座は本村より移し、一座は海老澤村より移し、一座は細工名村より移し、一座は塚原

行者吉右衛門 此村の肝煎なり、明和二年米を與て褒賞せり、

●和泉河原新田村 此村は寛永元年に發く所にて、もとは泉新田と云、寛文四年今の名に改めき、府城の西北に當り行程三里十三町、家數十八間、東西一町五十八間南北一町三間、四方田圃にて、西南に宮川あり、東二十七間中政所村の界に至る、其村は實に當り四町二十間餘、

西三町二間青津組新館村に界ひ宮川を限とす、南一町十七間坂下村に界ひ宮川を限とす、其村まで八町三十間餘、北十一町四十二間青津組下政所村の界に至る、其村まで十二町十間餘、

○山川 ○宮川 村南一町十間餘にあり、中政所村の界より來り、西に流れ北に折れ十五町四十間餘流れ、下政所村の界に入る、

○褒善 ○孝行者新左衛門 明和元年米を與て褒賞せり

○孝行者まつ 新左衛門妻なり、同上 ○善行者江川 半右衛門 此村の肝煎なり、安永五年米を與て褒賞せり、

●中政所村 端村 上政所 府城の西北に當り行程三里十二町、家數三十一軒、東西一町二十八間南北二町四十四間、四方田圃なり、東六町四十六間金上村の界に至る、

其村は辰に當り十町四十間、西一町和泉河原新田村の界に至る、其村は申に當り三町三十間餘、南四町二十間坂下村に界ひ宮川を限とす、其村は未に當り十町四十間餘北八町三間青津組下政所村の界に至る、其村まで八町餘、又丑の方八町八間青津組谷地村の界に至る、其村まで十五町十間、

○端村 ○上政所 神役目録に上政所村あれば、もとは別村にて後端村となりしと見ゆ、本村の南三町三十間にあり、家數十軒、東西一町八間南北五十六間、南は宮川に傍ふ、

○山川 ○宮川 村南四町二十間にあり、金上村の境内より來り、三町二十間餘西に流れ和泉河原新田村の境内に入る、

○關梁 ○橋 村南宮川に架す、耶麻郡の諸村より坂下村に通る路なり、長二十四間、土橋なり、

○寺院 ○定徳寺 境内東西十二間南北二十八間半年貢地 村北にあり、開基分明ならず、應永中圓誠と云僧住せりと云、山號を徳榮山と云、笈川組勝常村勝常寺の末寺眞言宗なり、本尊釋迦客殿に安す、

○褒善 ○忠義者武七 寛政元年褒賞して米を與へき、
○忠義者しげ 此村の農民又吉妻なり、寛政三年褒賞

して米を與へき、

●金上村 府城の西北に當り行程三里、家數七十軒、東西八町南北一町四十四間、四方田圃なり、東二町二十間青津組村田村の界に至る、其村は辰に當り八町四十間餘西三町四十四間中政所村の界に至る、其村は戌に當り十町四十間、南三町四十八間坂下村の界に至る、其村は申に當り十三町、北四町三十間青津組御池村の界に至る、其村まで八町五十間餘、

○山川 ○宮川 村より五町計未申の方にあり、坂下村の界より來り三町、西に流れ中政所村の界に入る、

○原野 ○秣場 村より一町辰巳の方にあり、東西一町四十間餘南北四町、

○神社 ○諏訪神社 境内東西十間南北六間免除地 村西二町にあり、勸請の時代傳らず、原村山田伊勢是を司る、鳥居あり、
【相殿一座】 △大明神 本村より移せり、

○寺院 ○金上寺 境内東西三十一間南北二十二間年貢地 村中にあり、曹洞宗、鐘鑄山と號す、會津郡南青木組北青木村善龍寺の末寺なり、何れの頃の開基と云こと詳ならず、貞治中雲道と云僧住せりと云、本尊藥師客殿に安す、長二尺二寸、相傳て運慶作とす、寛文中までは像背に貞治二卯年安置住持雲道と銘あり、今は火災に罹て文字見えず、

○古蹟 ○館迹 金上寺の南にあり、土居堀の形残り民屋數家となれり、金上遠江守盛備居館の跡と云、
○褒善 ○忠義者莊兵衛 寛政元年褒賞して米を與へき
●海老澤村 府城の西北に當り行程二里十八町、家數二十二軒、東西二區に住し東住西住と云、其間一町十六間を隔つ、東住東西一町二十四間南北一町二十二間、西住東西一町十間南北一町二十間共に四方田圃なり、村南越後街道に一里塚あり、東一十八間餘細工名村の界に至る、其村は辰に當り八町十間餘、西二町三十八間北二町二十二間、共に青津組村田村の界に至る、其村は北に當り三町二十間、南三町四十二間下茅津村の界に至る、其村まで八町十間餘、

○水利 ○富川堰 細工名村の方より來り、田地の養水とし村田村の方に注ぐ、

○寺院 ○眞養寺 境内東西十五間南北十二間年貢地 東住の東にあり、創立の始分明ならず、曹洞宗にして久泰山と號す、天正十八年より天寧村天寧寺の末寺となりしといふ、彌陀を本尊とし、客殿に安す、

○古蹟 ○館迹 東住の村中にあり、東西一町南北一町十間餘民居となれり、何れの頃にか藤倉久太郎重信と云者住せし所と云、

●細工名村 府城の西北に當り行程二里二十二町、南北二區にあり、其間二町二十間餘を隔つ、南を上細工名と云、東西四十間南北一町十二間、家數七間、北を下細工名と云、東西三十八間南北一町四十間、家數十六軒、村中に越後街道あり、共に四方田圃にて、東は鶴沼川に近し、東十四間南四十七間、共に塚原村の界に至る、其村は南に當り四町二十間餘、西三町三十間下茅津村の界に至る、其村まで九町四十間、北七町七間青津組村田村の界に至る、其村は亥に當り七町餘、又戌の方七間海老澤村の界に至る、其村まで八町十間餘、

○山川 ○鶴沼川 俗に大川 下細工名より五町寅の方にあり、塚原村の境内より來り、七町十間餘北に流れ、村田村の境内に入る、

○水利 ○富川堰 塚原村の方より來り、田地に灌ぎ海老澤村の方に注ぐ、

○寺院 ○妙福寺 境内東西六間南北十二間年貢地 上細工名の村中にあり、山號を本光山と云、開基の年月を詳にせず、法華宗、府下大町實成寺の末寺なり、

○地藏堂 境内東西八間南北十二間免除地 妙福寺の東にあり、三間半四面南向地藏木佛、長三尺三寸五分坐像なり、運慶作と云傳ふ、もと村北八町計にあり、慶長十九年閏二月二

十九日此處に遷れり、相傳ふ嘉元の頃、實成寺の開山日尊出羽國に赴しどて、耶麻郡熊倉村に至りし時、何くともなく小僧一人來て日尊に向ひ吾村老若疫に染て病苦に堪へず、願はくば師の法力を假て其苦を濟はんと云、日尊やがて其請に應じければ、小僧日尊が行李を肩にし一庵の前に至り、禮謝の體をなし、忽其ゆく所をしらず、日尊怪て門に入庵主を見てこれを問、庵主いふ、吾庵に小僧なし、唯地藏の靈像のみあり、彼化身なるも測り難しとて、共に地藏堂に詣り見れば果して日尊が行李を肩にせり、日尊感涙を催し庵主の請に従ひ、木像の背に題目を書し、又石面に妙法蓮華經の五字を題し、攘災の法を修しければ、一村の老若忽其病苦を免れしと今も堂前に日尊が書しと云題目を彫たる石碑あり 又此像天文五年の洪水に漂流して越後國に至りしに、童子多く集り、手車にのせ村送にして此村まで送還せしとぞ、其時の童謡今も此邊の兒戯に残れり、

○古蹟 ○館迹 上細工名の村中にあり、東西三十六間南北二十四間、葦名盛興の臣谷津土佐諱を傳へずと云者住し、其後皆川次郎吉村と云者住せしと云、

●塚原村 此村天喜の頃より塚原と云しが、後轉じて東原に作れり、寛文中にこれを復す、府城の西北に當り行

程二里十三町、家數四十五軒、東西二町四十間南北三町二十四間、四方田圃にて、東は鶴沼川に近し、東十五町會津郡高久組高久村の界に至る、其村まで十八町二十間餘、西一町二十四間牛澤組中茅津村の界に至る、其村は未中に當り九町餘、南十六町四十二間會津郡中荒井組眞渡村の界に至る、其村は辰巳に當り二十三町五十間餘、北三町十四間細工名村の界に至る、其村まで四町二十間餘、

○山川 ○鶴沼川 村東二町十間餘にあり、眞渡村の界より來り十八町、北に流れ細工名村の界に入る、東西八町餘南北十八町計の河原あり、

○關梁 ○船渡場 越後街道にて鶴沼川を渡り高久村に行く、

○水利 ○富川堰 眞渡村の方より來り、田地の養水とし、細工名村の方に注ぐ、

○神社 ○八幡宮 境内東西二十間南北一町十六間免除地 村より二町辰巳の方鶴沼川の西岸茂林の中にあり、鎮座の始詳ならず、滿藏寺司なり、鳥居・拜殿あり、【相殿一座】△稻荷神 本村より移せり、

○寺院 ○滿藏寺 境内東西十二間南北十七間年貢地 村中にあり、天台宗、流古山と號す、創建の時代をしらず、文龜二年源順と

云僧住せりと云、明曆元年より下野國日光山妙道院の門徒となる、本尊地藏客殿に安ず、△觀音堂 境内にあり、會津三十三所順禮の一なり、

○古蹟 ○館跡 村北にあり、東西二町二十間餘南北二町十間餘、何つの頃にか平田兵部小輔諱を失ふと云者住せし所と云、今は田圃となれり、

●下茅津村 小名 河原屋敷 府城の西北に當り行程二里二十六町、家數二十八軒、東西一町四間南北二町二間、四方田圃なり、東五町十間南三町二十六間、共に牛澤組中茅津村の界に至る、其村は巳に當り六町五十間、西三町六間福原新田村の界に至る、其村は戌に當り七町五十間餘、北六町四十八間海老澤村の界に至る、其村は丑に當り十一町二十間餘、

○小名 ○河原屋敷 本村の北三町五十間餘にあり、家數十軒、東西五十間南北一町八間、四方田圃なり、

○寺院 ○眞福寺 境内東西十三間南北二十一間年貢地 村西にあり、松岩山と號す、曹洞宗なり、開基の僧を林首座と云、永祿元年に創建し、慶長十年より天寧村天寧寺の末山となりしと云、虚空藏を本尊とし客殿に安ず、

○舊家 ○石田七郎左衛門 慶長中上杉景勝就封のとき石田土佐と云もの從ひ來て、此村北館と云所に居住し

肝煎となりしより子孫相續て今に至れりと云、家に先祖の武器數品と上杉氏・蒲生氏・加藤氏の時の證文二十一葉を藏む、今其一二を下に出す、其文如左、

里稻川郡下皆津村御年貢米錢納事

合五拾九石貳斗五升五合者 米方 皆濟

合八貫貳百拾貳文者 錢方 濟候

此外貳百五拾三文者 未進

但口錢共に

右之通坂下御藏に納所實正也、如件、

慶長六年 九月七日 宇津江印

肝煎參

長帳慶長三年上杉景勝就封の事を記せし所に、四郡の御代官のことは、山の郡は滿願寺仙右衛門殿、川沼郡は松本内匠殿、大沼郡は山田喜右衛門殿、稻川のことは津川をしからみ、宇津江藤右衛門殿云々とあり、

納下海津村年具米方錢方之事

米 合七拾九石三斗四升七合八分 納内

米 壹石五斗者 關免分

米 貳石者 肝煎給但兩人え

米 七拾五石八斗四升七合八分者 納分

代方七拾九貫三百四十八文 納内但京錢也
代八百文者 關堀分に相渡也
右何れも皆濟如件
寛永元年十二月廿八日 谷崎彦左
元隆(花押)

下海津村肝煎 孫三郎との
同 助二郎との

●福原新田村 此村は元和九年福原嘉左衛門と云もの新墾せしゆゑ村名とせりと云、府城の西北に當り行程二里二十四町、家數四十二軒、東西二町十六間南北一町五十間、四方田圃なり、東五町三十八間海老澤村の界に至る、其村は丑に當り六町十間餘、西九町坂下村に界ひ宮川を限とす、其村まで十四町、南八町二十五間牛澤組中茅津村の界に至る、其村は辰に當り十六町十間、北一町十八間青津組村田村の界に至る、其村は丑寅に當り十三町、又辰巳の方七町六間下茅津村の界に至る、其村まで七町五十間、未申の方四町四十七間下金澤新田村の界に至る、其村まで五町三十間餘、申の方四町五十間葉林村に界ひ宮川を限とす、

坂下村の界に入る、此村の境内を流る、こと十二町計、
○寺院 ○徳正寺 境内東西十八間半南 村西にあり、山號を福壽山と云、もとは禪宗にて元和九年、隣悦と云僧建立せり、寛永十八年より淨土宗府下五之町高巖寺の末寺となる、本尊彌陀客殿に安ず、△太子堂 境内にあり、
○褒善 ○忠義者市之丞 寛政七年米を與て褒賞せり、
●下金澤新田村 此村は元和七年に發く所の新田なり、府城の西北に當り行程三里、家數四軒、東西三十六間南北一町三十間、四方田圃にて、西南は宮川に近し、東四町五十八間北一町二十間、共に福原新田村の界に至る、其村は丑寅に當り五町三十間餘、南二町四十間牛澤組上下金澤兩村に界ふ、西一町四十八間牛澤組大江村に界ひ宮川を限とす、
○山川 ○宮川 村西一町四十間餘にあり、福原新田村の境内より來り、西に流れ北に轉じ四町流れて又福原新田村の境内に入る、
○褒善 ○孝行者小林莊七 此村の肝煎なり、享和二年米を與て賞せり、○孝行者とく、莊七妻なり、同上
●中茅津新田村 此村は寛永十四年に開く所の新田なり、府城の西北に當り行程二里十八町、家數七軒、東西一町

五十六間南北一町、四方田圃にて、東北は宮川に近し、東一町十五間牛澤組中茅津村に界ふ、西一町十三間牛澤組上下金澤兩村の界に至る、下金澤村は申に當り七町五十間餘、南一町十三間上金澤新田村の界に至る、其村まで四町十間餘、北二町四十八間中茅津村に界ひ宮川を限とす、又辰巳の方五町三十六間牛澤組上茅津村に界ふ、
○山川 ○宮川 村より五町三十間餘辰巳の方にあり、上茅津村の界より來り、北に流れ中茅津村と入逢の地を経て西に流れ、上下金澤村兩村の界に入る、此村の境内を流ること六町十間餘、

●上金澤新田村 此村は元和九年牛澤組上金澤村の住、遠藤九郎左衛門と云者開發せし地なり、府城の西北に當り行程二里十八町、家數六軒、東西一町五間南北四十七間、四方田圃なり、又村より一町二十間亥の方に家一軒あり、東四十六間北一町五十間、共に中茅津新田村の界に至る、其村は北に當り四町十間餘、西三十六間牛澤組上下金澤兩村の界に至る、上金澤村は西に當り二町餘、南二町二十間大沼郡中荒井組和泉新田村の界に至る、其村まで六町、又辰の方二町五十間牛澤組上茅津村の界に至る、其村まで八町三十間餘、未申の方一町三十間大沼郡中荒井組澤田村の界に至る、其村まで八町十間、

○水利 ○栗村堰 和泉新田村の方より來り、田地の養水とし、上下金澤兩村の方に注ぐ、
●葉林村 端村 東葉林 此村も又天喜の頃は葉林と云しが、後轉じて羽林に作れり、寛文中に舊に復す、府城の西北に當り行程三里二町、家數十三軒、東西一町二十九間南北一町五十六間、四方田圃なり、村北下野街道に一里塚あり、東四町十間福原新田村に界ひ宮川を限とす、西四町十間坂下村の界に至る、其村は亥に當り八町、南四町六間牛澤組大江村の界に至る、其村まで十八町四十間北一町二十九間古坂下村の界に至る、其村まで七町四十間餘、又未申の方一町三十六間原村の界に至る、其村まで六町三十間餘、
○端村 ○東葉林 本村の東二町二十間餘にあり、家數十一軒、東西四十間南北五十二間、四方田圃にて、東は宮川に近し、
○山川 ○宮川 村東三町にあり、牛澤組上下金澤兩村の界より來り、四町三十間北に流れ、坂下村の界に入る、
○水利 ○栗村堰 大江村の方より來り、田地に注ぎ、原村の方に注ぐ、
○寺院 ○林昌寺 境内東西十五間半 村北にあり、文祿二

年春宅と云僧草創せりと云、明暦二年より天寧村天寧寺の末山となる、山號を嫩花山と云、曹洞宗なり、本尊觀音客殿に安ず、

○褒善 ○善行者市郎右衛門 明和元年米を與て賞せり

●原村 此村もと白狐村と云しといふ、神役目録長帳に白子村あり、此村の事にや、府城の西北に當り行程三里家數十八軒、東西三町南北一町五十間、四方田圃なり、東一町四十八間葉林村の界に至る、其村は寅に當り六町三十間餘、西一町十二間中村新田村の界に至る、其村は未申に當り三町五十間餘、南二町十四間牛澤組大江村の界に至る、其村まで十町三十間餘、北五町七間古坂下村の界に至る、其村は丑に當り八町餘、

○水利 ○栗村堰 葉林村の方より來り、田地の養水とし、坂下村の方に注ぐ、

○神社 ○稻荷神社 境内東西十間南北二十四間免除地 村の戌亥の方にある、何れの時勸請せりと云こと傳らず、鳥居・幣殿・拜殿あり、【相殿七座】 △伊勢宮二座 一座は本村より移し、一座は葉林村より移せり、△稻荷神二座 一座は葉林村より移し、一座は中村新田村より移せり、

△八幡宮 葉林村より移せり、 △十二神 同上

△山神 同上 △神職山田伊勢 貞享中攝津青重と云

軒、東西四十間南北二十五間、

○神社 ○氣多神社 境内東西九間南北六間免除地 村西山腰にあり、祭神二座大己貴命大活玉命なり、勸請の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、原村山田伊勢が司なり、里老相傳て源義經奥州に下向の時、辨慶從て笈の背板を奉納せしと云、又社傍に「辨慶かし」とて大木成「大かし」の木ありしとぞ、今は枯て纒に存せり、

○船渡村 村西に只見川の渡場ある故名けしと云、府城の西北に當り行程四里十五町、家數五十七軒、東西一町南北四町、越後街道に住し、東南に山を擁し、西は只見川に臨む、越後街道驛所にて、野澤組片門村と相驛なり牛澤組塔寺村驛より二十九町四十五間此に繼ぎ、此より三里五町十七間野澤組野澤驛に繼ぐ、村中に官より令ぜらる、掟條目の制札あり、村東一町に一里塚あり、東十五町氣多宮村の界に至る、其村まで十七町、西四町野澤組洲走村に界ひ只見川を限とす、南五町牛澤組和泉村の山に界ふ、北六町窪倉村の界に至る、其村まで十町、又丑寅の方村際にて窪村に界ふ、其村まで三町、未申の方村際にて片門村に界ひ、只見川を限とす、其村まで二町、

○山川 ○鐘撞堂坂 村東八町にあり、越後街道にて氣多宮村の方より來り、下ること凡三町計、頂より少下

もの神職となり、四世を経て今の伊勢青壽に至りしと云、

●中村新田村 此村は寛永元年に佐藤源左衛門と云もの牛澤組杉村より來て新墾せりと云、今に其子孫務右衛門と云もの此村の肝煎を勤む、家に蒲生氏より渡せし稻田福西等が連署の板札を藏む、府城の西北に當り行程三里家數十四軒、東西二町四十間南北三町五十二間、四方田圃なり、東一町四十二間北は村際にて共に原村に界ふ、其村は寅に當り三町五十間餘、西二町二間南一町三十二間共に牛澤組牛澤村の界に至る、其村は申に當り七町十間餘、

●氣多宮村 小名 新田 此村寛文中まで轉訛して楯宮に作れり、府城の西北に當り行程四里、家數二十七軒、東西二町十五間南北一町十間、越後街道にあり、西南北は山に倚り、東は平地に續く、村の未の方柳津道に一里塚あり、東は村際にて牛澤組塔寺村に界ふ、其村は寅に當り二町四十間餘、西三町二十間北四町、共に船渡村の山界に至る、其村は西に當り十七町、南三町塔寺村の山に界ふ、又未の方十五町三十間牛澤組大澤村の界に至る、其村まで二十二町十間、

○小名 ○新田 本村の七町十間未の方にあり、家數二

り道の東の山上に高寺鐘樓の跡あり其傍に孤松樹あり

○只見川 俗に揚川 村西にあり、和泉村の界より來り、十二町北に流れ窪村の界に入る、

○寺院 ○善明寺 境内東西十一間南北二十四間免除地 村中にあり、曹洞宗龍松山と號す、開基の僧を壽長と云、文明三年此寺を創建し、天正十八年より天寧村天寧寺の末山となりしと云、彌陀を本尊とし客殿に安ず、

○眞徳寺 境内東西十間南北十八間免除地 村中にあり、草創の時代詳ならず、元龜中光龍と云僧住せりと云、眞言宗、山號を大日山と云、府下博勞町自在院の末山なり、本尊大日客殿に安ず、長二尺七寸、大永二癸未年三月廿四日、造立之佛師治部七郎と銘あり、又くち損したる古佛の形體全からざるもの多し、△大威徳堂 境内にあり、大威徳牛に乗たる異相の古像なり、此像ある故昔より此村にて牛を飼はずと言傳ふ、

○古蹟 ○館跡 村の辰巳の方にあり、相傳て雲雀城の跡と稱す、何人の居りし所なることをしらす今は崩れて川となり其地纒存せり、○駒壇 村東二町計にあり、四方一間計、昔何れの時にか名馬を此所に埋めしと云、

○褒善 ○釋全良 善明寺の住僧なり、何れの所の産なることをしらす其師を全訓とて齡七十二に餘れり、全良是に事て其心

を養ひ齡の長からん事を願ひ、常に種々の花水車様の物を作り老の目を慰め、夜はしとねをしき、床をやはらかにし側に居て物語し、能程に立去けり、師彌老衰しては師の足もとに臥て其足を温めけるに、縦令弟子なればとて年闌たる僧を足もとに置こと氣遣はしげに見えければ、宵の間は手習ふ童を頼み温めさせ、師熟睡の後是に代れり、されば江湖などにて適側を離るゝ時は師別を惜み、嬰兒の母を慕ふがごとし、全良も身は遠方にあれども心は老師の左右を離れざりき、元祿十一年賞して米を與へき、○忠義者松次郎 享和元年米を與へて賞せり、

●窪村 府城の西北に當り行程四里十五町、家數二十五間、東西一町二十二間南北一町二十一間、四方田圃にて東は山に傍り、西に只見川あり、東二十九町青津組見明村の山に界ふ、西十二町野澤組洲走村に界ひ只見川を限とす、南は村際にて船渡村に界ふ、其村は未に當り三町北九町十四間田中村の界に至る、其村まで十町四十間餘又丑寅の方十町四十五間大原村の界に至る、其村まで十町二十間餘、

○山川 ○只見川 村西十二町にあり、船渡村の境内より來り、一町計北に流れ、窪倉村の境内に入る、

の内にて見明村以上青津組は寺門あり、塔村寺牛澤は金塔ありし所なりと云へば後に峻巖を負ひ、院宇多く東麓に列布し其境内甚廣かりしと覺ゆ、今は寺はなくして只戒壇護摩壇經塚のみ此地に残れり、其上に松樹生茂れども土人其枝葉を切採ることをせず、又女人此に登れば雨ふると言傳ふ、又村より三町丑の方山の西麓に高二間計の壇あり、其邊より多く佛具を掘出せしことあり又村北にも高二間計周七十間計の壇あり、四方に墮めぐりに「犬かし」の大樹あり、

○褒善 ○善行者久右衛門 安永三年米を與て褒賞せり ○力田者與市 久右衛門子なり、同上 ○忠義者三之助 寛政十二年米を與て褒賞せり、

●窪倉村 府城の西北に當り行程四里二十三町、家數二十軒、此中四軒窪村の境内に住す東西二町南北一町五十二間、四方田圃にて、西は只見川に近し、東は窪村船澤村と田圃相雜る、西四町十間野澤組洲走村に界ひ只見川を限とす、南は村際にて船渡村に界ふ、其村まで十町、北六町四十八間東羽賀村の界に至る、其村は亥に當り八町、又寅の方五十五間田中村の界に至る、其村まで二町二十間、辰巳の方三十間窪村の界に至る、其村まで七町五十間、

○山川 ○只見川 村西四町にあり、窪村の境内より來

○水利 ○堤 村より十町計丑寅の方にあり、周六百三十間、本村及田中村、窪村の養水とす、中丸堤と云、

○神社 ○白山神社 境内東西十九間南 村西四町計にあり草創の年月をしらず、鳥居あり、塔寺村兼子大和が司なり、【相殿六座】 △藏王神 地主神なり、△伊勢宮 船渡村より移せり、△熊野宮 △諏訪神 △稻荷神 △十二所神 同上

○古蹟 ○高寺跡 村より十五町寅の方山上にあり、山の高凡二十五丈計、麓より屈曲して登り頂に至る、此邊は、昔高寺ありし遺跡といひ傳ふ、高寺は欽明天皇元年草創せしと云、其時は佛教未東漸せざる以前なれば如何なるもの、開基せるにか詳ならず、其後堂舎子院次第に繁榮して三千餘宇に及びしが、寶龜六年兵燹に焼亡し遂に廢絶に及びしを、大同三年田村鷹將軍空海が勸化に因て其遺趾に惠隆寺と云寺を建立す、空海千手觀音の立像并左右二十八部衆彌陀藥師を彫刻してこれを安置し、又自壽像を作て此寺におきけるが、何れの頃にか山麓金塔の邊に遷れりと云、牛澤組塔寺村の條下と併見 實にも此寺は左計の巨刹なりしと見えて、本組のみならず、青津組・牛澤組の諸村に亘り其遺跡多く、此寺より移せしと云、古佛往々にあり、宇内村は其院宇

り、四町計北に流れ、東羽賀村の境内に入る、

○神社 ○稻荷神社 境内東西八間南 村西にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、塔寺村兼子大和が司なり、

【相殿一座】 △伊勢宮 本村より移せり、

○寺院 ○安樂寺 境内東西十三間南 稻荷社の北にあり、開基傳らず、山號を歸敬山と云、淨土宗、五之町高巖寺の末山なり、本尊彌陀客殿に安ず、

○古蹟 ○館迹 村より未の方二町計にあり、何れの頃にか渡部監物某と云者住せしと云、今は次第に崩れて川となりし、

●大原村 府城の西北に當り行程四里十八町、家數二十二軒、東西一町三十間南北二町、東に山を覆ひ、三方に田圃あり、東五町窪村の山に界ふ、其村は未に當り十町二十間餘、西十二町北二町十六間共に田中村の界に至る其村は酉に當り一町四十間、南二町窪村に界ふ、又寅の方十四町十八間青津組南宇内村の山に界ふ、

○水利 ○堤三 白森堤周五十八間、村東四町にあり、背灸堤周九十七間、柳清水堤周百二十間、共に村より五町寅の方にあり、柳清水堤は元文三年に築けり、

○寺院 ○善福寺 境内東西二十二間 端村東山際にあり、開基詳ならず、山號を大原山と云、曹洞宗、會津郡南青

木組北青木村惠倫寺の末山なり、本尊地藏客殿に安ず、

○古蹟 ○館跡 村東七町計にあり東西一町十間南北五

十間福富館の跡と云、何人の居りしと云こと詳ならず、

○褒善 ○忠義者太兵衛 寛政三年米を與て褒賞せり、

●田中村 端村 西海枝 府城の西北に當り行程四里十八

町、家數十五軒、東西一町三十間南北三町二十三間、四

方田圃なり、東一町二十四間大原村の界に至る、其村ま

で一町四十間、西一町三十四間窪倉村の界に至る、其村

は未申に當り二町二十間、南は村際にて窪村に界ふ、其

村まで八町二十間餘、北二町五十一間東羽賀村の界に至

る、其村は戌亥に當り七町三十間餘、又丑寅の方十七町

三十間長井村の山に界ふ、其村まで三十町、

○端村 ○西海枝 本村の北一町二十間餘にあり、家數

十三軒、東西一町十八間南北一町十五間四方田圃なり、

○水利 ○堤二 一は千場山堤と云、周五十間、村より

七町十間餘寅の方にあり、一は春澤堤と云、周八十間

村の寅卯の方十四町にあり、

○神社 ○地神社 境内東西二十間南 端村西海枝の丑寅の

方にあり、何時の草創なることをしらす、鳥居あり、塔

寺村兼子大和是を司る、【相殿四座】 △伊勢宮 本村

より移せり、△稻荷神 △山神 同上 △熊野宮 大

原村より移せり、

○大明神社 境内東西十間南 村より三十間餘丑寅の方田

畝の中にあり、勸請の始をしらす、祭神詳ならず、鳥

居あり、村民の持なり、

○寺院 ○松音寺 境内東西二十九間 村の戌亥の方にあり

高峯山と號す、天文十五年月庵と云僧創建せりと云、

曹洞宗、船渡村善明寺の末山なり、本尊觀音客殿に安

ず、○觀音堂 境内東西八間南 端村西海枝の東にあり、

草創の時代分明ならず、村民の持なり、

○古蹟 ○館跡 村北十町計にあり、東西三十間南北一

町二十間、何れの頃にか田中兵部少輔頼任と云者住せ

りと云、

○褒善 ○忠義者七助 天明四年米を與て褒賞せり、

○忠義者喜三郎 天明七年同上 ○忠義者喜左衛門

寛政九年同上

●東羽賀村 府城の西北に當り行程四里三十町、家數十

七軒、東西一町五十四間南北四十八間、四方田圃にて、

西は只見川に傍ふ、東二町三十間田中村の界に至る、其

村は辰巳に當り七町三十間餘、西一町二間野澤組西羽賀

村に界ひ只見川を限とす、其村まで二町四十間餘、南四

町窪倉村の界に至る、其村は巳に當り八町、北五町二間

西羽賀村に界ふ、

○山川 ○只見川 村西二町計にあり、窪倉村の界より

來り、二十町計北に流れ堰澤村の界に入る、

○神社 ○稻荷神社 境内東西十五間南 村より一町二十間

未申の方にあり、鎮座の始詳ならず、只見川の東岸に

臨む、大なる柴藤喬木に蔓延す、鳥居あり、塔寺村兼

子大和が司なり、【相殿一座】 △權現 地主神なり、

○寺院 ○報身寺 境内東西十六間 村北にあり、淨土宗、

淨國山と號す、開基の年を知らずとは眞言宗にて

寛永の初淨順と云僧住し同十九年曇岷と云僧住して五

之町高巖寺の末山となりしと云、本尊彌陀客殿に安ず、

○褒善 ○忠義者りつ 此村の農民重太祖母なり、寛政

六年米を與て褒賞せり、

●堰澤村 府城の西北に當り行程六里、家數二十七軒、

東西二町二十九間南北一町五間、四方田圃にて、西は只

見川に近し、東四町二十五間谷野新田村に界ふ、西二十町

六間野澤組夏井村に界ひ只見川を限とす、南六町二十八

間東羽賀村の界に至る、其村まで二十二町四十間餘、北

三町八間宮月村の界に至る、其村まで八町餘、又亥の方

五町五十一間、野澤組河井村に界ひ只見川を限とす、

○山川 ○只見川 村西三十間にあり、東羽賀村の界よ

り來り、六町二十間北に流れ、宮月村の界に入る、

○神社 ○御稷神社 境内東西十九間南 村より三十間餘寅

の方にあり、何れの時の草創なることをしらす、鳥居あ

り塔寺村兼子大和是を司る、【相殿一座】 △諏訪神

本村より移せり、

○寺院 ○常心寺 境内東西十三間半 村西只見川の東岸に

あり曹洞宗、山號を保福山と云、文明中曹鐵と云僧開

基し、慶安四年より北青木村惠倫寺の末山となりしと

云、本尊地藏客殿に安ず、

●宮月村 府城の西北に當り行程六里、家數十八軒、東

西一町南北一町十間、西は只見川に臨み、北は日橋川に

近く東南に田圃あり、東四町四十間河原田村の山に界ふ

其村は寅に當り三町四十間餘、西二町野澤組河井村に界

ひ只見川を限とす、南七町三十二間堰澤村の界に至る、

其村まで八町餘、北五町二十間耶麻郡木曾組館原村に界

ひ日橋川を限とす、其村まで六町五十間餘、

○山川 ○只見川 村西二町にあり、堰澤村の界より來

り、七町二十間北に流れ村の戌亥の方に日橋川に會

す、○日橋川 俗に大川 村北五町二十間にあり、河原田

村の界より來り、五町十間北に流れ、只見川に會し河

○神社 ○鬼渡神社境内東西二十間南 村より六町三十間辰巳の方にあり、草創の時代分明ならず、鳥居あり、塔寺村兼子大和が司なり、【相殿一座】△稻荷神 本村より移せり、

●河原田村 府城の西北に當り行程六里、家數十四軒、東西五十三間南北二町二十五間、四方田圃にて、東は山に近く北は日橋川に傍ふ、東十五町長井村の界に至る、其村は辰に當り二十九町三十間、西三十間南二町、共に宮月村の界に至る、其村は申に當り三町四十間餘、北一町三十間耶麻郡木曾組館原村に界ひ日橋川を限とす、

○山川 ○松林三 一は村東八町にあり、東西六町四十間南北十八町五十間、一は村の二町二十間辰の方にあり、東西一町四十間餘南北十一町餘、一は村の十三町巳の方にあり、東西一町南北五町四十間餘、此所をも千笑原といへども芍薬を以著しきものにあらず、只長松陰々として雜樹を見ること少く、多く諸菌を産す遠方より望めば三所一となり蒼翠海の如く濤聲常に耳にあり、又林中路傍に七壇とて周六七間より十間餘に至り高三四尺計の壇七つ相並べり、其來由を知る者なし、○日橋川 村北一町三十間にあり、長井村の境内より來り、二十五町計西に流れ宮月村の境内に入る、

○神社 ○山神社境内東西十九間南 村西にあり、鎮座の始を傳へず、鳥居あり、塔寺村兼子大和是を司る、【相殿一座】△稻荷神 本村より移せり、

○褒善 ○忠義者萬助 天明三年米を與て賞せり、

●谷野新田村 府城の西北に當り行程六里、此地東西北は河原田村の山に界ひ、南は田中村の山に接し、東西五町南北八町、寛文十二年谷野又右衛門と云もの、鬮きし所なり、又右衛門は信州高遠より肥後守正之に従ひ來りしものにて、後此地に陸田を開き、羽州最上より芋根を求めて種植せり、延寶二年村名を與て谷野新田と云、彼子孫一家相續て寛延中まで此に住せしが、高敞の地にありて用水の便少ければ、今は堰澤村の東一町に移れり、

●長井村 府城の西北に當り行程五里三十三町、家數五十九軒、東西五町四十間南北三町三十二間、東北は日橋川に臨み、西南は山に倚る、東一町二十間北三十間、共に耶麻郡慶徳組眞木村に界ひ日橋川を限とす、西八町五十三間河原田村の山に界ふ、其村は戌に當り二十九町三十間、南十二町二十間青津組津尻村の山に界ふ、其村は辰に當り一里、又未申の方十二町四十間田中村の山に界ふ、其村まで三十五町、

○山川 ○松林 村南九町二十間山中にあり、東西三町崇ありと言傳ふ、鳥居あり、塔寺村兼子大和が司なり

【相殿三座】△稻荷神 本村より移せり、△聖神 同上 △御稷神 同上

○寺院 ○極樂寺境内東西十六間南 村南一町にあり、山號を花城山と云、開基詳ならず、曆應中空範と云僧住せしとぞ、眞言宗、府下大町彌勒寺の末山なり、本尊地藏客殿に安ず、

○地藏堂境内東西六間南 村東にあり、何れの頃の草創にか詳ならず、村民の持なり、

○古蹟 ○竈御前宅趾 村北十五町計袋原の中にあり、草莽の間に八九尺宛隔て大なる礎相並ぶ、昔は數多ありしが、何れの頃にか極樂寺を修補せし時、掘取しとて今は澗に六七箇残り、其側に御前清水舞臺沼あり、今は澗に六七箇残り、其側に御前清水舞臺沼あり、其所西南に山覆ひ、北に川流れ幽邃なる地なり、溪流岩間より三四段となりて下り、長藤古木の間に瀝ぐ、潺湲の聲を聞者不覺懷古の情を生ず、土人の説に昔此邊は城四郎長茂傳領の地なりし故、年毎に其妻竈を携來り千笑原の芍薬を賞し、此地にて遊觀歌舞しけり、壽永元年、信州横田河原の戦に木曾義仲に打負て後、越後國にたまり兼ね遁て此に住せしが、竈は幾程なく

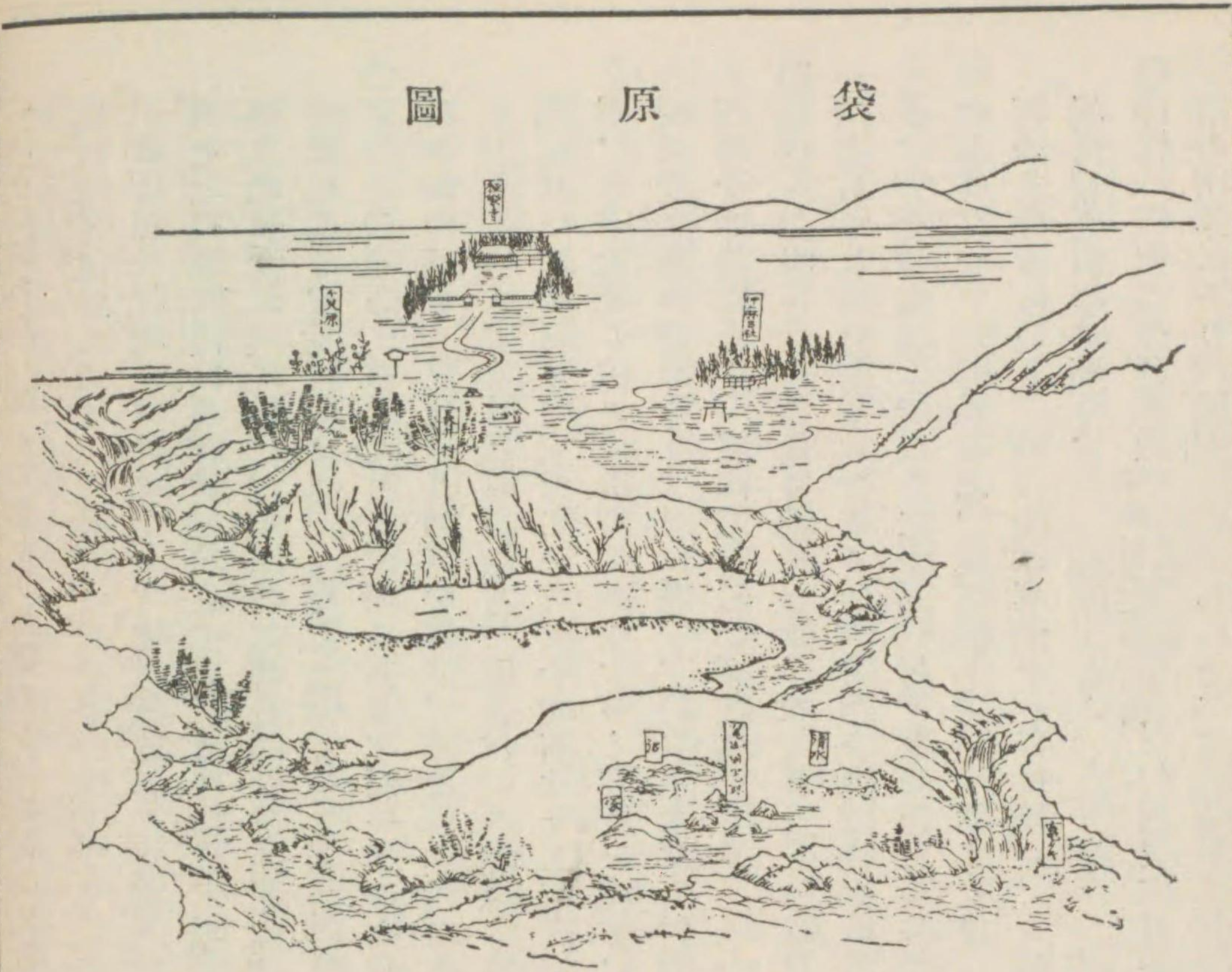
二十間南北二町三十間、香原と云、昔千笑原の芍薬花盛の時香氣此に聞えし故名附しとぞ、

○日橋川 村北一町計にあり、津尻村の界より來り村東を北に流れ西に折れ、村北をすぎ又北に折れ、東に轉じ北に流れ西に轉じ、袋原の三面を回り、河原田村の界に入る、此間地勢に隨ひ山腰を遶ること凡二里計、

○原野 ○袋原 村北九町三十間にあり、西一方のみ本村の地に續き、三面に日橋川を帶び、南は眞木村の地に對し、東と北とは慶徳組新宮村慶徳村、木曾組小布瀬原村の山に對す、東西二十町五十間南北十二町三十間、草莽生茂り往々に田圃を開く、多く萱蕨を産す、城長茂夫妻の遺趾あり、下に載す、○三本木原 村西四町十間餘にあり、東西二町二十間南北二町、

○水利 ○堤三 一を萩野窪堤と云、周三百三十一間、萬治二年これを築く、村より十一町四十間巳の方にあり、一を神山堤と云周百二十間、村より未の方十一町にあり、一を大開堤と云、周百四十二間、村より十二町未申の方にあり、神山堤は享保十一年に築き、大開堤は寶永四年に築く、

○神社 ○安部仲磨神社境内東西十五間南 村西三町日橋川の南岸にあり、鎮座の始をしらず、其社地を侵せば



まで身かりければ、やがて此地に葬れりとぞ、今原中
 に一堆の古塚あり、高五尺計周五間計、是を其葬處な
 りとて村民崇敬す、【平家物語】に長茂木曾追討の爲に
 とて越後出羽會津四郡の兵共を引率し、信濃國に發向
 すと云、【源平盛衰記】には長茂が兄資永が事を國中に
 安堵せずして、出羽國に越て金澤と云所にありと聞ゆ
 と云、又長茂が許より京都に注進したるには、資永任
 國の越後は木曾押領の間不及國務にも見えれば、越
 後國を逐落されしは一定なり、【平家物語】に城四郎我
 身手負、辛き命いきつゝ河に附て越後國に引退くと記
 して其後の事見えざれども、【東鑑】壽永元年九月二十
 八日の條下に、越後國城四郎永用於越後國小河莊赤
 谷、構城郭剩奉崇妙見大菩薩、奉呪詛源家、由有
 其聞とあれば、里人の説左もあるべし、實にもこの所
 は大河を三面に帯び、西一方のみ本村の地に通じ、人
 烟四方に稀なる境地なれば、世を忍べる人の居住せし
 所なるべし、原の東端に大四圍計の榎あり、其邊の字
 を木戸口と云、古瓦石碁を出す、又南面川に附たる畠
 の字に馬おろしと云所あり、馬場の跡といふ所も
 あり、越後國蒲原郡下條組赤谷
 村の條下と併見るべし ○千笑原 村南にあり、
 東西二町二十間餘南北一町二十間餘の芝原なり、此所

に可爲遺退之事、

以上

文祿貳年五月十一日

北川平左衛門尉〔花押〕

池田傳丞〔花押〕

河瀬菅兵衛兼治〔花押〕

内堀次郎左衛門〔花押〕

長井村 百姓中

覺

楨長井山かうか原長三年へ今度各被扱見候之間、長

井山下之在所立相にて入申遣候、

一おう澤村 一おう木村 一すなこい村 一まかぬ

ま村 一おいけ村

右之山へ今度池和泉殿北川殿内兵左殿御兩三人御

扱にて、長井之百姓共へ迷惑と申候共、堅被仰候

間、新儀ニ立相ニ仕入申候在所、

一うない村 一つしり村

慶長拾六年ニ大地しん〔めカ〕こね申候て、百姓共

身たい不成〔めカ〕んく才覺を以、くわさき次第

とへあらくニて有田地を〔めカ〕おこし候て作り可申

は高寺の園ありし跡とて昔より芍薬あり、城長茂又數
 千莖を植續き、其妻と共に遊宴せしとぞ、今も原中芍
 薬多し、四月末五月の始には幽艶眼に滿ち、昔を忍ぶ
 媒となれり、花は一重にて紅花のもの多し、慶長七年
 四月十四日、蒲生秀行此地え花を賞せしこと長帳に見
 ゆ、其時假屋を建し趾あり、今に至るまで不淨を置か
 ず、此原の芍薬は昔より掘取ることを許さず、寛政十
 二年より制札を立て其枝を折ることを禁ず、原中東の
 方に經塚あり、是長茂僧妻の冥福を助けん爲め極樂寺
 の僧徒をして小石を聚て經文を書しめて埋しとぞ、今
 に原上の石に往々墨痕あるものを見ることありと云、
 ○舊家 ○佐藤惣左衛門 其先祖蒲生氏の時より此村の
 肝煎を勤む、相續て今に至ると云、家に多く古文書を
 藏む、其一二を載す、又元和中二本松城主并合戦の事
 を記せしものあり、因に出す、其文如左、

長井村與南宇内北宇内込入村三ヶ所山々出入申
 果條と置目之事

- 一こうか原長井與右之三ヶ村與可爲立相之事、
- 一こうか原ニ他郷より山手錢を出、立入儀ハ、長井爲
- 一郷可爲才判、但新儀之在所入候事ハ無用事、
- 一うるしか袋山者、この二三年をかきり、長井一圓

候、年貢之儀見計候て、納所可仕候、右之通見

入申候共、正意ニ申間敷候間、めん（カ）覺次第ニおこし作り可申候、爲如此候、以上、元和六年十月十三日 半（花押）

二本松城主代合戦之様子

一義繼、正宗初ニハ入魂に而御座候、小相馬馬ヲ被出候時、馬乘五拾騎鐵炮百丁之加勢に而御座候其後鹽松城主備前むすめを持被申候、義繼息義綱嫁與被申、大内備前被申候は、自然正宗ノ鹽松筋へ馬を被出候者、二本松ノ加勢可被申合ため、縁與被申事、

一鹽松へ正宗馬を被出候事、卅八年以前酉ノ年九月廿四日に、鹽松落合仕候、就其正宗と二本松手きれ仕候事、

一輝宗と義繼之果候儀ハ、同酉ノ年十月八日に而御座候事、

一義繼被參候へ共、年寄ニ新城新廣、此兩人明七月十五日迄城持申候、其後若松へ引取申事、

一二本松籠城之儀も、十月八日明七月十五日迄之籠城にて御座候事、

一籠城之内合戦之様子、酉年ノ霜月十五日に而御座候、正宗せめ申義不罷成、鹽松へ引取申、又明年三月十一日二本松之内之者みのわ玄番へ遊佐源左衛門本宮遊佐丹波本宮之代江新兵衛右四人者遊心、其外五六人もかわり申、みのり館迄、片倉小十郎ヲ引取、本町杉田町に火ヲかけ焼拂せめのほり申候時、城中ノ乗出、みのわ館之片倉小十郎方へきり入をい拂、さん／＼にきり立、正宗人數上下千ばかりをい打にうつとり申候、城中人數少も宛不申候事、

一義繼ノ後二本松城主専一 一正宗ノ内書實預リ

一蒲生ノ内蒲生源左衛門

一景勝之内下條駿河預リ後 町野左近

一秀行内梅原彌左衛門 只今本山豊前守、同河内守

元和八年八月十一日

歳七十三 大田 休房 同六十八 神主主馬助

○褒善 ○忠義者半十郎 安永七年米を與て賞せり、

新編會津風土記卷之九十終

新編會津風土記卷之九十一

陸奥國河沼郡之六

牛澤組

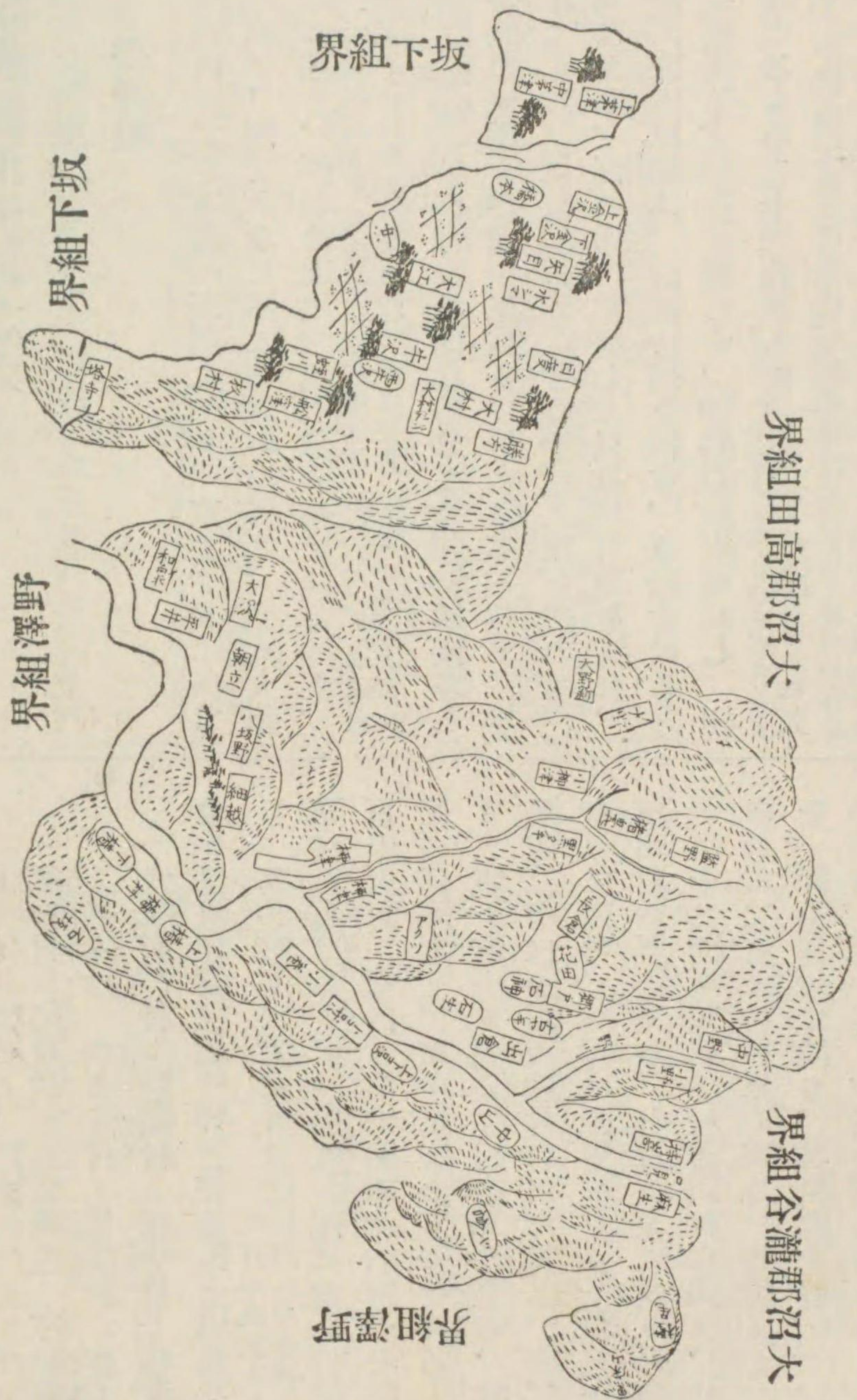
此地府城の西に當り本郡の西南にあり、東より北に回て坂下組に連り、西より北に回て野澤組に隣り、南は大沼郡高田組に續き、西南の隅は大沼郡瀧谷組に交はれり、東西六里餘、東は坂下組上金澤新田村の界、南は野澤組藤村の界、西は野澤組黒澤村の界、南北三里計、高田組野澤組藤村の界より北は、東は地面ひらけて水陸の田圃多しされど養水の便悪く旱魃の患あり、俗に里郷と稱す、中に上茅津・中茅津兩村は本組の地に續かず、坂下組の境内を隔て東にあり、西は衆山重疊し、只見川其間を流れ、村落大抵其左右に傍ふ、故に山郷と稱す、水田少けれども山林茶圃多く、生産乏からず、雪早く降寒氣強し、柳津郷に隸するもの二十四箇村あり、大澤村・和泉村・平井村・朝立村・八坂野村・細越村・椿村・小巻村・柳津村・阿久津村・野老澤村・麻生村・持寄村・小野川村・中野村・出倉村・郷戸村・長倉村・鹽野村・猪鼻村・黒瀧村・小柳津村・大野 其餘は郷名を失ふ、此組諸村共に蜷川莊と村・大野新田村

稱す、凡て四十箇村あり、

牛澤組上十五箇村

牛澤村 端村 西牛澤 大澤村 端村 沖 水島村 矢目村 上金澤村 下金澤村 端村 橋本 上茅津村 中茅津村 日度村 勝方村 大村 大村新田村 船窪村 蛭川村 杉村

●牛澤村 端村 西牛澤 相傳ふ昔空也牛に乗て此村に來る、其牛死して石に化す、此石今民家にあり、土中に埋れて全體は見えず、故に牛澤村と名けしとぞ、府城の西に當り行程三里五町、家數百十七軒、東西五町六間南北六町十七間、西は山に近く四方田圃なり、村中に官より令ぜらる、掟條目の制札あり、東十町十五間大江村の界に至る、其村まで十町二十間西三町二十間細越村の山に界ふ、南二町十五間勝方村の界に至る、其村は未申に當り十町三十間、北五町四間蛭川村の界に至る、其村は亥に當り九町餘、又寅卯の方七町十六間坂下組中村新田村に隣り、其村際を界とす、申の方二町大村の界に至る、其村まで七町、戌の方六町十一間船窪村に隣り、其村際を界とす、○端村 西牛澤 本村の西二町にあり、家數二十軒、東西一町南北二町三十間、四方田圃なり、



牛澤組地理之圖

北

○山川 ○花立山 村西二十町計にあり、高二十丈餘、

空也こゝに花を立て佛を供養せしとぞ、又此山中に燒
香清水と云泉あり、水多く湧出す、下に堤二を築き其
水を貯ふ、○木根坂 花立山の戌亥の方十町にあり、
高三十丈計、柳津道に出る徑路なり、

○田澤川 村西にあり、勝方村の方より來り、北に流
るゝこと十町計蛭川村の界に入る、廣五間より八間に
至る、

○土産 ○葱 此村に産するもの、白根長大にして味美
なり、○煙草 薄葉白黄にして氣味烈しからず、近村
よりも多く産す、

○關梁 ○無明橋 村西大徳寺の門前にあり、長八間幅
一間、田澤川に架す、空也高寺山を開んとせし時高野
山に擬して大徳坊の無明橋と名けしとぞ、今も牛馬を
渡さず、渡れば怪我ありと云、

○水利 ○牛澤堰 大江村に境内より來り、田地に注ぎ
二派となり、一は船窪村の田畝に注ぎ、一は蛭川村の
方に注ぐ、明曆二年此村の郷頭佐原吉左衛門と云者家
資を出し多くの入夫を雇ひ、大沼郡高田組境野村の境
内より宮川を引き、渠を鑿こと凡二里十七町餘、同三
年に其功成る、これより數村養水に乏しからざりき、

○堤三 一は端村西牛澤の西五町山中にあり、周百六
十間楢澤堤と云、慶安中に築く、本村および船窪村蛭
川村の養水とす、又村西七町計山中に二あり、共に周
百六十間本村と大村の養水とす、一は寛永中に築き、
一は明曆中に築く、○樋 村より戌亥の方にあり、長
八間幅二尺餘、田澤川に架す、牛澤境の下流を引て田
地に注ぐ、

○倉廩 ○米倉三屋 村中にあり、一屋は社會なり、二
屋は本組の米を納む、

○神社 ○若宮八幡宮 境内東西九間南 村西にあり、鎮座
の初を知らず、鳥居・幣殿・拜殿あり、勝方村尾崎左京
是を司る、【相殿五座】 △熊野宮二座 共に本村より
移せり、△稻荷神 △幸神 △御稔神 同上

○寺院 ○大徳寺 境内東西二十九間南 村西にあり、會津
郡南青木組天寧村天寧寺の末山曹洞宗なり、縁起によ
るに、天文十七年九月正珊と云僧こゝに來り、如來堂
に宿して靜座せしに、五智如來光明を放ち天半に現す
正珊佛旨を悟り、禪座して年を踰へ、後又諸國を經歷
し再びこゝに來り庵を結て住せり、天正九年高岩と云
僧天寧寺九世仁庵を請て開山とし、牛澤山と號す、後
院宇傾頽せしを宗堯と云僧再興せり、△惣門 六間半

に二間、△客殿 九間に七間東向本尊釋迦、△鐘樓 客殿の前にあり、鐘徑二尺、天和癸亥仲夏吉祥日太源一派之末流牛澤山大徳禪寺と彫付あり、此村の郷頭佐原吉左衛門光忠一子早世しければ、冥福の爲に鑄造せり、△衆寮 客殿の前にあり、六間に二間、△如來堂 客殿の北にあり、三間四面東向五智如來の木像を安す、△觀音堂 村中にあり造立の年代詳ならず、修驗鳴鶴院是を司る、

○古蹟 ○館跡 村中にあり、東西三十間南北一町、昔いつの頃にか佐原右馬允包盛と云者住し、天正の頃蒲生氏の臣佐瀬上總某と云者住せしと云、今民家となり土居空陸の形存す、○經塚 村東二町計にあり、高五尺周十間、空也、經文を埋し所なり、今も時として火燃ることありと云、此邊經壇原とて四方一町計の原野なり、○名馬塚 大徳寺の東北一町計にあり、佐瀬上總が乘馬を埋し所なりとぞ、村老の口碑に天正の頃、黒川に失火ありと聞えければ、近村の地頭急ぎ府に參らんとて鶴沼川の邊に駈集る、折ふし洪水漲りて渡ることを得ず、徒に川岸を睨てひかへけり、然るに上總一人馬に乗て難なく川を渡り黒川に至り氏郷に謁す、残りし者どもは水の落るを待て渡しければ上總には遙に後れた

り、氏郷其遲參を咎めしに各上總が馬の駿足なることを告ぐ、氏郷聽て其馬見んとて召れしに、上總は是より進らすべしと返答し、此馬究竟の逸物なり、今氏郷に進らせんこと本意なし、さればとて命にそむかば罪蒙らんこと疑ふべからず、詮する所此馬と死を共にせんと馬牽よせて刺殺し、其身も大徳寺の如來堂にかけ入り、腹搔切て死したりと云傳ふ、○地藏孕 村東の田圃の字なり、昔いつの頃にか地藏堂のありし所なりと云、其地藏とて今民家に安置す、長一尺計の木佛なり、土人御孕地藏と云、其背後を鑿て別に佛一體を軀中におさむ故名けしとぞ、

○褒善 ○半五兵衛妻かや 八年前より府下齋藤玄智と云醫師の家につかふ、主人貧き上に家内残りなく病に染みしに、かや一人にて病者を勞はりながら女の身に應ぜぬ事までも働きけり、寒き時も垢離をとりて佛神に祈り、其誠を盡しめ主の女二人ありしを幼より育て女の業も教しとぞ、又人の得させしものは聊の品にても父母のもとに贈り、年久しく勤しかど給金の定も増さず、雜費を省き主家を治ること己が身の上の如くせり、延享二年米を與て賞しき、○貞節者らく 此村の農民彦十郎妻なり、安永元年米を與て賞しき、○忠義

者彌兵衛 寛政七年同上 ○忠義者らむ 彌兵衛妻なり、同上

○大江村 端村 沖 此村もと大江村沖村とて二區に住し惣稱を沖大江村と云、寛文中沖を端村とす、府城の西に當り行程三里、家數三十二軒、東西一町四間南北四町三十六間、四方田圃なり、東二町二十二間、南三町一間共に水島村の界に至る、其村は南に當り五町四十間餘、西四町五十六間牛澤村の界に至る、其村まで十町二十間、北八町五十六間坂下組原村の界に至る、其村まで十町三十間餘、又未の方四町五十六間日度村の界に至る、其村まで十町五十間餘、辰の方三町一間矢目村の界に至る、其村まで八町二十間餘、丑の方十三町八間坂下組葉林村の界に至る、其村まで十九町餘、

○端村 ○沖 本村の寅の方七町にあり、家數二十軒、東西二町南北一町、四方田圃なり、

○水利 ○牛澤堰 水島村の方より來り、田地の養水とし、牛澤村の方に注ぐ、

○寺院 ○青龍寺 境内東西二十一間南北二十八間年貢地 村西にあり、曹洞宗、大江山と號す、牛澤村大徳寺の末山なり、慶長九年松鶴と云僧開基す、寛文中尊益と云僧中興し、大徳寺四世洞外を請て開祖とせり、本尊釋迦客殿に安す、

○古蹟 ○館跡 一は村東にあり、東西二十二間南北二十一間、何れの頃にか加藤阿喜津と云者住せり、一は端村沖にあり、東西十二間南北十八間いつの頃にか船窪丹後某住せりと云、今民家となる、

○褒善 ○孝行者半十郎 元文三年米を與て賞しき、

○水島村 府城の西に當り行程三里、家數十六軒、東西一町十八間南北一町二十二間、四方田圃なり、東一町十二間矢目村の界に至る、其村まで三町二十間餘、西三町三十間日度村の界に至る、其村は未申に當り六町十間餘南四町四間大沼郡中荒井組小澤村の界に至る、其村まで九町五十間餘、北二町四十七間大江村の界に至る、其村まで五町四十間餘、

○水利 ○牛澤堰 矢目村の方より來り、田地の養水とし、大江村の方に注ぐ、

○矢目村 府城の西に當り行程二里十八町、家數二十六軒、東西一町五間南北二町、四方田圃なり、東二町五十間上下金澤兩村の界に至る、下金澤村まで五町五十間餘上金澤村まで十町計、西二町十三間水島村の界に至る、其村まで三町二十間餘、南三町大沼郡中荒井組蔭蔭目村の界に至る、其村まで七町十間餘、北九町三十間大江村の界に至る、其村は戌に當り八町二十間餘、

○水利 ○牛澤堰 上下金澤兩村の境内より來り、田地の養水とし水島村の方に注ぐ、○栗村堰 上下金澤兩村の境内より來り、田地の養水とし大江村の方に注ぐ

にあり、坂下組中萱津新田村の方より來り、北に流ること四町計、坂下組葉林村の界に入る、○原野 ○上河原 下金澤村の丑寅の方八町計、鶴沼川の邊にあり、東西二町四十間南北二十間計、

○堤 村南二町にあり、周百八十間餘、

○水利 ○栗村堰 上金澤新田村の方より來り田地に注ぎ、矢目村の方に注ぐ、元龜元年栗村今の坂下に住せし、栗村下總某と云者稻荷の靈夢により此堰を鑿ちしに、上金澤・下金澤・矢目村の地頭ども己が田地の間に堰堀を通さんこと便ならざるよしを訴へければ、葦名家の計ひとして後來堰の修補あらん時、此三村は役夫を免し、其水をば養水とすべきよしの證文を與へしむ

●上金澤村 ●下金澤村 端村 橋本 此兩村は田圃相交はりて地界を分ち難し、上金澤村は府城の西に當り行程二里十八町、家數二十八軒九軒は下金澤村に雜居す、東西一町二間南北二町五間、下金澤村は上金澤村の西三町五十間餘にあり、家數十五軒、東西一町二十四間南北二町、共に四方田圃なり、東は上金澤村より二町、坂下組上金澤新田村に隣り其村際を界とす、西は下金澤村より一町十五間矢目村の界に至る、其村まで五町、南は上金澤村より一町五十八間大沼郡中荒井組澤田村の界に至る、其村まで五町三十間餘、下金澤村より五町大沼郡中荒井組齋麥目村の界に至る、其村まで七町二十間餘、北は上金澤村より二町、下金澤村より六町、共に大江村の界に至る、其村は下金澤村より戌亥に當り十二町餘、

○古蹟 ○館跡 上金澤村の西二町にあり、いかなる故にか一盃館と稱す、東西一町南北四十一間、四方に土居の形存し、中は菜圃となりき、應永の頃石田彈正正碩と云者住し、後玉井左衛門後金澤氏と云者住せしと云、

○下金澤村端村 ○橋本 本村の丑寅の方三町にあり村東栗村堰に架する小橋ある故に名く、家數七軒、東西一町三十八間南北五十二間、四方田圃なり、

○古蹟 ○館跡 上金澤村の西二町にあり、いかなる故にか一盃館と稱す、東西一町南北四十一間、四方に土居の形存し、中は菜圃となりき、應永の頃石田彈正正碩と云者住し、後玉井左衛門後金澤氏と云者住せしと云、

○山川 ○宮川 俗に鶴沼川 上金澤村の丑寅の方八町計と云下同

○古蹟 ○館跡 上金澤村の西二町にあり、いかなる故にか一盃館と稱す、東西一町南北四十一間、四方に土居の形存し、中は菜圃となりき、應永の頃石田彈正正碩と云者住し、後玉井左衛門後金澤氏と云者住せしと云、

○神社 ○八幡宮 境内東西十一間 下金澤村の東にあり、上金澤村の鎮守神なり、草創の年代を知らず、鳥居・幣殿・拜殿あり、勝方村尾崎左京が司なり、【相殿十座】

○古蹟 ○館跡 上金澤村の西二町にあり、いかなる故にか一盃館と稱す、東西一町南北四十一間、四方に土居の形存し、中は菜圃となりき、應永の頃石田彈正正碩と云者住し、後玉井左衛門後金澤氏と云者住せしと云、

△伊勢宮二座 一座は本村より移し、一座は上茅津村より移せり、△稻荷神二座 一座は本村より移し、一座は矢目村より移せり、△御稔神二座 同上 △天王神 本村より移せり、△權現 △若宮八幡 同上

○古蹟 ○館跡 上金澤村の西二町にあり、いかなる故にか一盃館と稱す、東西一町南北四十一間、四方に土居の形存し、中は菜圃となりき、應永の頃石田彈正正碩と云者住し、後玉井左衛門後金澤氏と云者住せしと云、

△明神 矢目村より移せり、

○古蹟 ○館跡 上金澤村の西二町にあり、いかなる故にか一盃館と稱す、東西一町南北四十一間、四方に土居の形存し、中は菜圃となりき、應永の頃石田彈正正碩と云者住し、後玉井左衛門後金澤氏と云者住せしと云、

○寺院 ○法藏寺 境内東西二十一間半 下金澤村の西にあり、淨土宗、山號を龍傳山と云、府下五之町高巖寺の末寺なり、應永の頃上金澤村の富豪石田正碩と云者一寺を營み、空圓と云僧を請て開山とす、天正十七年兵燹に罹りし時、住僧本尊を負ひ遁れ出しかど、僧は賊の爲に殺されて本尊は残り、文祿中大徳と云僧再興せり、明曆中又災に罹り舊記烏有せり、本尊彌陀客殿に安す、

○古蹟 ○館跡 上金澤村の西二町にあり、いかなる故にか一盃館と稱す、東西一町南北四十一間、四方に土居の形存し、中は菜圃となりき、應永の頃石田彈正正碩と云者住し、後玉井左衛門後金澤氏と云者住せしと云、

○長泉寺 境内東西十二間半 下金澤村端村橋本の東一町餘にあり、清橋山と號す、高巖寺の末山淨土宗なり開基を詳にせず、舊本村にあり、境内狭ければ寛永中今の地より丑寅の方に移し、明和中再此に移せり、本

○古蹟 ○館跡 上金澤村の西二町にあり、いかなる故にか一盃館と稱す、東西一町南北四十一間、四方に土居の形存し、中は菜圃となりき、應永の頃石田彈正正碩と云者住し、後玉井左衛門後金澤氏と云者住せしと云、

尊彌陀客殿に安す、

○古蹟 ○館跡 上金澤村の西二町にあり、いかなる故にか一盃館と稱す、東西一町南北四十一間、四方に土居の形存し、中は菜圃となりき、應永の頃石田彈正正碩と云者住し、後玉井左衛門後金澤氏と云者住せしと云、

○古蹟 ○館跡 上金澤村の西二町にあり、いかなる故にか一盃館と稱す、東西一町南北四十一間、四方に土居の形存し、中は菜圃となりき、應永の頃石田彈正正碩と云者住し、後玉井左衛門後金澤氏と云者住せしと云、

○古蹟 ○館跡 上金澤村の西二町にあり、いかなる故にか一盃館と稱す、東西一町南北四十一間、四方に土居の形存し、中は菜圃となりき、應永の頃石田彈正正碩と云者住し、後玉井左衛門後金澤氏と云者住せしと云、

○古蹟 ○館跡 上金澤村の西二町にあり、いかなる故にか一盃館と稱す、東西一町南北四十一間、四方に土居の形存し、中は菜圃となりき、應永の頃石田彈正正碩と云者住し、後玉井左衛門後金澤氏と云者住せしと云、

○古蹟 ○館跡 上金澤村の西二町にあり、いかなる故にか一盃館と稱す、東西一町南北四十一間、四方に土居の形存し、中は菜圃となりき、應永の頃石田彈正正碩と云者住し、後玉井左衛門後金澤氏と云者住せしと云、

○古蹟 ○館跡 上金澤村の西二町にあり、いかなる故にか一盃館と稱す、東西一町南北四十一間、四方に土居の形存し、中は菜圃となりき、應永の頃石田彈正正碩と云者住し、後玉井左衛門後金澤氏と云者住せしと云、

○古蹟 ○館跡 上金澤村の西二町にあり、いかなる故にか一盃館と稱す、東西一町南北四十一間、四方に土居の形存し、中は菜圃となりき、應永の頃石田彈正正碩と云者住し、後玉井左衛門後金澤氏と云者住せしと云、

○古蹟 ○館跡 上金澤村の西二町にあり、いかなる故にか一盃館と稱す、東西一町南北四十一間、四方に土居の形存し、中は菜圃となりき、應永の頃石田彈正正碩と云者住し、後玉井左衛門後金澤氏と云者住せしと云、

○古蹟 ○館跡 上金澤村の西二町にあり、いかなる故にか一盃館と稱す、東西一町南北四十一間、四方に土居の形存し、中は菜圃となりき、應永の頃石田彈正正碩と云者住し、後玉井左衛門後金澤氏と云者住せしと云、

○古蹟 ○館跡 上金澤村の西二町にあり、いかなる故にか一盃館と稱す、東西一町南北四十一間、四方に土居の形存し、中は菜圃となりき、應永の頃石田彈正正碩と云者住し、後玉井左衛門後金澤氏と云者住せしと云、

○古蹟 ○館跡 上金澤村の西二町にあり、いかなる故にか一盃館と稱す、東西一町南北四十一間、四方に土居の形存し、中は菜圃となりき、應永の頃石田彈正正碩と云者住し、後玉井左衛門後金澤氏と云者住せしと云、

○古蹟 ○館跡 上金澤村の西二町にあり、いかなる故にか一盃館と稱す、東西一町南北四十一間、四方に土居の形存し、中は菜圃となりき、應永の頃石田彈正正碩と云者住し、後玉井左衛門後金澤氏と云者住せしと云、

○古蹟 ○館跡 上金澤村の西二町にあり、いかなる故にか一盃館と稱す、東西一町南北四十一間、四方に土居の形存し、中は菜圃となりき、應永の頃石田彈正正碩と云者住し、後玉井左衛門後金澤氏と云者住せしと云、

○古蹟 ○館跡 上金澤村の西二町にあり、いかなる故にか一盃館と稱す、東西一町南北四十一間、四方に土居の形存し、中は菜圃となりき、應永の頃石田彈正正碩と云者住し、後玉井左衛門後金澤氏と云者住せしと云、

○古蹟 ○館跡 上金澤村の西二町にあり、いかなる故にか一盃館と稱す、東西一町南北四十一間、四方に土居の形存し、中は菜圃となりき、應永の頃石田彈正正碩と云者住し、後玉井左衛門後金澤氏と云者住せしと云、

○古蹟 ○館跡 上金澤村の西二町にあり、いかなる故にか一盃館と稱す、東西一町南北四十一間、四方に土居の形存し、中は菜圃となりき、應永の頃石田彈正正碩と云者住し、後玉井左衛門後金澤氏と云者住せしと云、

○古蹟 ○館跡 上金澤村の西二町にあり、いかなる故にか一盃館と稱す、東西一町南北四十一間、四方に土居の形存し、中は菜圃となりき、應永の頃石田彈正正碩と云者住し、後玉井左衛門後金澤氏と云者住せしと云、

○古蹟 ○館跡 上金澤村の西二町にあり、いかなる故にか一盃館と稱す、東西一町南北四十一間、四方に土居の形存し、中は菜圃となりき、應永の頃石田彈正正碩と云者住し、後玉井左衛門後金澤氏と云者住せしと云、

○古蹟 ○館跡 上金澤村の西二町にあり、いかなる故にか一盃館と稱す、東西一町南北四十一間、四方に土居の形存し、中は菜圃となりき、應永の頃石田彈正正碩と云者住し、後玉井左衛門後金澤氏と云者住せしと云、

和泉村の界に至る、其村まで八町餘、北四十九間中茅津村の界に至る、其村まで四町四十間餘、

○山川 ○宮川 村西四町にあり、和泉村の方より來り北に流るゝこと四町、中茅津村の方に注ぐ、

○關梁 ○橋 村西四町上金澤新田村の通路宮川に架す長二十間餘土橋なり、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○寺院 ○淨福寺 境内東西十八間 村中にあり、三心山と號す、本州岩城專稱寺の末寺淨土宗なり、開基の年代詳ならず、昔は化藏院と稱して眞言宗なりしとぞ、本尊彌陀客殿に安ず、△不動堂 境内にあり、

○中茅津村 府城の西に當り行程二里十八町、家數四十軒、東西一町四十八間南北一町二十八間、四方田圃なり

東五町九間坂下組塚原村の界に至る、其村まで六町三十間餘、西三町五十一間坂下組中茅津新田村の界に至る、其村まで五町餘、南四十九間上茅津村の界に至る、其村

まで四町二十間餘、北三町二十三間坂下組下茅津村の界に至る、其村まで六町餘、

○山川 ○宮川 村西四町にあり、上茅津村の方より來り北に流るゝこと五町計、坂下組福原新田村の界に入る、

移し、一座は大江村より移し、一座は水島村より移せり、△熊野宮二座 共に本村より移せり、△鬼渡神

△天神 同上 △羽黒神 大江村より移せり、

○寺院 ○東源寺 境内東西十九間南 村南にあり、曹洞宗、靈松山と號す、天寧村天寧寺の末山なり、昔此村の地頭樋渡彌次郎高滋と云者、禪法に歸依しければ高滋死

後子孫冥福を祈り、天正十一年院宇を營み、天寧寺十世曇吉を請て開山とせり、本尊地藏客殿に安ず、

○勝方村 府城の西に當り行程三里、家數七十二軒、東西三十間南北八町散居す、西は山に倚り三方田圃なり、東十三町日度村の界に至る、其村は辰に當り十二町

西十三町二十間細越村の山に界ふ、南二町十八間大沼郡中荒井組出戸田澤村の界に至る、其村は巳に當り十一町

餘、北二町大村の界に至る、其村は丑寅に當り二町、

○山川 ○田澤川 村東五町にあり、出戸田澤村の方より來り北に流るゝこと十一町三十間餘、牛澤村の界に入る、廣一間半、

○水利 ○堤六 一は村より申の方八町三十間にあり、周四百間、寛永八年に築く、一は村より未の方六町に

あり、周百六十間、明暦二年に築く、一は村より辰の方八町にあり、周百六十間、天明二年に築く、一は村

新編會津風土記卷之九十一 陸奥國河沼郡之六

二五五

○神社 ○稻荷神社 境内東西四間南 村中にあり、鎮座の初を知らず、鳥居・拜殿あり、勝方村尾崎左京が司なり、

○寺院 ○延命寺 境内東西十七間南 村の戌亥の方にあり孤峯山と號す、天寧村天寧寺の末山曹洞宗なり、開基の年代を知らず、慶長九年春茂と云僧天寧寺十三世如

察を請て開山とす、三尊彌陀を本尊とし、客殿に安ず、△觀音堂 客殿の前にあり、

○褒善 ○善行者愛染院 此村の修驗なり、享保十六年米を與て賞しき、○忠義者喜三郎 寛保三年米を與て賞しき、

○日度村 此村中頃樋渡に作る、寛文中舊の文字とす、府城の西に當り行程二里二十四町、家數四十四軒、東西三町南北二町、四方田圃なり、東三町水島村の界に至る、其村は丑寅に當り六町十間餘、西四町勝方村の界に至る、其村は戌に當り十二町、南三町大沼郡中荒井組出戸田澤村の界に至る、其村は未申に當り四町十間餘、北六町大江村の界に至る、其村は丑に當り十町五十間餘、

○神社 ○熊野宮 境内東西十二間 村西二十間餘にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居・拜殿あり、勝方村尾崎左京是を司る、【相殿八座】 △稻荷神三座 一座は本村より

西十町計にあり、周百七十間、一は村より未申の方十一町にあり、周二百間、一は村より戌の方三町にあり周百八十間、大村の養水とす、

○神社 ○感應神社 境内東西二十三間南 村の辰巳の方三町にあり、古木繁陰す、鎮座の始を知らず、鳥居・幣殿・拜殿あり、【相殿六座】 △三島神 本村より移せり、△天王神 △麓山神 △石神 △權現 同上

△諏訪神 大村より移す、△神職尾崎左京 四郎大夫長貞と云もの元祿十三年始て當社の神職となる、左京長道は其四世の孫なりとぞ、

○鬼渡神社 境内東西十五間 村の未申の方三町にあり、鎮座の年代を知らず、尾崎左京が司なり、

○寺院 ○勝方寺 境内東西三十三間南 村西一町計山麓にあり、曹洞宗、越後國村上耕雲寺の末山なり、永正十一年麟覺と云僧關東より來り一字を結て住せり、たま

たま嶺上に雲の起るを見て山號を慶雲山と號し、村名により勝方寺と名けしとぞ、天正七年點山と云僧越後より來り大に禪風を興起し、葦名盛氏より山林を寄附し、頗巨宏の梵宇たり、其後いつの頃にか寺産を失へり、△客殿 八間に六間東向釋迦の木像を安ず、△衆寮 客殿の右にあり、五間半に三間、

新編會津風土記卷之九十一 陸奥國河沼郡之六

二五五

○藥師堂 境内東西八間南 村西二町計山腰にあり、いつ

の頃の建立なるを知らず、堂前に一株の「カツラ」あり
周數圍極て古木なり、又櫻樹一株此木の中間より生じ
圍み二尺計枝葉繁茂せり、修驗大法院司なり、

○墳墓 ○五輪一基 村南一町計菜圃の中にあり、高三
尺計、文字なし、何人の墳墓なるか詳ならず、極て古
墳なり、此邊の字を上佛殿と云、

○古蹟 ○館跡 村中にあり、四方三十間計、いつの頃
にか葦名氏の臣大河原土佐簿様之丞と云者住せしとぞ
二人の靈碑今勝方寺にあり、○仙明院蹟 村中にあり
天正八年此村の領主大河原佐渡と云者建立せり、其後
大沼郡中荒井組入田澤村に移りしと云、

○褒善 ○孝行者虎藏 寛政六年米を與て賞しき、
○大村 此村舊は臺村に作る、何の頃よりか大村と改む
府城の西に當り行程三里、家數二十一軒、東西二町三十
間南北一町三十間、四方田圃にて、西は山に近し、東三
町十二間半澤村の界に至る、其村は丑寅に當り七町餘、
西二十四町細越村の山に界ふ、南は村際にて勝方村に界
ふ、其村は未申に當り二町、北三町大村新田村に隣り其
村際を界とす、

○水利 ○堤三 一は村西四町にあり、周百六十間、又
餘、

餘、

○水利 ○船窪澤堤 村西五町山中にあり、周九十七間
寛政五年築く、

○神社 ○御稷神社 境内三間四方免除地 村西二町餘にあり、草創
の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、勝方村尾崎左京是を
司る、【相殿八座】 △伊勢宮 本村より移す、△鹿島
神 △白山神 同上 △稻荷神二座 一座は杉村より
移し、一座は蛭川村より移せり、△山神二座 一座は
本村より移し、一座は杉村より移せり、△明神 杉村
より移せり、

○寺院 ○太子堂 境内東西八間南 村中にあり、建立の時
代を傳へず、大同三年に刻みし聖德太子の像、享保中
火災に罹りしかば、其餘燼を軀中に藏て同九年今の像
を作りし趣背後に書付あり、村民の持なり、

○褒善 ○孝行者市兵衛 享保十七年米を與て賞しき
○孝行者きむ 市兵衛妻なり、同上

○蛭川村 府城の西に當り行程三里十五町、家數十四軒
東西一町三十五間南北一町四十六間、四方田圃なり、東
四町四十間坂上組中村新田村の界に至る、其村まで九町
四十間、西二間船窪村の界に至る、其村まで二町十間餘
南二町四十八間半澤村の界に至る、其村は巳に當り十町

村より亥の方六町計に二あり、共に二重堤と云、一は
周三百二十間、一は周二百七十間、

○寺院 ○泉養寺 境内東西十九間半 村中にあり、曹洞宗、
萬年山と號す、下總國三王山東照寺の末山なり、明應
の頃東照寺の僧能山こゝに來り一字を造營す、後諸宗
の僧侶住して宗旨もさだかならざりしを、寛文元年洞
家の僧春鶴住してより相續て今に至る、本尊彌陀客殿
に安す、

○大村新田村 府城の西に當り行程三里二町、家數四軒
東西四十間南北二十間、西は山に近く三方田圃なり、東
南は共に村際にて大村に界ふ、其村は巳午に當り三町、
西三町五間大村の山に界ふ、北二町四十間半澤村の界に
至る、其村は丑寅に當り七町十間、此村元和八年に開く
と云、

○船窪村 府城の西に當り行程三里十八町餘、家數二十
六軒、東西二町五間南北三町七間、山麓に住し、東南北
に田圃あり、東二町十間蛭川村の界に至る、其村まで二
町十間餘、西二十五間計半澤村の山に界ふ、南一町十間
半澤村の界に至る、其村は辰巳に當り四町、南三町三十
八間杉村の界に至る、其村まで四町三十間餘、
○原野 ○秣場 村西五町計にあり、東西六町南北三町

三十間、北二町二十間杉村の界に至る、其村は戌に當り
六町二十間、又寅の方四町三十間坂下村の界に至る、其
村まで十町三十間、

○山川 ○蛭川 村東にあり、上流を田澤川と云、半澤
村の界より來り北に流る、こと二町餘、杉村の境内を
經て栗村堰に入る、廣二間餘、

○水利 ○栗村堰 坂下村の方より來り、又坂下村の方
に注ぐ、○牛澤堰 半澤村の方より來り、田地の養水
となり、栗村堰に入る、

○杉村 府城の西に當り行程三里十八町、家數二十九軒
東西一町南北四町四十間、西は山に傍ひ、東南北は田圃
なり、東五町五十間坂下村の界に至る、其村まで十一町
三十間餘、西十町餘坂下組氣多宮村の山に界ふ、南十五
間船窪村の界に至る、其村まで四町三十間餘、北一町五
十六間塔寺村の界に至る、其村まで八町四十間餘、又辰の
方四町三十二間蛭川村の界に至る、其村まで六町二十間、

○水利 ○堤二 一は村より二町二十間申の方にあり、
東西五十九間南北二十七間、文化元年に築く、一は村
より五町三十間申の方蟹澤と云所にあり、周百十九間、
○寺院 ○藥師堂 境内東西八間半 村西山下にあり、藥師
の像長三尺五寸計、座像脇士日光月光各長三尺餘、共

華表を造立し、社料三十石を寄附す、又唯一の神道に歸し永く祭祀の儀怠ることなからしむ、△鳥居 兩柱の間一丈一尺五寸、△制札 鳥居の脇にあり、△本社 三間に二間南向庇縁勾欄あり、玉垣三方に綴れり、木造の神像四軀を安ず、

應神帝の像長二尺一寸五分
仁德帝の像長一尺七寸五分
仲哀帝の像長一尺五寸

神功皇后の像長一尺四寸五分、又同社に高良大明神を配祀す、神像長三尺五寸、此社天喜中造營の後數度の回祿にも其災をのがれ、星霜を経るの久き今に七百餘歳に及べり、實にも其さまものふりて尊常ならず、永祿十二年修理を加へしとき、金塗にせしが柱扉剥落して平田彈正前田主水佑□彈正忠本□空圓など云文字見ゆ、其書甚遒勁なり、社家傳て願主の名なりと云、又應永二十六年の棟札あり、祭禮六月十五日、神輿高天原に渡り明る十六日還御なり、又往古は稻初穂とて、五穀熟しぬれば百餘村の農民各稻一把を持來り、神前に供せしとぞ、今其遺風にや獅子料とて、本組及坂下青津兩組の農民戸ごとに稻一把を納む、神主これをもて酒體をつくり、霜月初

卯の日參詣の諸人に飲しむ、

△幣殿 五間半に二間、△拜殿 四間四面額八幡宮とあり、筆者を知らず、△神樂殿 二間半四面拜殿の東に續く、△通夜殿 二間半四面拜殿の西に續く、△神所 幣殿の西にあり、三間に二間庇縁あり、この所と幣殿の間に長五間幅一間の渡殿を架す、左右に勾欄あり、△神庫 本社の東にあり、二間に一間半、四方に柵あり、△鹽水所 本社の前にあり、一間餘に一間の屋形なり、中に石の鹽を設く、△神木 本社の前にある槻の老樹なり、東西に相對してあり、共に圍三丈計、常に注連をかく、故に注連木とも云、今は枯て幹根數尋をのこせり、又昔境内に一株の櫻あり、相傳て災あらんとすれば秋に至て花開くと云、應永三十四年の秋花さく、其時勝常村勝常寺の兒乙千代丸と云もの和歌を詠す、

おもひきやもみちをまちしさくらぎのはなさく秋にあひぬべしとは

其年八月九月洪水あつて人民多く死せりとぞ、今は枯てなし、後人繼て一株の櫻を栽えき、

△末社 稻荷神社 本社の未申の方にあり三尺に二尺五寸東向、【相殿九座】 △稻荷神 本村より移せり、

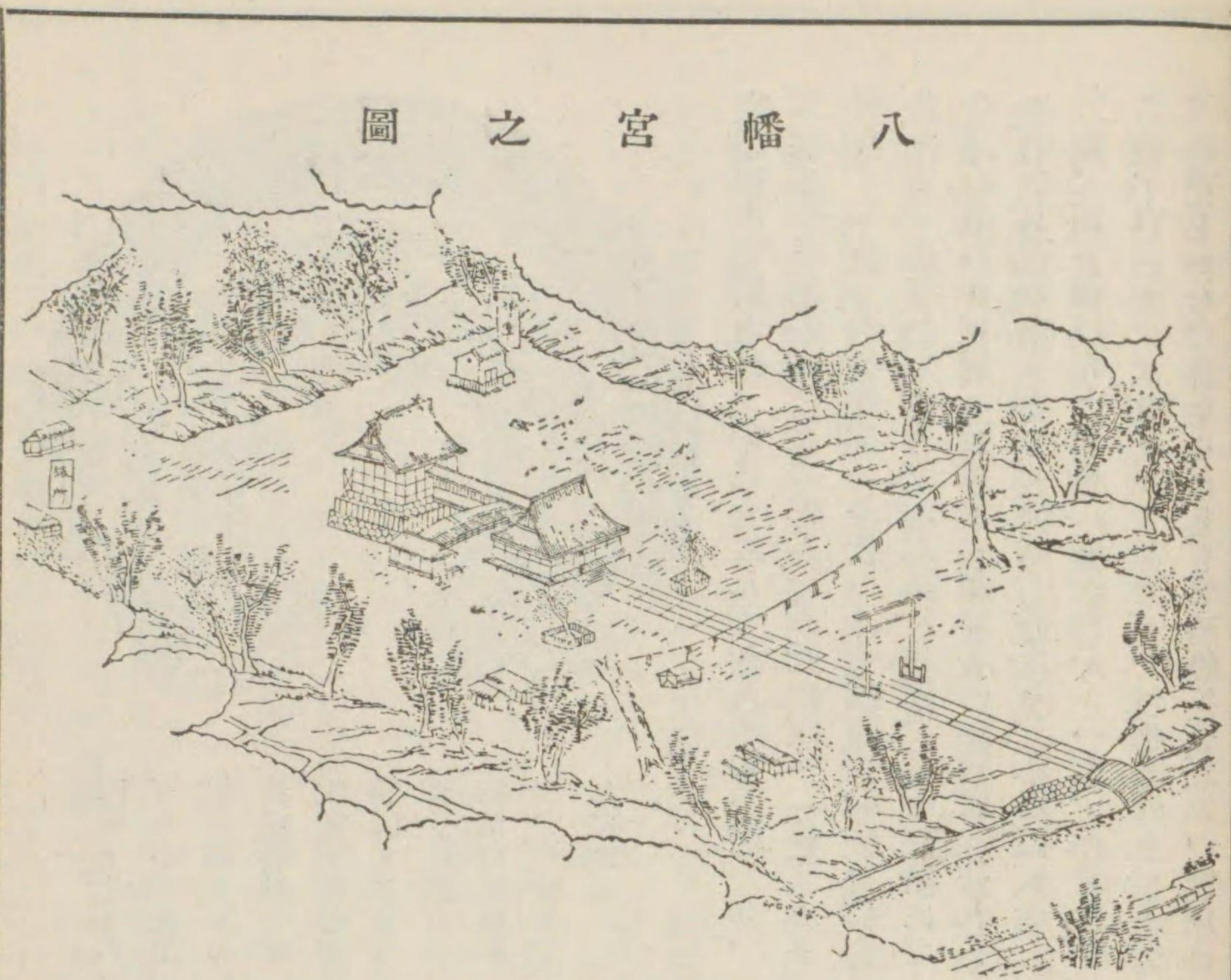
△住吉神 △山神 △祇園神 △菅原神 △羽黒神

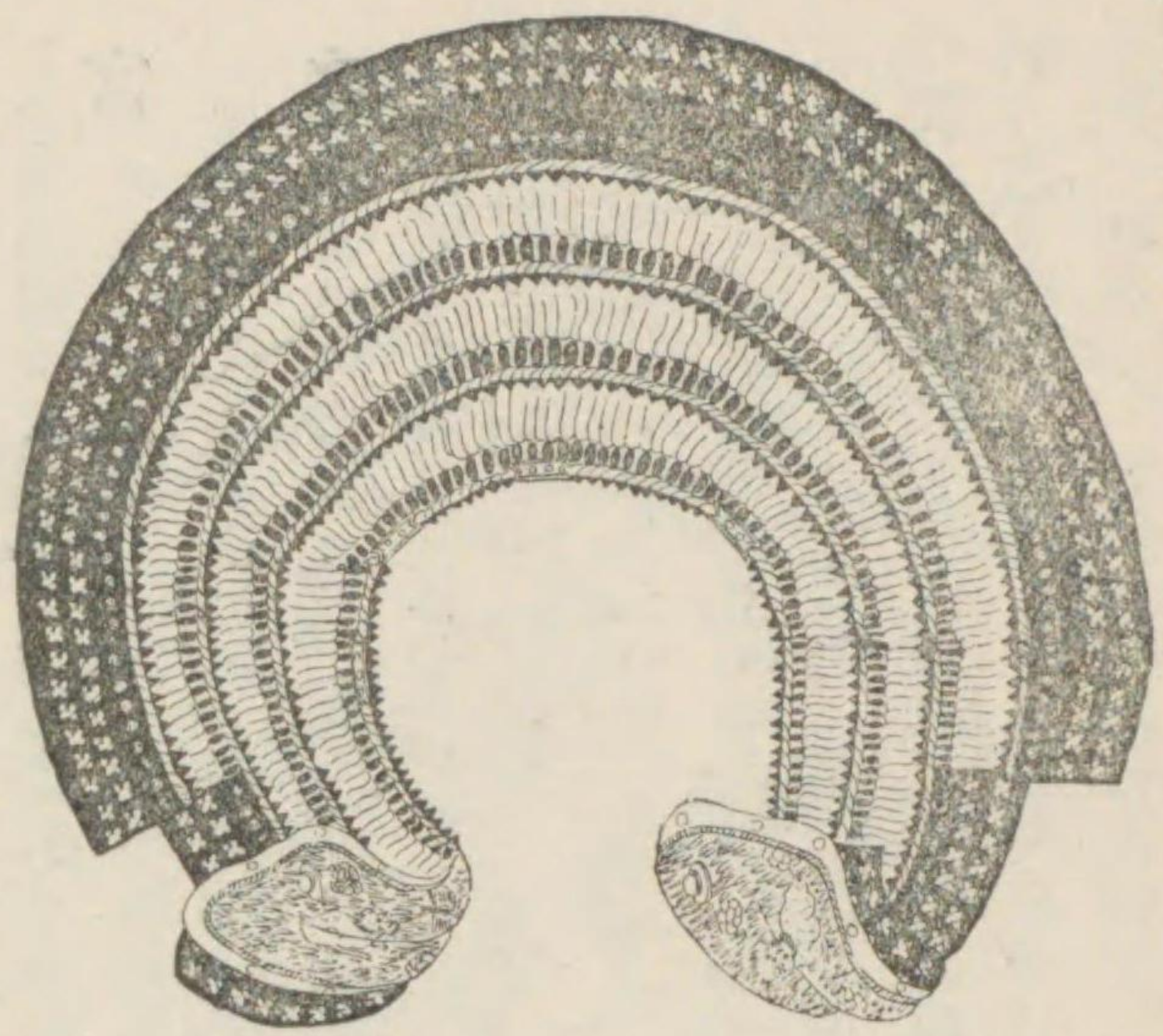
△水神 △瀧王子神 △若宮八幡 同上

△高天原 社地續戌亥の方にあり、東西二十六間南北三十間、本殿二間四面東向、神樂殿二間に一間南向、本社の神輿を渡す旅所なり、△心清水 本社の地を離れて西の天八町にあり、天喜中神事ありし時、神官等淨水を求めるに得ず、即齋戒し祈誓を凝して求めるに、清泉忽湧出て人心清淨なりき、故に名けしと云、清潔にして常に増減なし、木立ありてもふりたり、△正月田 昔繁榮の時毎月供ふる所の御供料所も定まりしとて、正月田より十二月田に至るまで本村境内田畝の字に遺存せり、寛文中肥後守正之寄附せる社料の内にも正月田・三月田の名あり、

【寶物】 △鰐口 一口、徑二尺一寸、奥州會津蛭川庄塔寺八幡之鰐口、奉鑄大檀那三浦葦名因幡前司入道性覺同子息式部大輔盛義舍弟神主初王丸、右意趣者奉爲天長地久御願圓滿、殊者莊内安穩諸人快樂故并大檀那衆徒敬白、至德三年丁卯十一月十五日、大工圓性聖頼圓と彫付あり、△銅 一箇、義家朝臣の奉納なり、精巧密緻實に尋常のものにあらず、其圖左に出す、△鼎 一口、徑一尺六寸二分、△横笛 一管、長一尺三寸一分、義

八幡宮之圖





四枚下りまん
ちう小札黒塗
紫白崩黄糸の
段威井畦目啄
木菱縫紫吹返
幅四寸長五寸
獅子に牡丹の
染革にて包み
四方の縁梅革
にて取る

家朝臣の寄附と云、音孔大にして世人吹もの稀なり、其聲清亮三里に聞ゆと云傳ふ、△翁假面 一枚 △鬼假面 一枚 △男假面 一枚 △女假面 一枚、皆古物なり、作者を知らず、△木鉢 三箇、共に墨塗にて金箔の筋あり、所々剝落す、昔浮屠の神官に混ぜしとき用ひし器物なりと云、極て古物なり、△木造天犬二箇、天喜中の作と云、△木造獅子 一箇、作者を知らず、古物なり、△短刀 二口、一は兩刃長九寸五分銘に吉光八月念八日とあり、社家傳て初王丸の懐劍と

云、一は無銘長九寸五分、△大刀 一口、宗近作と云長二尺六寸、銘はなし、△和歌懷紙掛幅 一軸、北畠中將親顯筆 △玉山講義附錄 三卷、肥後守正之寄附△長帳 一軸、巻軸長大なれば名く、或は年日記とも云、往古は正月七日より十日まで神前にて般若を誦し導師の名及卷數を録せしが、文和の頃に至て毎年見聞する所の治亂祥災を其裏に記せしより、相繼て寛永の中葉に至て廢す、貞和六年より以前は、蠹魚のために殘缺し、今存するものは其後なり、文甚古朴にて往々きれさけ、讀がだきものあれども考據の助とすべきことと少からず、此書に引用る所、長帳と云ものは是なり、其文堤要の下に出す、

△神役目錄 一軸、天喜五年六月祭祀ありしとき記せしものなりと云、今散逸して其半を失ふ、【舊事雜考】に其全文を載てあれば取て是を補ひ、此に出す、楷書にせるものなり、但【舊事雜考】には義家朝臣此社を修造せし時に記せしものと云、縁起の傳る所と異なり、

八幡宮神役目錄之事

一番、立河村矢鏑流馬一番、なれんし大瓶一、御たまかめ一、御ひさつきの用途百文、紙袋一、御幣つくし一本、僕一番、荒薦一枚、

二番、青津村矢鏑流馬一番、なれんし大瓶一、御たまかめ一、御ひさつきの用途百文、紙袋一、御幣つくし一本、僕一番、荒薦一枚、
三番、上政所村矢鏑流馬一番、なれんし大瓶一、御たまかめ一、御ひさつきの用途百文、紙袋一、御幣つくし一本、僕一番、荒薦一枚、
四番、打内郷矢鏑流馬一番、なれんし大瓶一、御たまかめ一、御幣紙一帖、御紙袋一、御ひさつきの用途百文、御しめつくし一本、あらこも一枚、僕一番、
五番、牛澤葉林矢鏑流馬者年かえ、牛澤大瓶一、紙袋一、御たまかめ一、紙一帖、僕一番、なれんし御ひさつきの用途百文、
六番、勝方村矢鏑流馬一番、なれんし大瓶一、御たまかめ一、紙袋一、御ひさつきの用途百文、御しめつくし一本、荒薦一枚、僕一番、
七番、金上村矢鏑流馬一番、なれんし大瓶一、御たまかめ一、紙袋一、御ひさつきの用途百文、御幣つくし一本、僕一番、荒薦一枚、
八番、野澤郷に矢鏑流馬一番、なれんし御こく餅ひつニ、僕一番、僕のきやう三十八い、御幣紙一帖、大瓶一、紙袋一、御ひさつきの用途百文、

九番、金澤日度矢鏑流馬はとしかへひわたしに大瓶一、御たまひかめ一、なれんし一疋、御ひさつきの用途百文、かなさわにこのやくをなし、
十番、朝立柳津矢鏑流馬一番、としかへ朝立村僧膳八膳、僕一番、紙袋一、紙一帖、御しめつくし一本、たし藤椿かつやとにも役に、御ひさつきの用途百文、
十一番、窪夏井矢鏑流馬一番、としかえみこのきやう二十三膳、たいの錢三文つゝ、荒薦一枚、御しめつくし三本、僕一番つゝ、西東の郷の後也、御ひさつきの用途百文、
十二番、野尻矢鏑流馬一番、なれんし僕一番、紙袋てんかくのきやう八はい、御幣紙一帳、荒こも一枚、御しめつくし一本、御ひさつきの用途百文、
十三番、青木曲沼矢鏑流馬としかえ、青木大瓶一、御たまかめ一、僕一番、紙袋一、荒薦一枚、ひさつきの用途百文、矢鏑流馬まかぬまとしかえまかぬまもこのやくをなし、
十四番、壹津村塚原共矢鏑流馬としかえ壹津大瓶一、紙袋一、なれんし荒薦一、僕一番、御幣紙一帖、御しめつくし一本、塚原同役あるへし、たまかめ一御

ひさつき百文、

十五番、栗村矢鎗流馬一番、なれしん大瓶一、僧膳十
二膳、僕一番、紙一帖、御しめつくし一本、錢百文、
荒薦一枚、紙袋一、

一柳津村□村□僕一番、御しめつくし、御幣帛一
帖、十れんし、是ハ柳津、かふた□二ヶ村の役也、

一杉村□餅四餅帛袋一、御たまかめ一、□□一帖、
僕一番、

一中河村ニ大瓶一、御幣帛一帖、帛袋一、御たま□□
一、用途十文、御しめつくし一本、荒薦一枚、僕

一番、
一荒田村ニ大瓶一、御ひまかとの用途十文、僕一番、
らちの役也、

一中目村ニ、大瓶へ御ひさつきの用途百文、
御しめつくし一本、僕一番、紙袋一、

一八橋ニくつかたの村ニ僕一番つゝ、大瓶一つゝ、
身一帖つゝ、荒薦一枚つゝいたすへし、

一番下の村ニ、大瓶一、御たまかめ一、御ひさへき
の錢百文、紙一帖、十れんし、僕一番、

一白子村ニ、大瓶一、僕一番、御たまかめ一、紙一帖、

一水島ニ、僕一番、御幣紙一帖、御しめつくし一本、
荒薦一枚、御たまかめ一、大瓶一、御ひさつき百
文、

一船窪ニ、僕一番、十れんし一疋、僕一番、御たま
かめ一、大瓶一、荒薦一枚、

一勝木澤ニ、大瓶一、紙袋一、荒薦一枚、御しめつ
くし一本、紙一帖、僕一番、

一下政所ニ、僕一番、紙袋一、紙一帖、御ひさへき
の用途百文、大瓶一、しんはいのみこの酒也、

一矢目、僕一番、紙袋一、紙一帖、大瓶一、御たま
かめ一、

一大江の村ニ、大瓶一、御たまかめ一、紙一帖、僕
一番、袋紙一、荒薦一枚、御しめつくし一本、十
れんし一疋、

一田樂者七寺之役、七寺といか所也、
一御子黨之事

一番窪之一命一竺、二番村内彌勒命一竺、三番窪之
六命一竺、四番打内正命一竺、五番栗村惣六命一
竺、六番打内彦一命一竺、七番窪之惣一命一竺、
八番勝木澤實忌命一竺、

天喜五年六月三日目錄次第也、

△神樂歌 其調本書のまゝに是を寫す、

塔寺八幡宮神哥

元日

やあら面白や、うちならずしやうのひゝきの初のね
を、ほめきこしめせや玉のみのうち、

一やあら面白や、能事を初しけふは、□□□ふかく、
花の匂そめてたかるらん、

一やあら面白や、御祈禱に千代の御神樂まいらす、
ほめきこしめせや、玉のみのうち、

七日

一やあら面白や、うちならず、しやうのひゝきの初
の音を、ほめきこしめせや、玉のみのうち、

一やあら面白や、春くれば、松花よねを打まひて、
花のにをひをめてたかる物、

一やあら面白や、御祈禱に、千代の御神樂まいらす
る、ほめきこしめせや、玉の御戸の内、

毎月朔望

一やあら面白や、うちならずしやうのひゝきの初の
ねを、ほめきこしめせや、玉の御戸のうち、

一やあら面白や、やはたをは宮とそおかむ、前は
海、後はいはほ、中は御在所、

一やあら面白や、御祈禱に、千代の御神樂まいらす
る、ほめきこしめせや、玉の御戸の内、

御遷宮の時

一やあら面白や、うちならずしやうのひゝきの初の
音を、ほめきこしめせや、玉の御戸の内、

一やあら面白や、神みちは、ちみちのみち道七ツ
中なる道そ、神のかよひち、

一やあら面白や、うちならず千代の御神樂、まいら
する、ほめきこしめせや、玉の御戸の内、

候時、

一榊はやし立申、きひしく付てまねくには、何
れの神もをはしますらん、

一榊はやし立申、袖の追風に、なひかぬ神はあ
らし物、

二月初卯に

一やあら面白や、うちならず、しやうのひゝきの初
の音を、ほめきこしめせや、玉の御戸の内、

一やあら面白や、大掌のかたにかけぬるゆふたすき、
かけぬる人は、千代をへたまふ、

一やあら面白や、うちならず千代の御神樂まいらす

る、ほめきこしめせや、玉の御戸のうち、

△古文書 一通、其文如左、

會津遠寺御子大夫以上、仁十六人如前々馳走候、尤
神事祭禮如先規相勤、其上南方え脚力一年ニ五度つ
つ相立者也、仍證文如件、

天正十八年庚丁三月六日

(伊達) 宗 朱印

遠寺一竺

△神職戸内信濃 先祖は田中左衛門尉源定重とて、天
喜中伊豫守頼義朝臣に従ひ此地に來り、此村に住し武
官をもて當社の神職となる、昔は大宮司戸内司戸外司
とて三職あり、大宮司は内外のことをすべ、戸内司戸
外司は神殿の内外を分ち掌りしとぞ、元久二年定重七
世の孫兵庫憲重が時、大宮司と戸外司の兩家絶えしか
ば、葦名光盛命じて憲重を以て社家社僧の總司とし、
三引兩の紋と永樂錢三百貫文の地を與へ、田中氏を改
て戸内と名乗らしめき、憲重が八世の孫を輝光と云、男
子なく女子のみあり、時に葦名因幡前司が二男初王丸
後に修理亮 とて十七歳の時、柳津村の虚空藏に詣んと
て此所を通りしに、輝光が娘端近く出て梳り居たりし
を馬上より垣ごしに見て、戯にすぐれたる髪かな、定
て神の利生深かるべしと云ければ、彼娘驚て

かみよくはかみきりむすひ禰宜になれまたあらかみ
てぬしなかりけり

と、初王丸とりあへず

まてしはしむすふちかひのあれはこそ祈るしるしの
神のしめなは

とよみすて通りしとぞ、田舎にてかゝる口號も世に珍
らしかりしにや、今に口碑に傳ふ、其因にや輝光終に
初王丸を養子婿として家を繼しむ、今の信濃尙副は其
十六世の孫なりとぞ、

○寺院 ○觀音堂境内東西二十二間南
北八十四間免除地 八幡宮の東に並ぶ

七間半に六間南向、千手觀音の木像長二丈八尺、脇士三
十八部衆の木像、共に長六尺七寸、會津三十三所順禮
の一なり、相傳ふ、大同三年坂上將軍田村鷹空海の勸
により坂下組窪村の境内に一寺を草創し、惠隆寺と名
く、其時空海みづから彼本尊脇士及彌陀藥師の像を作
り、併せて己が壽像長二をも刻みて本堂に安置す、堂
宇の巨宏壯麗云計なかりしとぞ、其後いつの頃にか彼
寺を此所に移せり、窪村の條下と
照見るべし 昔此村に金鑲めし塔
ありしゆえ、小金塔村と云ひしを、寺を移してより村
名を塔寺と改めき、惠隆寺はもと眞言の道場にて昔は
八幡宮の社僧別當を勤しにや、長帳に此寺のことを記

すに當寺と書けり、又永正の頃蛙田の滿藏坊と云もの
兼帶せしことも見ゆれば、僧侶の司なるべし、然るに
いつの頃よりか修驗の司となり、寺の名廢せり、今も
其遺りにや、別當の修驗金塔山惠隆寺と稱せり、又三
十三幅の白布を縫合せ、本尊及脇士の像を畫き斗帳と
す、此もの昔よりかけかへしこと、往々「舊事雜考」に
見ゆ、今は大抵三十三年を期として改め作るとぞ、慶
長十八年の地震に堂宇頽頭せしを猪苗代湖中翁島に住
し興海と云沙門、此頃柳津村に在しが觀音の夢想あり
とて蒲生氏に請ひ、別當覺傳と云ものと力を勸せ元和
三年に再興せり、其時の棟札今に存す、堂内に賓頭盧
の像あり、長一尺八寸、運慶作と云、寛文中古利なれ
ば修補を加ふ、元和三年再興せしときの文書一通別當
金秀院が家に藏む、又鰐口一口あり、徑三尺奥州會津
蜷川莊惠隆寺奉懸鰐口事永和三年丁巳大旦那平次郎と
彫付ありしとぞ、今の鰐口は寛延四年に鑄造せしもの
なり、徑五尺、奉懸御寶前金塔山惠隆寺云々と彫付あ
り、△二王門 本堂の南にあり、四間餘に二間餘、南
向、力士長九尺二寸運慶作と云、額に高寺とあり、筆
者を知らず、△盥水所 本堂の前にあり、一間餘、四
面の屋形なり、石盥を設く、△三佛堂 本堂の前西の

方にあり、二間に一間半、東向彌陀藥師共に長三尺の

座像、空海の作と云、又六地藏の木像を安す、△大日

堂 二王門の前東の方にあり、三尺四面西向、本尊大

日昔此所に金を鑲めし塔あり、村名の因て起る所、小

金塔と云もの是なり、慶長中の地震に頽れし故其後此

堂を建しと云、△彌勒櫻 境内丑寅の隅にあり周一丈

計、極めて古木と見ゆ、里俗たねまき櫻と稱す、年豊

なれば花多しと云、

【寶物】 △千手觀音坂木 一枚、空海爪をもて刻みし

とて爪切御影と云、△錫杖 一柄、豪圭と銘あり、長

帳に永正八年、熊野那智の永海上人當寺に錫杖を寄進

すとあるは此ものゝことなるべし、△鎗 一本、鋒九

寸計柄一間餘、柄に元和四年納之興海と彫付、鞘の兩

面にも梵文の彫付あり、△古文書 一通、其文如左、

當寺千手堂立申ニ付て可被下材木之事

一三本 けやき 坂下村

一壹本 同 上宇内村
一四本ノ内 同 小坂下村
一本けやき 三本たもの木 上萬所村
一壹本 けやき 牛澤村
一壹本 けやき 下金澤村

以上拾壹本者

右之通可被下候以上

元和貳年六月廿一日

眞海上人判

千手別當判

町野長門守様

稲田數馬助様 參

右之材木如書付合拾壹本者眞海上人同別當之所可相渡如件、

元和貳年七月朔日

町 長門印

稲 數馬印

坂下村 上宇内村 小坂下村 上萬所村

牛澤村 下金澤村

各肝煎百姓中

△別當金秀院 本山派の修驗なり、先祖は佐野又八郎俊重とて天正中輩名氏没落の後牢人し修驗となり、覺傳と稱す、其後本堂の別當となり、相續て今に至りしと云、

○慈光院 境内東西二十二間南北十五間年貢地

村中にあり、眞言宗、彌勒山清巖寺と號す、勝常寺の末山なり、舊こゝに彌勒堂ありて頽破せしを天文二十年宥仙と云、沙門修補を加へ草庵を營み、彌勒佛を本尊とし客殿に安ず、

○舊家 ○金子新十郎 此村の檢斷なり、又肝煎に金子新吉と云者あり、家系の詳なることを傳へず、八幡宮長帳に金子彌次郎或は和泉など云者、往々に見えしは彼等が先祖にて、天喜中よりこゝに住せしと云、天正の頃金子十郎と云者浪人し、其子和泉新に坂下組細工名村より野澤組野澤驛までの越後街道を開き、即村長となりしとぞ、其頃の文書二通新十郎が家に藏む、其文如左、

坂下村、塔寺村、方門村傳馬駄賃村送定之事
一坂下村者方門舟渡村迄可相通候事、
一塔寺村者上荷計坂下迄之事、
一方門舟渡兩村者上荷塔寺迄、下り荷は野澤迄候事、
付兩村壹ヶ月之内十五日替りに問屋をも相究可勤候事

右之通不可有違背者也、仍て如件、

元和四年十二月二日

稲田數馬助貞忠 判

町野長門守幸和 判

稲川郡塔寺村問屋百姓中

已上

稲川郡之内、塔寺村肝煎新右衛門百姓孫左衛門と惣百姓と漆木之出入申構、双方目安を上候、目安之

△金子新吉所藏文書 二通、其文如左、

御來簡具令披見候、仍安子島之地速被入手裡之由候、簡要第一に候、於此上者安積中悉可任御下知事無疑候、然は釣月齋被指越候趣、先立及挨拶候之旨不能

□書候、猶彼任口上候、恐々謹言、
(上杉) 輝宗 (花押)

八月八日

葦名東殿

如來意大手口調儀屬存分納馬候、司懇切之届本望候然は須賀河表之儀彼是以書付承候、令得其意候、委細口上可有之候、恐々謹言、
(佐竹) 義重 (花押)

三月四日

富田美作守殿

○褒善 ○金子新右衛門 此村の肝煎なり、人となり篤實にて慈愛の心深く、よく村中を教諭して争訟なからしむ、又窮民あれば子錢をとらずして米金を貸與へ、父母兄弟の死して葬ることを得ざるものあれば、其料をあたへて葬事を營ましめたるも多し、此所は越後街道の驛にて常に旅客多く、折々無頼の者も通り來りて金錢を乞ひ、或は投宿を望むもの多かりしに、よきに計ひて路用の料をあたへしことも數度なりしとぞ、事多き村方なれば昔は肝煎三人ありしに、新右衛門一人

趣口上對決令穿鑿候處に、肝煎申候は、先年々去年迄蠟漆之才判仕候得とも、蠟漆之まとい過分之儀ニ候間、漆木地付ニ百姓え可相渡と申候、百姓申ハ慶長十三年に漆木百姓ニまかせ間敷と、爲兩人才判可仕と申書物在之事候間、受取間敷候、雖然肝煎をも又山下代をも、百姓ニ渡候は、漆木をも可受取と申構候、山下代肝煎之儀ハ漆木に可懸組義とは不聞届候、漆木之事ハ地付ニ可仕由、先年御法度被仰出候段、肝煎書物候共、御分領え被仰出候、御法度を押事不可成候、自今以後可爲地付候間、蠟漆御年貢其外御買蠟等之役義漆木有之、爲地主可辨濟候、於違背は可爲曲事候、此由惣百姓え申出候間可成其意候、仍判狀如件、

元和七年十月三日

町野主水佐昌就判

滿田出雲守安利判

岡左衛門佐清長判

齋藤勘右衛門吉定判

平田助大夫家重判

野村織部助盛次判

稲川郡塔寺村肝煎

新左衛門かたへ

孫左衛門かたへ

にて裕かに事をさめ、吏幹ある由聞えしゆえ、元祿十一年賞して檢斷を勤めしめき、

●大澤村端村 新田 府城の西に當り行程四里三十二町家數十五軒、東西一町四十五間南北一町十間、柳津道にあり、南は山を負ひ三方田圃なり、東六町四十二間坂下組氣多宮村の界に至る、其村まで二十三町四十間、西二町二十九間朝立村の界に至る、其村まで八町、南は細越村の山に連り界域分ちがたし、北二町三十八間和泉村の界に至る、其村まで八町十間餘、

○端村 〇新田 本村の東二町四十間餘にあり、家數二軒、東西五十三間南北十間、東南は山に傍ひ、西北に田圃なり、

○山川 〇七折坂 端村新田の東にあり、此坂を登りて氣多宮村にゆく、山路屈曲せること凡七折にしては峰至るゆえに名く、頂上より西に顧れば只見川の流を望み、村落其間に葦布し限なき眺望なり、○納豆澤 端村新田の村中にある溪流なり、村南の山中より源を發し北に流るゝこと二町三十間、和泉村の界に入る、

○水利 〇瀧澤堤 村の辰巳の方一町五十間山中にあり周二町四十間、

○神社 〇茂登幾神社 境内東西八間南 村の方一町二

十間にあり、草創の年代を知らず、祭神少彦名命鳥居あり、塔寺村戸内信濃これを司る、【相殿二座】△伊勢宮 本村より移せり、△山神 同上

○褒善 〇忠義者市右衛門 寛政九年米を與て褒賞しき

●和泉村 府城の西に當り行程五里、家數十六軒、東西二町十二間南北三十四間、東に山を擁し北は只見川に傍ひ、西南は地勢高く往々田畝あり、東七町八間坂下組氣多宮村の山に界ふ、西四町三十九間平井村の界に至る、其村まで十一町三十間餘、南六町二十七間大澤村の界に至る、其村まで八町十間餘、北一町餘野澤組片門村に界ひ只見川を限とす、此村農隙に紙をすきて生計とす、

○山川 〇只見川 俗に揚川 村北にあり、平井村の方より來り、東に流るゝこと十町計、坂下組船渡村の界に入る、廣六十間計、○納豆澤 大澤村の方より來り、北に流るゝこと十町計、田地の養水となり、村東を過て只見川に入る、○清水 村南にあり、東西十九間南北三間餘、水多く湧出し田地の養水となる、冬夏涸るゝことなし、

○神社 〇糠塚神社 境内東西三十間 村より未申の方四十間計にあり、草創の年代を知らず、鳥居・拜殿あり、塔寺村戸内信濃が司なり、【相殿十三座】△伊勢宮 本

十間餘、

山川 〇高寺山 村より未の方十五町計にあり、高八丈計、此邊の諸山より稍高し、

○水利 〇堤二 一は村南五町にあり、周百四十六間、明曆中築く、一は村の辰巳の方六町にあり、周百間餘元祿中に築く、

○神社 〇若宮八幡宮 境内六間四 村西にあり、鎮座の初を知らず、鳥居あり、塔寺村戸内信濃是を司る、

【相殿一座】△御稷神 本村より移せり、

○寺院 〇最勝寺 境内東西十七間南 村東にあり、眞言宗、金剛山と號す、會津郡中荒井組下荒井村蓮華寺の末山なり、舊耶麻郡慶徳組松野村にあり、縁起を案するに勝次郎と云者此寺を草創す、天正十一年次郎松本太郎に與力しければ、近村の地頭ども押寄て村中に火を放ちければ寺も此災にかゝりき、其後里民勝が舊恩を慕ひ再興して冥福を祈りしとぞ、元祿八年此地に移せり、本尊不動客殿に安ず、

○褒善 〇忠義者さは 此村の農民利七母なり、享和二

村より移せり、△稻荷神 △住吉神 △諏訪神 △山神 △天神 △天王神 △幸神 △御稷神 △駒形神 △卷御前神 △荒人神 △藏王神 同上

●平井村 府城の西に當り行程五里五町、家數九軒、東西四十八間南北一町二十一間、西北に只見川を帶び、東南は田島なり、東四町和泉村の界に至る、其村まで十一町三十間餘、西三十間北一町計、共に鹽澤組藤村に界ひ只見川を限とす、南四町十七間朝立村の界に至る、其村まで五町、

○山川 〇只見川 村西三十間にあり、八坂野村の界より來り、北に流れ東に折れ、和泉村の界に入る、境内を經ること凡二十町計、

○神社 〇天満宮 境内東西十一間南 村南三町三十間にあり、草創の年代を知らず、鳥居あり、塔寺村戸内信濃が司なり、【相殿一座】△富士神 本村より移せり、

●朝立村 府城の西に當り行程五里六町、家數二十五軒、東西一町三十間南北一町十間、柳津道に住す、南は山に倚り三方田圃なり、東五町三十間大澤村の界に至る、其村まで八町、西一町三十間八坂野村の界に至る、其村まで十二町餘、南は數峯を隔て細越村の山に界ひ界域分明ならず、北一町二十間平井村の界に至る、其村まで四町

方田圃なり、東九町三十六間朝立村の界に至る、其村まで十二町餘、西四町細越村の界に至る、其村まで九町二十間、南は細越村の山に連り界域分ちがたし、北四町十八間野澤組藤村に界ひ、只見川を限とす、又丑寅の方六町計柳津道の側に家居一軒あり、御殿場と云、只見川の南岸にて地形稍高く山水の眺望殊に佳なり、

○山川 ○袖山 村南十三町計にあり、大中會禰・小中會禰とて二峯並峙ち、高二十五丈計、南は細越村の山に連る、

○只見川 村北六町にあり、細越村の境内より來り、東に流ること十七町計、平井の界に入る、○鳥渡澤 上流を河原澤と云、村東六町計にあり、大野新田村の山中より出て屈曲數回、大抵北に流れて只見川に入る、廣七間計、

○關梁 ○橋 村より丑寅の方四町計、柳津道にあり、鳥渡澤に架す、長七間幅二間、勾欄あり、

○神社 ○御稷神社 境内東西十五間南 村南六町計にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居・拜殿あり、塔寺村戸内信濃が司なり、【相殿四座】 △八幡宮 本村より移せり、

△熊野宮 △山神 △明神 同上
○褒善 ○忠義者三次 寛政十二年米を與て賞せり、

●細越村 府城の西に當り行程六里六町、家數十八軒、東西二町南北一町七間、南に重山連り三方田圃なり、又辰の方四町四十間餘山中に一區あり、原と云、家數三軒東西二十七間南北十九間、東三町十四間八坂野村の界に至る、其村まで九町二十間餘、西四町四間柳津村の界に至る、其村まで十五町餘、南は大野村の山に續き、界域分ちがたし、北七町五十間野澤組藤村に界ひ只見川を限とす、

○山川 ○只見川 村北七町五十間にあり、柳津村の方より來り東北に流ること六町、八坂野村の界に入る、○河原澤 村東十町計にあり、大野新田村の境内より來り、北に流ること十八町計、八坂野村の界に入る、○水利 ○堤 村より末の方三町十間にあり、周百間餘寶永中に築く、

○神社 ○三鳥神社 境内十三間 村南一町にあり、鎮座の初を詳にせず、鳥居あり、塔寺村戸内信濃が司なり、

【相殿三座】 △熊野宮二座 共に本村より移せり、△鬼渡神 同上
○稻荷神社 境内八間四 村東三町二十間にあり、鎮座の年代詳ならず、村民の持なり、

○墳墓 ○五輪六基 村北一町計にあり、三は共に高二

尺計、一は鳥居を彫付、二は共に三引兩の紋を彫付てあり、皆文字なし、其餘五輪多くあれども形體全からず、相傳て猪俣美濃某と云者の墓所と云、側に櫻の古木あり、

○褒善 ○忠義者吉次郎 寛政十二年米を與へて賞しき

●椿村 端村 上椿 下椿 石坂 此村の山中に椿多き故名くと云、府城の西に當り行程六里二十四町、家數二軒東西十五間南北四十五間、西は山に倚り東は只見川に臨む、東一町四十間柳津村に界ひ只見川を限とす、西一里十町計野澤組泥浮山村の山に界ふ、南三町小卷村の界に至る、其村まで七町十間餘、北七町七間野澤組藤村の界に至る、其村まで三十町五十間、

○端村 ○上椿 本村の南一町餘にあり、家數二軒、東西十五間南北十九間、西は山に倚り東は只見川に臨む

○下椿 本村の北六町餘にあり、家數八軒、東西十七間南北一町三十間、東は只見川に臨み、西は山に連る、

○石坂 本村の西十八町にあり、家數十七軒、東西二町南北二町十五間、山間にあり、昔は山下の平地にありて二區なりしを、元文中山崩れて今の地に移せり、

○山川 ○鳩倉山 村西二十町計にあり、高百五十丈餘南は小卷村の山に連り、西は泥浮山村に界ふ、○空穂

坂 村西にあり、登ること十町計、こゝを越て端村石坂に至る、柳津村より野澤組野澤驛にゆく道なり、

○只見川 小卷村の境内より來り、北に流ること九町餘、藤村の界に入る、川中に大なる赤岩あり、其中より蛤蜊石を出す、

○神社 ○御稷神社 境内東西十三間南 村南一町計山麓にあり、鎮座の初を知らず、鳥居あり、出倉村舟木伊勢是を司る、【相殿三座】 △伊勢宮 本村より移せり、

△信夫神 △四郎神 同上
○諏訪神社 境内東西二十五間 端村下椿の北にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、舟木伊勢が司なり、

【相殿一座】 △稻荷神 下椿より移す、

○飯盛神社 境内東西二十間 端村石坂の東山上にあり、草創の年代を知らず、鳥居あり、舟木伊勢が司なり、

○山神社 境内東西二十間南 石坂の戌亥の方にあり、鎮座の初を知らず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 ○正光寺 境内東西十一間南 村北にあり、臨濟宗、萬秀山と號す、開基の年代を知らず、慶長元年柳津村圓藏寺の末山となる、本尊觀音客殿に安ず、

●小卷村 村南只見川の流に水の渦回せる所ある故に村名とせしとぞ、中頃小枚に作りしを、寛文中舊の文字と

新編會津風土記卷之九十三

陸奥國河沼郡之六

牛澤組下十六箇村

- 柳津村 ヤナイツ
- 阿久津村 アクツ
- 野老澤村 ノロサハ 端村 カミトコロザハ 上野老澤 ナカトコロザハ 中野老澤(今廢) ナカトコロザハ
- 麻生村 アサフ 端村 シバクラ 柴倉 カシ 榎尾 カシ
- 持寄村 モチヨリ
- 小野川村 コノガハ
- 中野村 ナカノ
- 出倉村 イックラ
- 郷戸村 ゴトウ 端村 ハナタ 花田 フルヤシキ 古屋敷 イシフ 石生 イシガミ
- 長倉村 ナガクラ
- 鹽野村 シホノ
- 猪鼻村 イノナ
- 黒瀧村 クロタキ
- 小柳津村 コヤナイツ

せり、府城の西に當り行程六里三十町、家數二十五軒、東西三十間南北二町四十間、山足にあり、東南の隅は只見川に臨み、西は直に山に連り東南北は田圃なり、東六町十二間柳津村に界ひ只見川を限とす、西一里野澤組長櫻村の山に界ふ、六町野老澤村に隣り、其村際を界とす、北六町十五間椿村の界に至る、其村まで七町十間餘、
 ○山川 ○鳩倉山 村の西北一里餘にあり、高百五十丈計、○瑞光寺山 村東八町計只見川の岸にあり、昔瑞光寺と云柳津村圓藏寺の塔頭ありし故名くと云、
 ○只見川 野老澤村の境内より來り、東に轉じ西北に遠り椿村の界に入る、境内を經ること凡十八町計、俗此村より下流を揚川と云、柳津村の條下 ○牛澤川 村北にあり、源は村の西北一里餘、山奥野澤組泥浮山村の界一貫清水より出て東南に流れて村東に至り、板澤川となり、東に流れて只見川に入る、廣三間計、
 ○神社 ○稻荷神社 境内東西四間南 村西二十間にあり、草創の年代を知らず、鳥居・拜殿あり、出倉村舟木伊勢が司なり、【相殿二座】 △熊野宮 本村より移せり、△若宮八幡 同上

新編會津風土記卷之九十二終

大野村

大野新田村

●柳津村 此村水邊に昔は楊柳多く、風致ありしゆゑかく名けしとぞ、府城の西に當り行程六里二十四町、家數百二十一軒、東西三町十八間南北七町十六間、東に重山を擁し西に只見川あり、銀山川 中ノ川 又村中を流れて一帶の匹練空翠を浸し佳景比なし、民家或は山巖を鑿し、或は只見川に傍ふ、山中にあれども虚空藏菩薩の靈場なれば參詣の男女たえず、村中に客舍多く西頼は只見川に臨み、大概三階のかけつくりなり、因て驛所とし、塔寺村驛より三里三町四十間北に繼ぐ、又一里十八町鹽野村に繼ぎ、一里三十町大沼郡瀧谷組瀧谷村に繼ぐ、村中に官より令せらるゝ掟條目の制札あり、東六町四十九間小柳津村の界に至る、其村は辰に當り十六町四十間、西は村際にて小巻村に界ひ只見川を限とす、其村まで六町十間餘、南一町阿久津村の界に至る、其村まで一町三十間北十四町二十六間細越村の界に至る、其村まで十五町十間餘、又巳の方十一町黒瀧村の界に至る、其村まで十六町五十間餘、
 ○山川 ○早坂峠 村東にあり、登ること八町計、此を越て大野新田村に至る、田澤通とて府下より此村に至

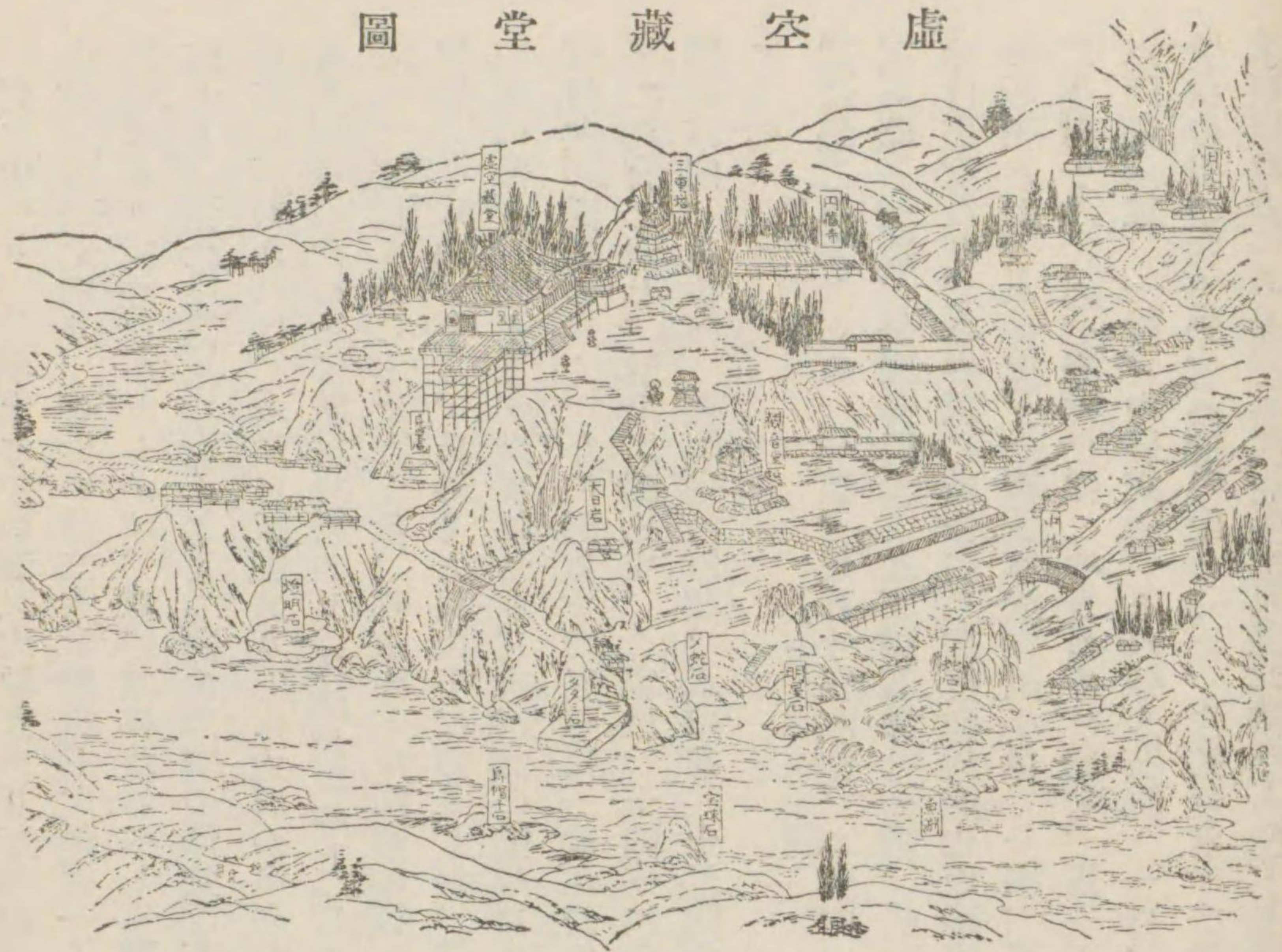
る別路なり、

○只見川 村西にあり、阿久津村の方より來り、北に流るゝこと十五町餘細越村の界に入る、○銀山川 黒瀧村の境内より來り、西北に流るゝこと十五町計、村中を經て只見川に入る、
 ○舟渡場 村際にて只見川を渡す、野澤組の通路なり、
 ○清水 村東銀山川の邊にあり、弘法清水と云、周五間計、
 ○原野 ○郷戸原 村南十五町にあり、東西十三町南北十六町、此中に多く田圃を闢く、
 ○關梁 ○橋二 一は村中にあり、長十二間幅一丈、中橋と云、舊は上下に橋ありて此橋其間にありしゆゑの名なりとぞ、上下の橋今はなし、一は村南十町にあり長五間、隣村の通路にて土橋なり、共に銀山川に架す、
 ○神社 ○諏訪神社 境内東西六間南 村南小高き所にあり、鎮座の年代を知らず、鳥居あり、圓藏寺司なり、【相殿四座】 △稻荷神二座 共に本村より移せり、△飛鳥神 同上 △權現 同上
 ○寺院 ○虚空藏堂 村東岸上にあり、八間一尺四面、高五丈餘、西南に向ふ、庇縁勾欄ありて西南面に舞臺を構へ數伎の石壁に臨めり、只見の長流其下を過ぎ、

山色明媚にして、怪巖畫くが如く無雙の靈場なり、大同二年徳一の創立とも云ひ、又慈覺の創立とも云或説には弘仁三年の本尊を福満虚空藏と云、長一尺八寸、空海の作にて安房國清澄と常陸國村松と、當山の靈像を併て一木三體の作とす、又外に賓頭盧の坐像を安ず、長一尺三寸、これも空海の作にて靈驗いちじろし、東の入口に香集界と題せる額あり、筆者知らず、西に菊光堂と扁する額あり、林道榮が筆なり、又鰐口一口を掛く、奉掛鰐口諸願成就皆令満足之所也、仍檀那細越村猪俣美濃守吉種、于時天正十五年丁亥十月七日、大工藤原氏早山彦八郎定繼と彫附あり、今の鰐口は天明の頃改鑄たりと云此堂昔は河畔にありしを、元和三年に水災を避て此に移せり、本願は蒲生忠郷の母堂なり△二王門 麓より巖を鑿し石階とす、四十七級を登り二王門に入る、二王門四間餘に二間半、南に向ふ左右に力士あり、一軀は運慶の作、一軀は作者を知らず、吹雲關と云額あり又七十五級を登り本堂の前に至る、△明星天宮 石階の東側にあり、二尺四面南向、此宮の下に明星池と云池あり、深三尺餘周五尺計、空海が加持に因て此泉湧出と云、鹽氣ありて眼疾に宜し、△子安觀音堂 本堂の巳の方にあり、三間四面南向、此堂の下に又七間

に三間の觀音堂あり、西國三十三所順禮觀音の像を寫す、△文珠堂 本堂の巳の方にあり、四尺四面北向、△大佛 文珠堂の側にあり、銅の坐像長四尺計、△辨天堂 本堂より寅卯の方にあり、四尺四面、西南に向ふ、銅像長一尺、△鐘樓 本堂より辰巳の方にあり、二間半に二間、鐘徑三尺六寸、大日本國會津縣太守大檀那藤原朝臣羽柴飛驒守秀行公奉鑄大鎮柳津靈巖山圓藏寺文庵叟叔結縁助成同利益願主治工早山掃部助定次惟時慶長十一丙午年十月十三日と銘あり、△龍藏神社 本堂より戌亥の方にあり、一間二尺に一間東向、鎮座の始詳ならず、△宗像神社 本堂の東にあり、五尺に三尺西南に向ふ、鎮座の初詳ならず、△伊勢宮 本堂の傍にあり、五尺に三尺東向、鎮座の始詳ならず、△稻荷神社 本堂の西にあり、二尺三寸に二尺二寸東向、鎮座の始詳ならず、△大日岩 本堂の下巳の方にあり、岩に大日の形あり、空海刻みしと云、其前に七尺四面の堂あり、巳の方に向ふ、△三重堂 本堂より寅卯の方にあり、昔の塔は慶長中災に罹る、今新に經營すいまだ成らず、△兩蛇石 共に只見川の東岸にあり、形狀をもて雄蛇石雌蛇石と云、△明星石 同上石上に巨人の跡あり、△燈明石 同上昔龍燈石上に現せしと云、

虛空藏堂圖



△魚淵 只見川の東岸にあり、此地昔より漁獵を禁ずるにより魚多く此淵に集る、遊人岸上より餌を投ずれば水面に大魚浮出撥刺としてこれを争ふ、誠に奇觀なり、且里人此魚を取れば必祟をなすと云傳ふ、されば慶長十六年七月、蒲生秀行辛辣の毒を流して此川の魚を取りしに唯此淵の魚のみ其毒に中らず、其年八月大地震ありて溺死多く、其翌十七年秀行逝去ありしにより人益其祟とて畏れあへり、△烏帽子石 形狀を以名く、只見川の西岸にて小巻村の境内にあれども本堂の景勝に屬せるゆえ爰に記す、△寶珠石 同上
△別當圓藏寺 境内東西五十二間南 虛空藏堂の東山腰にあり、靈巖山と號す、大同二年本堂と共に此寺を建立す、法相宗なりしが、至徳年中に徳一の裔孫義乘靈夢の感ありて郭内興徳寺第三世大圭に嗣法し、臨濟宗となる、葦名の時既に許多の寺産あり、因て天正十八年豊臣太閣此地に下向し給ひしとき、秀次より寺料二百石の寄附あり、其後蒲生加藤兩家るとき寺料故の如し當家封に就に至て、二百石の地を附し堂料とせり、慶長十六年故ありて蒲生家より臨濟の住職を停め、府下眞言の僧四員に命じて輪番に寺務を掌らしめき、其年地震暴水ありて屋宇漂流し、此寺も災に罹り多く經卷

什寶を失へり、其翌十七年の春又大地震ありて寺の後山崩れ僧房を破り、看寺の僧二人を壓殺し、禪僧一人其傍にありて恙なかりしかば、里俗其崇なるべしと驚怖せり、其後大坂の役起りしとき、蒲生忠郷の母堂は東照宮の姫君なれば、本堂に祈願ありしに大坂の事畢て後其報賽のためとて殿宇再興あり、又江戸に朝し、白書院にて謁見することを許さる、寛永四年に臨濟に復し興徳寺の末山となる、此寺もとは山下にありしが、屢回祿に罹り、安永五年此に移せり、虚空藏の靈場なれば輪奐の美舊の如く、今に至るまで五年に一度江戸に出て歳首を賀し、殿上に謁見す、△客殿 十間半に六間半南向、△廊下 五間半に四間、△庫裡 十三間半に七間、

【寶物】 △大黒立像 一軀、長五寸空海作、△金剛二王立像 一軀、長四寸同上 △不動石像 一軀、長三寸自然石なり、△佛頂黒點舍利 鑑眞和尚歸化の時護持の物と云、△牛玉 一顆 △虚空藏小像 一軀、長二寸厨子入、△七福神小像 榎實の中に納む、厨子入 △阿彌陀經 一軸、中將姫筆、△八仙人花瓶 一口、玄宗皇帝の物と云、△婆見鏡 一面、忠郷母堂の寄附 △定家墨蹟 一軸、△三面大黒畫像并讚 一幅、心越

筆、△賓頭盧阿羅漢畫像 一幅、顔輝筆、△山水畫 一軸、謝天祐筆、△八景詩歌 一軸、直江山城守兼續筆、△太刀 一口、長九尺無銘葦野左近寄附 △古文書 其文如左、

已上

爲柳津領貳百石、并當所屋地子令寄進訖、全被寺納無由斷建立尤候、猶羽柴忠三郎方々申渡候、謹言、

天正十八年九月三日

柳津本願

秀次 (花押)

將軍家譜を案するに、天正十八年の頃は秀次いまた中納言にて、天下の政務を任せしとも見ず、又氏郷此地を領せし頃は、既に飛騨守に任じられたれば、忠三郎とあるも覺束なし、されと此寺に傳る所偽あるべきに非ず、いかなることにか今詳にしがたし、

已上

爲柳津領貳百石、并當所屋地子、近年納來分永代令寄進候、今度御檢地屋地子出分等、對坊中地下令免除者也、

天正十八年九月朔日

楊津本願

(蒲生) 氏郷判

爲楊津領貳百石、永代令寄進訖、并當所屋敷方加地子出分、對坊中地下令免除者也、

慶長六

十月廿二日

楊津 別當坊

(蒲生) 秀行判

爲楊津領知行貳百石、如先規全可有寺納者也、

寛永五年

十月十八日

楊津圓藏寺

加藤左馬助嘉明判

△建福庵 已下當寺の塔頭なり、觀音堂の前にあり、六間半に三間、△見星庵 本堂の前にあり、廢壞して再建ならず、△六衆徒 六坊あり、徳一派にて佛殿の洒掃を勤む、何れも妻帯なり、昔は三十六坊ありしと云、今存するもの如左、

柳本坊、塔之坊、岡本坊、杉本坊、月本坊、櫻本坊、塔之坊所藏古文書一通、其文左に載す、

去秋頓入寶前、參籠被抽幡職成就之卷數守、并五明紅燭送給、日出欣然之至候、彌武運長久之懇祈入候、恐々謹言、

二月十四日

塔之坊

景勝判

櫻本坊所藏古文書三通、其文左に載す、

當月番之開帳、鳥目進之候、於御寶前、能々祈念願入候、尙吉事重而恐々謹言、

六月廿三日

櫻本坊

止齋判

自佐竹之使御造作に候共、一宿之儀頼入候、委自出雲所可申越候間早々、恐々謹言、

八月五日

櫻本坊

盛隆判

熊用一行候、當寺衆徒中、分沼々疊百三十狀被越候様、塔之坊相談之上、可被及理候、其内少敷候共不苦候、早々相越候様に可有之候、吉事重而恐々謹言、

六月廿八日

櫻本坊

政宗判

○奥院 境内東西四十間南 村の丑寅の方山の中腹にあり 辨天堂の別當にて本堂の奥院なり、大同二年の創建徳一の開基なりしが、至徳年中圓藏寺の住職義乘法相宗を改て興徳寺三世大圭に嗣法せしより、當院も臨濟宗となり興徳寺に隸せり、因て大圭を中興とす、△客

殿 七間半に五間西向、本尊明星天子、△辨天堂 境内にあり、三間四面、辨天像の長一尺二寸、古佛なれども作者しれず、

【寶物】 △虚空藏板木 一枚、長一尺立像、空海が彫刻と云、△觀音繡像 一幅、中將姫製と云、

○月光寺 境内東西二十間南 村より辰巳の方一町山麓にあり、眞言宗、圓満山と號す、府下道場小路觀音寺末山なり、開基詳ならず、常に松風蘿月を友とし、閑寂の境地なるにより又山居寺と云、本尊大日脇立不動愛染客殿に安ず、

○瀧澤寺 境内東西五十間 月光寺の北に並り、開基詳ならず、寺後長流の瀑布あるにより長瀧山と號す、又觀音寺末山眞言宗なり、本尊不動客殿に安ず、

○人物 ○石河冠者 名を有光と云、源頼親の裔なり、いつの頃にか此所に來住すといへども、其履歷を傳へず、寛文中撰述せる風土記に石川氏の祖たりとあれば其頃までは家系のあらましも傳へしにや、今此村の農民仙右衛門と云もの其子孫なりといへども、系圖文書等の考證とすべきなし、世次事實詳ならず、又系圖に石川有光の奥州に住せるよしは見えたり、

○褒善 ○孝行者和助 天明六年褒賞して米を與へき、

○倉廩 ○米倉二屋 村中にあり、共に本組の米を納む、

○神社 ○稻荷神社 境内東西十二間南 村の辰巳の方四町計山中にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、出倉村舟木伊勢是を司る、【相殿二座】 △大天白神 地主神なり、△十二所權現 本村より移せり、

○寺院 ○藥師堂 境内東西六間南 村南三町にあり、三間四面、造立の年代を知らず、藥師長二尺五寸古物なり村民の持なり、

○褒善 ○孫右衛門 子供三人あり、清十郎・孫四郎・市三郎とて共に一家に住し、各婦妻あり、孫右衛門慈愛深く、よく子弟を教諭して耕耨の時をたがへず、農事を勤しむ、子はよく父母に事へ、子婦もまたよく舅姑に敬み從て孝養疎かならず、一家和順して聊も違戻の言あらず、篤實淳朴にして人我の隔なく郷里に信ぜられ、又貧き者あれば己が有無を慮らずして必貸與へしとぞ、元祿四年、父子四人を褒賞して米を與へき、

●野老澤村 端村 上野老澤 府城の西に當り行程七里三十町、家數二十軒、東西一町五十間南北二町五十間、山足に散居す、東南北に田圃あり、東二町三間阿久津村に界ひ只見川を限とす、西は數峯を隔て野澤組小杉山村の山に連り界域分明ならず、南十四町五十四間麻生村の界

●阿久津村 此村舊惡津に作る、寛文中今の名に改めき府城の西に當り行程六里二十四町、家數十四軒、東西一町南北一町四十八間、東は山に倚り三方田圃なり、越後國に通る裏街道にて、村の西南に一里塚あり、東三十間北三十間、共に柳津村の界に至る、其村は北に當り一町十間餘、西六町二十間餘野老澤村に界ひ只見川を限とす南八町五十四間郷戸村の界に至る、其村まで二十九町、又未申の方八町五十六間出倉村の界に至る、其村まで十五町十間餘、又村南三町二十間に一區あり、龍藏庵と云、家數四軒、東西五十間南北七間、出倉村に並ぶ、

○山川 ○三千佛山 村南五町計にあり、高七十丈計、昔堂宇ありて三千佛を安置せし故の名なりとぞ、時として古瓦石磬を得ることあり、

○只見川 村西三町にあり、出倉村の境内より來り、北に流れ東に轉じ凡八町計流れて、柳津村の方に注ぐ、○龍藏庵川 村南三町餘にあり、長倉村の界より來り西北に流るゝこと十三町、只見川に注ぐ、廣二間計、○金谷川 村南四町にある溪流なり、昔山賊こゝに出て來往をなやまし、奪取し金銀を此水に洗しゆえ金洗澤とも名くと云、長倉村の山中より出て西北に流るゝこと五町餘、只見川に入る、

に至る、其村まで二十九町二十間餘、北は村際にて小巻村に界ふ、其村まで六町、舊中野澤と云端村あり、今はなし、

○端村 ○上野老澤 本村の南六町にあり、家數十二軒、東西一町二間南北一町二十間、西は山に傍ひ三方田圃なり、

○山川 ○飯谷山 村西にあり、頂上まで一里計、西は小杉山村と峯を界ふ、

○只見川 村東二町餘にあり、麻生村の境内より來り北に流るゝこと十五町餘、小巻村の界に入る、○卷澤村 三町計にあり、源は飯谷山より出て東に流るゝこと三十町計、只見川に入る、

○神社 ○飯谷神社 境内三間四 村西飯谷山の上にある、鎮座の始を傳へず、鳥居・拜殿あり、祭禮は五月五日なり、【相殿二座】 △伊勢宮 本村より移す、△白山神 同上 △神職舟木伊勢 出倉村に住す、いつの頃にか舟木左京光政と云者初て神職となる、今の伊勢直春に至るまで世次をしらず、

○寺院 ○藥師堂 境内東西五間南 村西二十間山上にあり藥師長一尺餘古物なり、棟札の寫あり、表に寛正四癸未九月三日、大旦那盛詮造立のよしを注し、裏に應永

三十三年丙午八月二十二日、徳阿彌陀佛平内次郎荒分
覺賢と書付あり、應永は草創の年にて寛正は再興の年
なるべし、△別當月光寺境内東西十三間南 本堂の北に
あり、曹洞宗、醫王山と號す、慶長十五年天養と云僧
此村に來り、藥師堂の側に庵室を營み暫く滞留す、里
老相謀て一寺を創め、天養をして住せしむ、其後牛澤
村大徳寺の僧洞外、村民の招に應じて此に閑居せり、
今に大徳寺の末山なり、

●麻生村 端村 中山 柴倉 榎尾 府城の西に當り行程
八里三町、家數十九軒、東一町十二間南北二町二十四
間、東は川に傍ひ西は山に連る、東二町持寄村に界ひ只
見川を限とす、其村まで三町、西は野澤組黒澤村と大沼
郡大石組水沼村に接し、山深くして界域分ちがたし、南
三町五十間、大沼郡瀧谷組檜原村の界に至る、其村まで
十二町、北二十一町四十六間野老澤村の界に至る、其村
まで二十九町二十間餘、又未申の方二十一町大石組西方
村の界に至る、其村まで二十五町、

○端村 ○中山 本村の北十八町餘にあり、家數四軒、
東西三十六間南北二十四間、東南は只見川に臨み、西
北は山に倚る、○柴倉 本村の戌亥の方二十二町餘山
奥にあり、家數七軒、東西一町南北二十八間、舊此よ

移せり、

○寺院 ○安穩寺境内十四間 村中にあり、法流山と號す
笈川組濱崎村遍照寺の末寺眞言宗なり、天文十七年宥
尊と云僧開基せり、明曆中火災に罹て什物古器焼失し
來由を詳にせず、本尊藥師客殿に安す、

○古蹟 ○館跡 主より亥の方山上にあり、東西十五間
南北二十五間、天正の頃新井田左京義光と云者住せし
とぞ、空隍の形今僅に存す、

○褒善 ○忠義者利右衛門 安永三年米を與て賞せり、
●持寄村 府城の西に當り行程八里十一町、家數四軒、
東西三十間南北一町、東に山を負ひ西は只見川に臨む、
東十一町北一町三十間、共に小野川村の界に至る、其村
は東に當り二十二町、西三十間麻生村に界ひ只見川を限
とす、其村まで三町、南六町五間大沼郡瀧谷組檜原村の
界に至る、其村まで十一町餘、

○山川 ○大定里山 村東にあり、高七十丈計、東は小
野川村に屬し峰を界ふ、此山の南の半腹を越て小野川
村にゆく、

○只見川 村西にあり、檜原村の境内より來り、北に
流ること五町餘、小野川村の界に入る、

○水利 ○堤 村東五町にあり、東西十四間南北二十六

り三町計南の山上にあり、元祿中山崩れ養水に便なら
ずとて此に移せり、○榎尾 本村の西一里二十九町に
あり、數山を隔て大石組西方・大石田兩村を経て此村に
至る、家數三軒、東西三十八間南北三十間、深山の間
に住す、

○山川 ○日向倉山 村より申の方十五町餘にあり、高
二十五丈、○黒床山 端村榎尾の西一里餘にあり、高
九十丈、南は水沼村に界ひ北は黒澤村の山に界ふ、
○鷹待山 端村柴倉の戌亥の方二町計にあり、野澤組
小杉山・黒澤兩村の界なり、○銅山 柴倉の南四町餘
にあり姥澤と云、寛政十一年始て坑を穿ち多く銅を採
り、近頃まで小屋十軒計あり、今は衰て僅に一軒残り、
○金曲坂 村北三町にあり、登ること八町、坂路屈曲
し牛馬通ぜず、端村柴倉に往く路なり、

○只見川 村東にあり、西方村の界より來り、北に流
るること二十七町餘、野老澤村の境内に入る、小舟を
設て持寄村に往來す、

○神社 ○御稷神社境内十六間 村北三町にあり、鎮座の
初詳ならず、鳥居あり、出倉村舟木伊勢が司なり、
【相殿三座】 △稻荷神 端村柴倉より移す、△熊野宮
二座 一座は端村中山より移し、一座は端村榎尾より

間、

○神社 ○熊野宮境内東西二十間南 村東一町山麓にあり
鎮座の初詳ならず、鳥居・拜殿あり、出倉村舟木伊勢是
を司る、【相殿二座】 △稻荷神 本村より移せり、
△山神 同上

○褒善 ○莊助妻かむ 夫死して老母と娘二人あり、家
極て貧しけれども母に孝を盡し、好む所の食物備へず
と云ことなし、又此村の喜兵衛と云者夫婦ともに死し
て娘二人残り、其よるべきなきを憐み、己が家に呼
びとりて自他の隔なく育みけり、莊助世にありし時瀧
谷組瀧谷村に身を賣しかども、兼て多病なれば、かむ
も共に力を合せて主人の用を辨じければ、主人も其志
を感じしとぞ、其後期終りて家に歸り、疫癘にかゝり
て死せり、此頃疫癘流行し一村の農民其氣に感ぜざる
者なく、多く死亡流離して民戸も減じけり、かむ一人
は病に免れて村中の病者を助け、藥を乞ひ食をすゝめ
たまたま散在しける者に逢へば、領主の恩を忘れ先祖
より傳はりし家をも失ふことあさましきことなりと、
色々教訓しければ、其ことばに耻て立歸りし者も多か
りしとぞ、天明七年米を與へて賞しき、

●小野川村 此村舊今泉中崎と云所に二區ありて、凡て

三區なり、寶永中今の地に聚めき、府城の西に當り行程七里二十五町、家數十六軒、東西一町五十間南北三町三十間、小野川を夾み兩岸にあり、四方に山環り往々田圃あり、東八町二十三間郷戸村の境に至る、其村まで八町三十間餘、西十一町持寄村の界に至る、其村まで二十二町、南三町中野村の界に至る、其村まで八町、北十二町出倉村の界に至る、其村は丑に當り二十二町五十間餘、
○山川 ○所窪山 村西にあり、西は持寄村に屬して大定里と云、南麓を峠山と云、登ること三町二十間、此を越て持寄村にゆく、

○只見川 村より亥の方十町餘にあり、持寄村の境内より來り、東北に流るゝこと三町計、出倉村の界に入る、○小野川 中野村の界より來り、北に流るゝこと十六町計、只見川に入る、廣十間餘、年魚多し、
○關梁 ○橋 村中にあり、長十三間幅六尺、小野川に架す、小野川橋と云、

○寺院 ○正徳寺 境内東西十七間南北十六間年貢地 村北にあり、多寶山と號す、永正十六年教賢と云僧始て一字を結て住せり後宗旨もさだかならず、寛永七年臨濟宗となり、柳津村圓藏寺の末寺となる、本尊無量壽佛客殿に安す、

○古蹟 ○館趾二 一は村より七町丑の方今泉と云所に
南北二十間、明徳の頃田崎筑後某と云者居り、天正の頃廢せりと云、

●出倉村 府城の西に當り行程七里五町、家數九軒、東西一町四十間南北二十間、山中にあり、西北に只見川を帶び東南僅に田圃あり、東六町阿久津村の界に至る、其村は丑寅に當り十六町二十間、西二町餘北五町餘、共に野老澤村に界ひ只見川を限とす、南三町二十間郷戸村の界に至る、其村は巳に當り十四町餘、又丑寅の方十二町に一區あり、龍藏庵と云、家數二軒、東西五十間南北四十間、阿久津村に並ぶ、

○山川 ○松倉山 村南八町にあり、登ること二町計、南は小野川村に界ふ、○二本木坂 村東六町にあり、此を越て阿久津村にゆく、
○只見川 村西二町餘にあり、小野川村の界より來り北に流れ東に轉じ、凡十二町計を経て阿久津村の境内に入る、

○神社 ○赤城神社 境内東西十間南北八間免除地 村東三十間にあり、草創の年月を知らず、鳥居あり、舟木伊勢是を司る、
【相殿一座】 △伊勢宮 本村より移せり、
○褒善 ○善行者勘左衛門 明和五年褒賞して米を與へき、

あり、東西二町南北四町、いつの頃にか小堀山城某と云者居ると云、一は村北三町中崎と云所にあり、東西三町南北五町、鈴木彌太郎某と云者住せりと云、時代を知らず、共に今菜圃を開く、

●中野村 府城の西に當り行程七里三十三町、家數九軒、東西一町二十一間南北三十九間、山間にあり、西は小野川に傍ふ、東十五町計郷戸村の山に界ふ、西二町四十九間大沼郡瀧谷組檜原村の界に至る、其村まで三十二町、南八町瀧谷組瀧谷村の界に至る、其村まで十六町、北三町三十間小野川村の界に至る、其村まで八町、

○山川 ○小野川 村西にあり、瀧谷村の境内より來り北に流るゝこと十六町、小野川村の界に入る、○藤澤川 村の未申の方八町にあり、瀧谷村の界より來り、西に流るゝこと八町計、小野川に入る、廣一町計、
○神社 ○稻荷神社 境内十間四方免除地 村北八町にあり、鎮座の初を知らず、鳥居あり、出倉村舟木伊勢が司なり、
【相殿四座】 △明神 本村より移せり、△八幡宮 小野川村より移せり、△二渡神 △第六天神 同上

○寺院 ○藥師堂 境内東西八間南北十四間免除地 村より辰の方山下にあり、造立の年代を傳へず、村民の持なり、

○古蹟 ○館趾 村東二町計山上にあり、東西二十五間
●郷戸村 端村 花田 古屋敷 石生 石神 此村もと合戸に作る、寛文中改て今の字とせり、一説に往古は村落十區とぞ、塔寺村八幡宮所藏神役目録に柳津かふたうの名あり、此村のことなるもしるべからず、府城の西に當り行程七里三十町、家數三軒、東西一町二十二間南北一町四十四間、南は山繞り北に廣平の地あり、俗に郷戸原と稱し、地形ひらけて山中まれなる平野なり、近邊の諸村よりも此に來り耕作し、多く田圃を開く、東六町二十六間長倉町の界に至る、其村まで十町四十間、西八町二十四間小野川村の界に至る、其村まで十町二十間餘、南一里餘、大沼郡瀧谷組大峰村の界に至る、其村まで二十四町餘、又戌の方十町四十四間出倉村の界に至る、其村まで十四町餘、

○端村 ○花田 本村の東二町にあり、家數二軒、東西二町南北四十四間、南は山に倚り三方田圃なり、○古屋敷 本村の戌亥の方七町餘にあり、家數十七軒、東西四十八間南北一町三十九間、西南は山に倚り東北に田圃あり、○石生 本村の北三十間餘にあり、家數五軒、東西三十三間南北二町、四方田圃なり、○石神 本村の北二町にあり、家數十五軒、東西一町三十間南北一町五十二間、四方田圃なり、

○山川 ○矢柄折山 村南二十町計にあり、頂まで五十

丈餘、此山の南にあるをひあがし會禰と云、高三四十丈、大峰村に界ふ、

○赤谷川 村東八町にあり、廣二間計、長倉村の界より來り、北に流るゝこと八町五十間、田地の養水となり阿久津村の界に入る、

○水利 ○堤二 一は村南三町にあり、大林堤と云、周七十九間、承應三年築く、一は村南十三町餘滑澤と云所にあり、周二百三十七間、寛文中築く、

○神社 ○稻荷神社 境内東西二十間南 村南一町にあり、草創の年代を知らず、鳥居あり、出倉村舟木伊勢が司なり、【相殿八座】 △稻荷神三座 二座は本村より移し、一座は端村古屋敷より移す、△諏訪神 本村より移せり、△石神 同上 △多古於呂志神 同上 △御稷神 端村石神より移せり、△二所權現 端村石生より移せり、

○月天神社 境内東西十八間南 端村花田の南にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、舟木伊勢是を司る、

【相殿一座】 △日光神 本村より移せり、

○寺院 ○華藏寺 境内東西十四間半南 端村花田の東にあり、月秋山と號す、開基詳ならず、寛文の頃柳津村圓藏寺の末山臨濟宗となる、三尊の彌陀を本尊とし、客殿に

安す、

○古蹟 ○館趾 端村花田の南山中にあり、東西五十間南北三十間、何人の住せしと云ことを傳へず、土居の形遺れり、

○長倉村 府城の西に當り行程七里十二町、家數二十一軒、東西二町南北二町五十間、山中にあり、四方少しく田圃あり、東八町三十間猪鼻村の界に至る、其村は寅に當り十二町、西一町五十四間餘北十二町三十七間餘、共に郷戸村の界に至る、其村は西に當り十町四十間、南十六町五十一間餘、鹽野村の界に至る、其村は辰巳に當り二十四町、

○山川 ○湯泉峠 村の辰巳の方五町餘にあり、登ること五町餘鹽野村にゆく山徑なり、

○赤谷川 村西三町にあり、廣二間、鹽野村の山中より出て北に流るゝこと二十町餘、田地の養水となり、阿久津村の界に入り、龍藏庵川となる、

○神社 ○鬼渡神社 境内東西十六間南 村西にあり、草創の年代詳ならず、鳥居あり、出倉村舟木伊勢是を司る

【相殿三座】 △八幡宮 本村より移せり、△稻荷神 △第六天神 同上

○寺院 ○長藏寺 境内東西十八間半南 村東にあり、曹洞

宗、高昌山と號す、坂下組坂下村定林寺の末寺なり、

永祿四年是春と云僧の開基と云、本尊釋迦客殿に安す、

●鹽野村 府城の西に當り行程五里三十町、家數十六軒東西三十間南北二町三十間、山間にあり、四方に少しく田圃あり、東一町大沼郡高田組輕井澤村に界ふ、其村まで八町、西は大沼郡瀧谷組大峰村の山に接り界域分ちがたし、南は村際にて輕井澤村に界ふ、北二町猪鼻村の界に至る、其村まで二十一町、又戌亥の方六町長倉村の界に至る、其村まで二十四町、

○山川 ○高森山 村西にあり、頂上まで七十丈餘、大峰村と峰を界ふ、

○銀山川 村東にあり、輕井澤村の銀山より出る故此名あり、北に流るゝこと三町猪鼻村の界に入る、廣四間計、金氣ある故にや魚類を産せず、

○神社 ○春日神社 境内東西十四間南 村の東北一町三十間にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、出倉村舟木伊勢が司なり、

○寺院 ○高林寺 境内東西十二間南 村中にあり、鹽水山と號す、天文八年北岩と云僧、常陸國より來りて建立せり、元和の頃災に罹り殿宇焼失たり、後良室と云僧佛宇を再興し、慶安中野澤組野澤原町常樂寺の末山曹

洞宗となる、本尊地藏客殿に安す、

●猪鼻村 村北黒瀧村にゆく路の傍に猪の鼻に似たる岩ありし故村名となせしとぞ、今は岩崩れて其形とも見えず、府城の西に當り行程七里十八町、家數十八軒、東西四十間南北三町二十間、山間に散居す、四方に田圃あり、東十一町大野村の界に至る、其村まで十六町五十間餘、西三町長倉村の界に至る、其村は申に當り十一町二十間餘、南十八町鹽野村の界に至る、其村まで十九町五十間、北六町黒瀧村の界に至る、其村まで十二町十間、

○山川 ○銀山川 村西二町餘にあり、鹽野村の界より來り、北に流るゝこと三十町餘黒瀧村の境内に入る、廣四間計、○里道川 村東二町餘にあり、大沼郡高田組輕井澤村の界より來り、北に流るゝこと一里餘、田地の養水となり、銀山川に入る、廣二間、

○不動瀧 村の辰巳の方十八町山中にあり、高二丈餘里道川これに注ぐ、此岩に不動と二童子の像を彫付て水涸れば見るものと云、

○神社 ○明神社 境内四間南 村より戌亥の方山の半腹にあり、鎮座の初詳ならず、村民の持なり、

○寺院 ○西光寺 境内十二間 村中にあり、蓮壽山と號す野澤原町常樂寺の末山曹洞宗なり、明應元年東桂と云

僧越後國より來て開基す、後住僧なく殿宇頽破せしを寛永十一年孝壽と云比丘檀越を勸めて再興せしと云、此寺の開基角田越前と云ものゝ位牌なりとて壽松院弦隨正覺庵主慶長十三年六月三日と書付あり、越前を此寺こと縁起には見えざれども併註して考證とす本尊如意輪觀音客殿に安す、△地藏堂 境内にあり、地藏長六寸計古佛なり、

○古蹟 ○館趾 村東四町三十間山上にあり、東西十五間南北十間此村の農民平左衛門と云ものゝ先祖其名も時代も住すと云、平左衛門は近江源氏にて佐々木の餘裔とて系圖のごとき一卷を持傳ふ、文字語路共に分明ならず、

○舊家 ○角田鐵右衛門 此村の肝煎なり、先祖は越中守國次とて天喜の頃、源義家朝臣に隨ひ此地に來り六世の孫越前守國元何の頃にか始めて葦名氏に仕へ、代々此村に住し、天正中葦名家滅て浪人し、農民となりしと云、今の鐵右衛門まで幾世と云ことを傳へず、先祖の遺物とて弓一張を藏む、

●黒瀧村 府城の西に當り行程七里六町、家數九軒、東西二十間南北一町山間にあり、東は銀山川に傍ひ、西は山に倚る、東四町小柳津村の界に至る、其村まで七町三十間、西は郷戸村の山に連り界域分ちがたし、南七町猪

鼻村の山界に至る、其村まで十二町十間、北九町柳津村の山界に至る、其村まで十六町五十間餘、

○山川 ○銀山川 村東にあり、猪鼻村の界より來り、北に流るゝこと十六町計、柳津村の方に注ぐ、

○關梁 ○橋 村南五町にあり、長六間隣村の通路銀山川に架す、丸木橋なり、

○神社 ○山神社 村より未申の方山中にあり、草創の年月詳ならず、村民の持なり、

●小柳津村 大同年中柳津村虚空藏堂を造營せし時、此地に小屋を構て工匠の居所とす、其小屋を家居とし關し村なれば、柳津村に對して小柳津村と名けしとぞ、府城の西に當り行程七里六町、家數五軒、東西三十五間南北三十五間、山間に住す、東は大野村の山に連り界域分ち難し、西三町三十間黒瀧村の界に至る、其村まで七町三十間、南八町四十間大野村の山界に至る、其村は已に當り十七町二十間、北八町二十間柳津村の山界に至る、其村まで十六町四十間、

○山川 ○繫川 村東一町にあり、廣三間計大野村の界より來り、田地の養水となり、西に流るゝこと十八町餘黒瀧村の界に入る、

○神社 ○鬼渡神社 境内三間四 村の戌亥の方一町計にあり、いつの草創と云ことしれず、鳥居あり、出倉村舟木伊勢是を司る、【相殿一座】△藏王神 地主神なり、

○褒善 ○忠義者利右衛門 安永三年米を與て賞しき、

●大野村 府城の西に當り行程七里二十四町、家數二十四軒、東四一町十間南北四町二十間、山間に散居す、東十六町大沼郡中荒井組出戸田澤村端村沼山の山に界ふ、西六町四十間猪鼻村の山界に至る、其村まで十六町五十間餘、南一里計大沼郡高田組輕井澤村の山に界ふ、北八町四十間小柳津村の山界に至る、其村は戌に當り十七町二十間、又村の辰巳の方十八町山中に一區あり、次郎右衛門新田と云、家數三軒、東西二十間南西二十間、此村の農民次郎右衛門と云者の關し新田なりと云、

○山川 ○繫川 村東八町計にあり、此村の山中より源を發し、西北に流るゝこと一里餘小柳津村の境内に入る、廣二間計、○清水 村中にあり、東西一間半南北一間、昔徳一が加持により湧出すと云、今に至るまで水多く清冷なり、と照見るべし

○水利 ○堤 村の辰巳の方十八町餘山中にあり、周八十間、

○神社 ○熊野宮 境内三十間 村北一町計にあり、鎮座の年代を知らず、鳥居あり、出倉村舟木伊勢が司なり、

【相殿一座】△熊野宮 本村より移せり、

新編會津風土記卷之九十三終

新編會津風土記卷之九十四

陸奥國河沼郡之七

野澤組

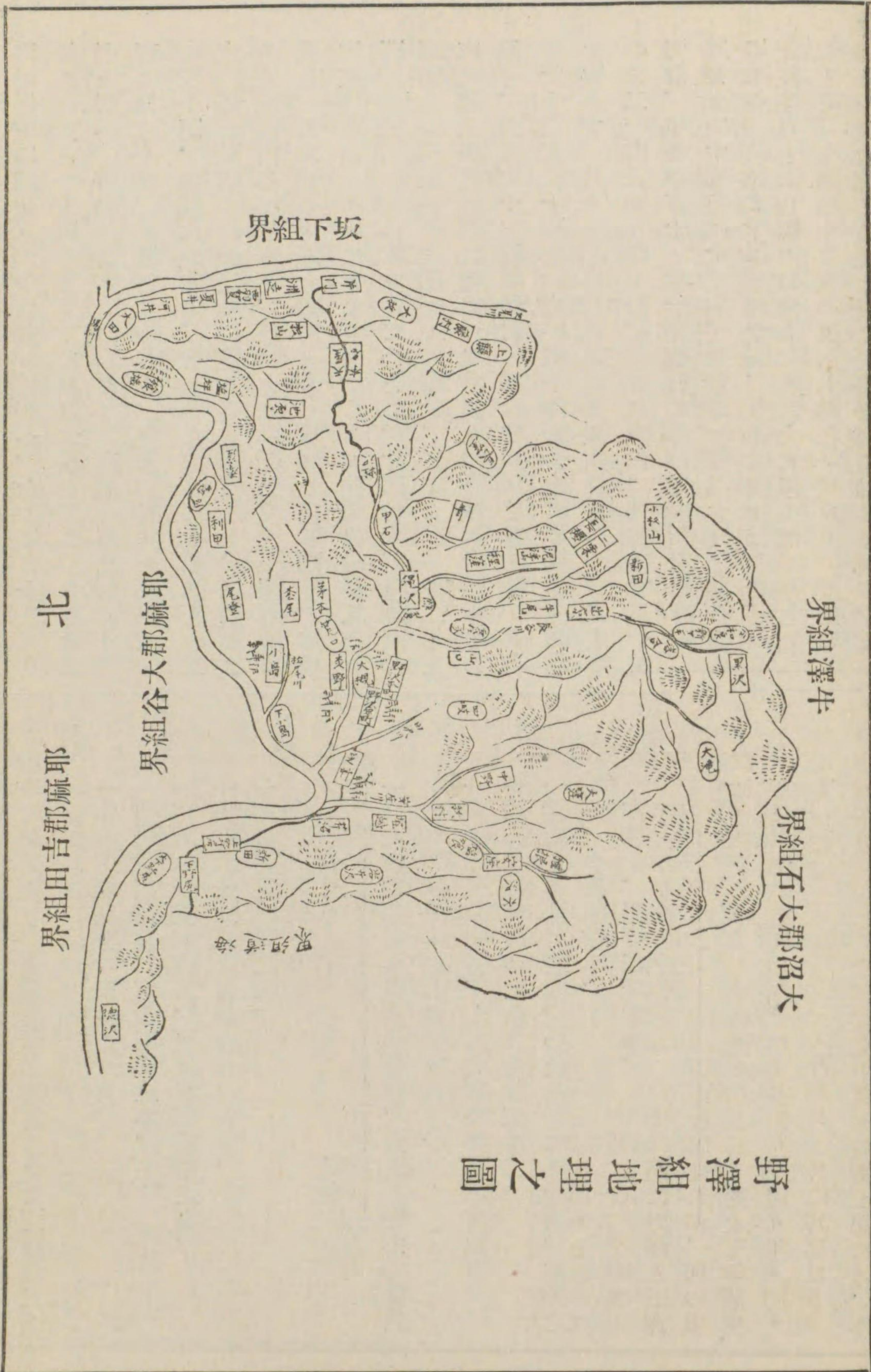
此地府城の西北に當り本郡の西端にあり、東は坂下組に隣り只見川を限とし、西は海道組に接し南は牛澤組大沼郡大石組に交はり、北は耶麻郡大谷組吉田組に界ひ揚川を限とす、東西五里五町、東は坂下組東羽賀村の界只見川より南は大石組水沼村の界より北は、民居多くは山中に住し、ひとり原町本町の四方すこし開けて平地なり、東西南に高山連なり、北は揚川流る、又東偏の諸村は只見川に傍ふ、俗に新郷と云、山川の利多く土地肥饒なり、相傳ふ、此地往古揚川の水道塞り、其水數里の外に洋溢して遂に一大湖となり、平行の村落民業を失ひ、漸々に山陵に登り、各自に家居をなせしが何の頃にか下野尻村の北銚子口と云山隘の口決し、其水大に潰て忽平地となりしとぞ、今猶山中に水の湛へし跡往々残り、此組の諸村多く紙を漉て産業を資く、野澤郷に隸する村二十七

あり 尾登村・小島村・松尾村・茅本村・森野村・繩澤村・青坂村・程窪村・泥浮山村・長櫻村・二栗村・小杉山村・黒澤村・出原村・牛尾村・山口村・野澤本町・野澤原町・中野村・安座村・牧村・堀越村・芝草村・芹治村・上野尻村・徳澤村 其他みな郷名を失ふ、共に蜷川莊と稱す、凡て四十箇村あり、

野澤組上二十箇村

- 野澤原町 端村 ヨモタ ニガミチ 四岐 ニヨハツ 如法(今廢)
- 野澤本町 端村 オホツキ 大槻 オホツキ
- 山口村 牛尾村 端村 クモザイ
- 出原村 黒澤村 端村 イマイツミ 雲在家 クモザイ
- 小杉山村 端村 コサキヤ 新田 ニイタ
- 長櫻村 二栗村 泥浮山村 程窪村 青坂村

●野澤原町 端村 四岐 相傳ふ野澤本町原町の地、往古は湖水なりしが、後水潰て陸となりしかば瀧水を決りてまづ本町の民居を闢き、また曠原につきて此町をおきし故原町と名く、野澤の二字を加へしは町南に野澤と云澤あるに因れり、舊町より南の山腰に散居せしが、何の頃にか驛所となりし時、こゝに移りしと云、寛永三年蒲生家より毎月六度の市日を許せし文書あり、同九年・同十一年にも加藤家より與へし文書あり、共に其寫なり、下に中頃本町に立しにや、寛文中撰べる風土記には、本



町の條下に註せり、今は漸々に衰へ、たゞ正月十三日市始めの式とて惣町の者上下に別れ米俵を争ふ、これを米引と稱へ、市神の祭あるのみなり、府城の西北に當り行程七里二十町、家數百二十四軒、東西六町三十間南北一町三十間、兩頬に連なり、東の方にてすこし南に折れ又東に轉じ野澤本町の民屋に連り三方田圃なり、又中程より東北に出る小路あり、横町と云、長二町三十間兩頬に連る、又北頬の兩端を新町と云、寶曆十三年闢く、越後街道驛所にて町中に官より令せらるゝ掟條目の制札あり驛役は此町と野澤本町にてつとめ、片門村坂下組船渡村兩驛より三里五十七間こゝに繼ぎ、こゝより一里二十九町三間上野尻村驛に繼ぐ、又三里五町牛澤組柳津村驛に繼ぐ、西九町十五間堀越村に界ひ安座川を界とす、其村まで十二町二十間餘、南一里十町野澤本町に界ひ諏訪峠を限とす、北七町小島村に界ひ大槻川を限とす、又未申の方二十町五十五間中野村の界に至る、其村まで二十四町餘、申西の方十三町十間牧村に界ひ中野川を限とす、其村まで十五町四十間餘、戎の方一町二十間芝草村の界に至る、其村まで四町四十間、もとの端村あり、一は苦水とて町より未の方六町にあり、一は如法とて町より未の方二町にあり、共に今は廢す、又町の西に小徑を隔

て穢多の居所あり、家數三軒、東西二十七間南北二十一間、

- 一 市場三里四方、堅停止之事、
 - 一 市場賣買問屋、直段可用之事、
 - 一 市町金錢差引商人、問屋帳面可用之事、
 - 一 市を六齋立三八日並たるべき事、
 - 一 押賣押買毒藥之事、
 - 一 屹度、可相守者也、
- 寛永三寅三月 岡半兵衛

- 一 原町村市場を年寄持參致候、商人荷物市場所之内召寄、勝手ニ宿付商賣可致事、
 - 一 庭手やり商賣方、しゐて申掛押而不可取事、
 - 一 諸品相場直段甲乙無之様取捌事、
 - 一 諸商人市人に對し、いたみさはりの筋、在所之者共、申懸間敷事、
 - 一 右條々、堅可相守者也、
- 寛永九歲申三月 守岡主馬

一 原町村市、月々三八に相極、市場諸品直段、相究可申事、
一 市場におゐて、似せ物てくろいたし商賣仕候は、曲事たるへき事、
右條々屹度相守、違背之者は、市場押置注進可致者也、

寛永十一年戊三月

守岡主馬

○端村 ○四岐 原町の南十五町にあり、家數二軒、東西十五間南北三十間、山間にあり、往古此地水湛へし時は、四岐船着くとて船楫のつどひし所と云、山間にあり、

○山川 ○諏訪峠 町の南三十町にあり、頂まで三町二十間餘野澤本町と峯を界ふ、

○大槻川 町より丑寅の方二町にあり、野澤本町の境内より來り、戌亥の方に流るゝこと十七町、芝草村の界に入る、廣七間、鮭・鱒「川ざい」「ざこ」「はえ」「やまへ」を産す、○田澤川 町の西一町二十間にあり、源は二つ、一は淺岐川とて野澤本町の境内より來る、一は町の南山間より出、北に流れ四岐川と云、水合し富田川となり、戌亥の方に流れ苦水川となり、其下流を十二瀧川と云、夫より北に流れ村西を過ぎ、田澤川

となる凡十五町流れ大槻川に入る、廣五間、○中野川町より申の方十三町十間にあり、中野村の境内より來り、北に流るゝこと十九町安座川に入る、廣五間、○安座川 町の西九町十間餘にあり、牧村の境内より來り、北に流るゝこと十町芝草村の界に入る、廣七間、○關梁 ○橋二 一は町の西九町十間餘、越後街道安座川に架す、長十二間幅二間、大橋と云、一は田澤川橋と云、町の西二町二十間、隣村の通路田澤川に架す、長七間、土橋なり、

○水利 ○堤 町より未の方十五町にあり、周二町十間中丸澤堤と云、明和六年に築く、

○郡署 ○代官所 町の北頬野澤本町の界にあり、役人を置き本組を支配せしむ、上野尻村郡役所に屬す、

○倉廩 ○米倉四屋 町の北端にあり、一屋は社會なり三座は本組の米を納む、

○神社 ○熊野宮 境内東西二十間南北十九間免除地 町より丑寅の方五十間にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、修驗大聖院司なり、【相殿二座】△鹿島神 原町より移せり、△總社 同上

○寺院 ○觀音堂 境内東西三十八間南北二十六間半年賣地 町の南十二町二十間にあり、七間餘に四間餘南向正觀音を安ず、行基作

と云秘佛なり、この堂大同二年【舊事雜考】には大徳溢同元年の記に載すの創建なりしが、屢火災に罹りまた慶長十六年の地震に頽顛せしを、同十八年蒲生家の臣岡半兵衛重政建立せり、其時の棟札寛文の頃までありしが今はなし、寫あれば左に載す、又如法寺貞和二丙戌年七月十七日と彫附し、鰐口一口ありしが、これも今はなし、棟札の文如左、

慶長十六辛亥年八月廿一日、辰剋、大地震有之、御堂摧破攸、

右建立成就者、大檀那岡野半兵衛殿、現世安穩、後生善生、一一如意所、

御本尊、執金剛神、金剛山、如法寺別當、贈權大僧都頼譽、

一紙半文助成輩同遊九品蓮臺上生乃至有無兩縁群衆生平等利益、

同慶長十八年、癸丑年七月廿一日、建立成就攸敬白、

△二王門 本堂の東にあり、三間半に二間二尺、東向左右に力士の像を安ず、長一丈、運慶作と云、△別當如法寺 本堂の北にあり、金剛山と號す、府下大和町金剛寺の末寺眞言宗なり、大同二年徳溢この地に觀音

を安置す、其時の創建と云、後元亨三年八月修覆を加ふとぞ、△客殿 七間に六間東向本尊彌陀、△鐘樓 客殿の前にあり、鐘徑一尺六寸、享保三年の銘あり、もと奥州會津野澤如法寺大鐘伏願皇家萬歲檀門千秋幹縁緇素志願成就貞治二癸卯年七月日【舊事雜考】に十月日謹誌の六と彫附ある古鐘をこの時改鑄ると云、△山王字ありと彫附ある古鐘をこの時改鑄ると云、△山王神社 客殿の巳の方にあり、△辨天堂 客殿の辰の方にあり、

【寶物】 △大般若經 今朽損して卷數さだかならず、此經卷を藏めし唐櫃今はなしに書付ありしと云、其文【舊事雜考】にあれば左に出す、

建仁元年八月三日於奥州會津書 永慶 後住貞俊書次曰

文明十五年十一月廿四日 貞俊 卅六歳 同十七年七月八日書畢 貞俊 卅八歳

野澤如法寺大般若經唐櫃

延徳元年己酉二月日 大檀那 諏訪祝部刑部三郎 森定

地頭大槻長門守藤原 盛定 住持 貞俊 四十一歳

○常泉寺境内東西三十二間南 町中にあり、天然山と號す、天正四年の草創と雖も開基の僧を傳へず、もと月光寺と云しが、後京師百萬遍の僧この寺に止宿せし時

末山となし今の寺號に改めしと云、今に智恩院の末山淨土宗なり、本尊彌陀客殿に安ず、

○常樂寺境内東西三十一間南 町中にあり、曹洞宗、隆源山と號す、開基の年代詳ならず、永祿中火災に罹りしを、慶長元年此町の住但馬傳へずと云者再興し、越後國村松安養寺五世孝心を請て住持とし、安養寺の末山となれり、本尊釋迦客殿に安ず、△般若堂 境内にあり、

○墳墓 ○本海壇 町より末の方四町三十間にあり、何の頃にか本海海或は皆と云行人を葬し所と云、上に老杉一株あり、相傳ふ、昔本海高燈籠を揚しに其火もれて一町焼失す、其後屢火災ありしかば陰陽師をして占はしめしに、本海が執念によりて此の如しと云、因て鎮火の祭をなし、又幽魂を慰んため、今に毎歲七月十五日・十六日の夜戸毎に高六間計の燈籠を供ふ、

○古蹟 ○館跡二 一は横町の北米倉の地なり、東西五十間南北一町計、東北に大槻川回り、西南に掘形存す土居も残り、正安の頃荒井信濃守頼任と云もの築き其子孫新兵衛某萬五郎某と云もの住せしと云へども詳ならず、元龜の頃大庭太郎左衛門住せしと云野澤本町併見るの條下を併見る 一は町より午末の方十二町山上にあり、高三十

間計周十五町計、何人の住せしことを知らず、又町の南四町に泥深新田と云字あり、往古小島村の住中地景小島村にては虎此事を傳へずと云者と戦し時、館主謀て此所に藁を置て景虎を陥し所と云、寛文の頃まで景虎が墓なりとて町より午末の方四町に、櫻の古木一株ありしが今はなし、○塚 町より午末の方四町菜圃の中にあり、何の頃にか一石一字の經文を埋めし所とす、又町中に三つ、町の西六町に一つあり、共に經塚の類なりと云、又町より申の方六町に觀音腰掛壇と云塚あり、來由詳ならず、

○舊家 ○興兵衛 此町の農民なり、家系を詳にせず、天正中伊達政宗より先祖伊勢と云者に與へし文書ありしが今はなし、其寫あれば左に出す、

借帳 俵物百五十六俵、其身預置候也、仍如件、 天正十七己丑六月廿八日 政 宗 印 野澤政所伊勢

【舊事雜考】に當時莊屋卿頭をさして政所と稱せしよしを載す、

○褒善 ○小左衛門 初は小右衛門と云ふ、老母に事へて孝なりしかば延享三年米を與て賞せり、常に人の難

儀を憐み、家資を棄て人の苦める道橋を修せし事多し
 輕澤瑞村片門のと繩澤の間の新道を開きし時はみづから千
 餘の工夫を用ゐ、二十貫文計を辨じ、六年の間に其功
 成しとなん、中にも堀越の端村岩井澤は本村より山路
 一里餘隔り高山の半腹にあり、民戸も三軒に過ず、此
 頃年々秋穫常に減じ、ことに一年は飢渴に及ぶべかり
 しを、小左衛門其本村の肝煎に向ひ、三戸の民夫食な
 くばいかで農事つとむべき、吾彼等が苦を見るに忍び
 ず、行て助んとて三戸の民に各金一分づゝ貸與へ明春
 より己が食ふべき米を持ゆき其業を勉めしめ、夏の末
 までありて日代に助けけり、二年の程に三兩餘の金を
 かし種子農具の類までかし與へ、夫食をつゞけ剩償ひ
 殘せし金子を與へしとかや、岩井澤に居し頃本村への
 通路險にして困めるを憐み、新に坦路を開きければ人
 皆これを便なりとせり、斯る善行多ければ明和元年再
 米若干を與て賞しき、○孝行者清右衛門 享保二年米
 を與て賞しき、○忠義者八助 延享二年米を與て賞し
 き、○忠義者某 此村の農民太郎助母なり、寶曆十年
 米を與て賞しき、○忠義者松次郎 天明七年米を與て
 賞しき、○孝行者山本久吉 原町の肝煎なり、享和元
 年米を與て賞しき、○孝行者かの 久吉妻なり、同上

○忠義者きち 彌太郎妻なり、享和四年米を與て賞し
 き、
 ●野澤本町 端村 大槻 此町は湖水決して後組の條下を併見るべし
 初めて開けし故本町と名く、もと今の地より東にあり、
 一つの頃にかこゝに移し、舊地を古町と云、府城の西北
 に當り行程七里十七町、家數七十九軒、東西五町三十六
 間南北一町三十五間、越後街道をはさみ兩頬に連り、中
 程にて少し北に折れ又西に廻り野澤原町の民家に續き、
 東南北は田圃にて、越後街道驛所なり野澤原町の條下と照見るべし又
 卯辰の方四町に家數二軒あり、東西八間南北六間、此西
 に一里塚あり、東十一町四十一間餘、繩澤村の町に至る
 其村は卯辰に當り十九町十間、南十三町四十一間餘山口
 村の界に至る、其村は巳に當り十九町三十間餘、北三町
 一間餘森野村に界ひ大槻川を限とす、其村は子丑に當り
 六町二十間餘、
 ○端村 ○大槻 本村の北二町にあり、家數四軒、東西
 二十五間南北一町二十間、北は大槻川に近く三方田圃
 なり、此地もと大なる槻あり、故に名くと云、
 ○山川 ○諏訪峠 町より未の方二十二町にあり、頂ま
 で三町野澤原町中野村と峯を界ふ、往昔信州の諏訪を
 若松に勸請せし時神輿を置し所故名けしと云、

○大槻川 端村大槻の北二十間餘にあり、山口村の境
 内より長谷川來り、丑の方へ三町流れ町東にて繩澤村
 の不動川に合し、大槻川となり戌亥の方に流るゝこと
 十五町計、野澤原町の界に入る、○淺岐川 町南八町
 にあり、源は大平と云山より出、戌亥の方に流るゝこ
 と二十四町野澤原町の界に入る、廣一間計、
 ○關梁 ○橋二 一は町より卯辰の方十町十一間餘、越
 後街道長谷川に架す、長五間幅一丈、徳藏橋と云、昔
 此町の徳藏と云者始て架せし故名くと云、一は端村大
 槻の北二十間餘、隣村の通路大槻川に架す、長十二間
 幅二間、大槻橋と云、

○稻荷神社 境内東西六間南 町の南七町にあり、勸請の
 初を知らず、鳥居・幣殿・拜殿あり、伊藤對島が司なり
 ○寺院 ○遍照寺 境内東西三十一間南 町の北頬にあり、
 眞言宗、野澤山と號す、開基詳ならず、野澤原町如法
 寺の門徒なり、本尊大日客殿に安ず、△六地藏 境内
 にあり、形石燈籠の如くにて火ぶくろのあるべき所を
 六角にけづり、面ことに地藏一軀を彫れり、もと町よ
 り辰の方十一町越後街道古四王原と云所にありて、夜
 々怪しき形に變し、人を誑せしに一丈夫に逢て疵を被
 り其妖止しとぞ、今竿石の中途に太刃創の如きもの見
 ゆ、

○水利 ○堤 町より未の方十三町にあり、周一町二十
 間茅苜場堤と云、正徳中築きし、
 ○神社 ○諏訪神社 境内東西二十二間南 町より卯辰の方
 三町五十間餘にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居・幣殿・
 拜殿あり、【相殿六座】 △山神四座 二座は本村より
 移し、二座は野澤原町より移せり、△腰王神 本村よ
 り移せり、△伊豆神 野澤原町より移せり、△神職伊
 藤對馬 寶曆十三年佐野伊賀由光と云者此社の神職と
 なる、其子對馬故有て佐野を改て伊藤氏とせり、今の
 對馬由房が父なり、

○古蹟 ○館跡 今の遍照寺の地なり、大槻館と云、東西
 三十四間南北廿四間餘の形存す、延徳の頃伊藤長門守
 盛定と云者住し、大槻氏を稱せしにや、野澤原町如法寺
 所藏の大殿若經に地頭大槻長門守藤原盛定と書附あり
 して云、其後大庭太郎左衛門政道と云者爰に住し、大庭
 を改めて大槻と稱せり、大槻は葦名家に功ありし者に
 て、しばしば其功にほこり、驕奢の行ありければやゝ其
 祿を削り僅に三十貫文の地本町野澤原町茅本村を與て此館に整
 居せしむ、後野澤原町の館に移り住せり、居こと三年大
 槻此ことを憤り、密に己が婿なる西方村大沼郡瀧谷組の地頭

山内右近と云者と謀し合せ、上杉謙信に内應して怨を報ぜんとす、右近も又河口村大石組の地頭河口左衛門佐と云者をかたらはんとて、齋竹と云盲人を使としてつかはしけるに左鞆村の境内にありと云嶮難の崩道を過るとてあやまつて密書を落しぬ、近邊の者これを拾ひ得て早々黒川へ送りければ、盛氏速に兵を發してこれを討んとせしに、大槻これを聞き山内等と商議し下野尻小島夏井等の地頭と示し合せ、天正六年二月十三日大槻は片門村の渡に出張し、山内は柳津村牛澤の渡に向ひけり、盛氏は平田是亦・佐瀬不及・富田美作・伊藤大膳の四人に命じて片門の渡に向はしめ、自らは金上兵庫・生江大膳・松本左衛門・新國上總等の部將を率て、柳津の渡に向へり、互に嶮岨により只見川の岸に傍て備を立散々に戦ひ、兎角して二日計は支へしかども、元來微勢なれば山内が勢潰んとす、大槻これを聞て手勢をわけて監峯峠内にありを越て授けんと欲す、十五日援兵いまだ至らぬに、山内敗して西方村に退き、自殺せしと聞えければ、大槻力なく一族郎等三十餘人と密に山道を越て山内が領上條地所詳のかたに赴んとせしに、其日雪いたくふりて道を埋め、其上皆食に飢しかば種子池淵いへども土人その地を詳せずと云所の巖

窟の中にこもり居て、雪の時間を待けるに、此あたり今大石組大石村の端村下井草の地の關根なりと云へども里人その事を傳ずと云所の獵人孫兵衛と云者ふと行かゝりしを、大槻喜て招きよせ飯と鞋とを乞ひしに、彼者甲斐々々しく走りまはりて夫々にまかないしかば、大槻その謝禮なりとて判金一枚を與へ、さてこれより上條の方へ案内せば重く恩賞を得さすべしと頼みしかば、いと安く肯ひ、頓て參るべしとて歸りぬ、時に彼者案内せずして川口左衛門佐が許に馳行、かくと告ければ川口即日に乗を率て進發し獵人を先に立て巖屋をさして馳向ければ、大槻は孫兵衛が來るを待所に、思もよらず巖屋の四方より鬨の聲をつくりかけ、川口が勢はひしと取圍み、孫兵衛眞先に進み來りき、彼者何とかしたりけん、巖屋の前へ轉び落ければ大槻これを刺殺す、寄手これを見て競ひ集り悉く其郎等を殺しぬ、大槻も遂に川口が爲に討る事難考に二月十四日大槻太郎左衛門被戮と記し又十五日の條下に大槻討れしよしを記せしは解し難し、かくて川口其首を盛氏に獻じければ、大槻は聞ゆる不敵者なれども、藤戸の謠をしらざるけるにこそとあざわらひしとぞ、初め隠謀を企てし時只見川以西の地頭多くは大槻が催促に従へしに、天屋村の地頭満田主計盛胤と云者其旨に應ぜざりしかば、事平て後盛氏これを賞し

て感狀を與へしとぞ下野尻村の條下を併見るべし ○寺跡二 一は町より丑寅の方にあり、昔圓福寺山號を傳へずと云、大子守宗の寺ありしと云、此寺端村大槻に近き故大槻圓福寺と稱し、大槻太郎左衛門殊に崇敬せしとぞ、大槻館落去の後此寺廢せりと云、昔此寺の什物なりしにや、今郭内興徳寺に奥州會津野澤大槻圓福寺常住應永第七天庚辰六月廿日、右筆金資良鏡と記せる大般若經あり、一は町より本の方八町にあり、昔光照寺と云寺ありしに何の頃にか中野村に移せしと云、

○舊家 ○武兵衛 此町の農民なり、家系を詳にせず、先祖は彌次右衛門とて岡半兵衛が勘定役を勤しと云、今猶古文書數通を藏む、左に出す、
(地頭カ)
□□彌次右衛門申ノ分
岡半兵衛借用仕、永樂錢、元利返辨仕覺、
□□十三年九月朔日
拾貫文 此り十月十一月十二月三ヶ月ノ利加仕一ヶ月分用捨ノ定
□年十月朔日
貳拾貫文 此り十一月十二月二ヶ月ノ利加仕一ヶ月分用捨ノ定
合三十貫文
右ノ子錢上ル覺

蠟武拾壹貫四百五拾目 慶長十三年分但請取貳枚有

慶長十四年ノ子錢 四貫五百文者小判四兩二分にて上ル
九貫文 此内 四貫五百文者銀貳百廿五兩に而上ル

慶長十五年ノ子錢 銀子五百五拾目
慶長十六年に元利返辨仕相□申候分、
七百目銀子、貳兩、小判、同拾四切一分
以上

岡半兵衛藏米狸森倉御金山にて、賣代銀、内請あり、合銀子百貳拾三匁五粉者、但残り相すみ候は、極々請取重て可遣候、かり請者如此也
右所如件、
(丑ノオ)
慶長十八年十二月十六日 外池基衛門 叅
(花押)

野澤村彌二右衛門殿 叅
半兵衛米狸森倉見うり代銀ノ内請取事、
合銀子七拾四匁四粉者、残り分相濟次第重而□へ請取可遣也、
右所如件、

慶長拾八年十二月廿九日

外池甚衛門 (花押)

野澤彌二右衛門殿 参

狸森倉にて、御米うり銀請取事、
合銀子參拾四匁六粉者、
右所如件、

慶長十九年三月五日

外池甚衛門 (花押)

のさは村彌二右衛門殿 参

請取申黒澤御銀山御運上銀子之□□
□貳百九十九匁壹粉者、御運上銀之由、
一參百貳拾九匁九粉一リン者、拾分一ノ御禮銀之由、
一七百貳拾五匁八粉壹りん者、右秤の出目、但百目に
付て、貳拾目宛之由、
一五拾七匁七粉八りん者、右之銀小包□□銀之由、
銀子合四貫四百拾貳匁六粉者、但慶長十九年七月
廿一日ヨ同十二月廿九日迄に内々分之由、
右何も□□新左衛門秤屋衆三人之符付可□□取如
件、
慶長貳拾乙卯年二月十八日

かね御奉行衆ノ請取みつし遣候、

西川和左衛門 (花押)

潮田孫兵衛 (花押)

大沼彌二右衛門殿

伊藤茂左衛門殿 参

元和元年分年貢銀方未進は、正月ノ拾匁に付、四分
子錢、米方の未進は、當年之内の高ねにして、其銀
に四分分子に算用仕可相濟者也、

元和元年二月二十四日

小藏人 (花押)

松留□ (花押)

大勘由 印

野澤本町 肝煎百姓中

岡半兵衛殿ノ預り申、永樂錢元利返辨仕覺、
慶長十三年九月初日

拾貫文 此リ十月十一月十二月三ヶ月分、一ヶ月は用
拾之覺、

慶長十三年十月初日

貳拾貫文 此リ十一月十二月分、一ヶ月は用拾之覺、
合三拾貫文

右之御子錢上ル覺

慶長十三年分

蠟貳拾壹貫四百五拾目 但請取二枚有

慶長十四年分子錢

九貫文 此内 四貫五百文は、小判四兩二分に
て上ル、四貫五百文は、銀子貳百廿五匁にて上
ル、拾貫文は、慶長十四年也、十二月廿七日預
る分、

右合四拾貫文

慶長十五年分也子錢

銀子五百五拾目

右御子錢分、拂申候、請取御座候、

慶長十六年に、元口取被成候覺、

我等借長之分半兵衛殿へ被召上候て、直に御さひそ
く人御付被成、御取被成候、残りたり不申候分、下
人家内賣たて指上申余銀之覺、

銀子七百目 小判貳兩

請取有 一分判拾兩

右之金銀被召上候、借長面に候て、御取拂被成候、
慶長十六年七月廿七日に濟切少もかゝり無御座候、
爲其以書物を申上候、仍如件、

元和貳年

十一月廿一日

野澤本町

彌次右衛門印

口算用 御奉行中参

以上

山稻河之内、狸倉御金山ふしん仕津りけ出来申候者
急度申上候、運上に御請可被申候、若□□物出来候
を不申上候ほりかくし仕候は、曲事可被仰付候、爲
後日如件、

元和四年壬子三月七日

□六右 □(花押)

七孫左

潮孫兵 重(花押)

おふぬま 彌次右衛門殿参

以上

山稻河部之内、黒澤御銀山、見立仕つる氣出来候者
急度可申上候、若きりかくし仕、脇口ノ相聞候者、
曲事可被仰付候、爲後日如件、

元和四年壬子三月七日

□六右 □(花押)

七孫左

潮孫兵 重(花押)

おふぬま 彌次右衛門殿参

以上

黒澤御銀山、於申所見申度之由尤候而相渡ス、見立
さへ間敷共之事、つる□出來仕候者、則可被申上
候、若脇口相聞候者、可爲曲事候、如件、

元和七

三月廿二日

潮田孫兵 重印

七里孫左 政成

大沼彌次右衛門殿 參

一長□栗□百姓壹人も不殘、□申候に付、御公儀
へ御訴訟申上、只今相究申度と申上候へは、何様に
も才覺仕當も仕付申候へ、秋中は皆え、被成御尋
御めん可被成候て、久兵衛六左衛門相談仕、田地不
作不仕様と□被仰出候間、以來之儀は、我等兩人請
合候間、何様にも才覺被仕、田地をも、荒不申様に、
貴殿頼候、其上覺候ものをも尋被相返可存候、たと
へ御公儀々、御めん不被成候は、我等兩人として、
御年貢辨可申候間、少も氣遣有之間敷候、爲後日仍
如件、

寛永貳年卯月十日

平久 兵衛(花押)

本町

□□殿

同 彌次右衛門殿へ 參

爲重陽之御祝儀、小袖壹重進之候、誠以嘉例之驗迄
候、恐惶謹言、

八月十七日

越前少將

(松平) 忠直(花押)

岡半兵衛殿

○褒善 ○善行者清右衛門 享保十五年賞して米を與へ
き、○善行者彌五兵衛 清右衛門が子なり、同上

●山口村 府城の西に當り行程七里三町、家數十九軒、
東西四十六間南北二町二十五間、東は長谷川に傍ひ西は
山に近く南北は田圃なり、東一町十二間牛尾村の界に至
る、其村は辰に當り九町三十間、西六町野澤本町の山に
界ふ、南一里黒澤村の山に界ふ、北五町五十間餘野澤本
町の界に至る、本町は亥に當り十九町二十間餘、

○山川 ○長谷川 村東にあり、出原村の境内より來り
北に流るゝこと二十二町十間、牛尾村の界に入る、廣
七間、

○神社 ○伊勢宮 境内東西二十間南 村西四十間餘にあり
勸請の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、牛尾村沼澤治部
が司なり、【相殿二座】 △稻荷神二座 共に本村より
移す、

○山神社 境内二間四 村南十二町にあり、鎮座の初詳な
らず、村民の持なり、

○寺院 ○阿彌陀院 境内十間四 村中にあり、無量山と號
す、下野國大澤園通寺の末山淨土宗なり、天正十年良
證と云僧草創すと云、本尊彌陀客殿に安す、

○古蹟 ○館跡 村より未申の方十四町山の頂にあり、
東西十五間南北三十間、何の頃にか鈴木伊豫某と云者
住せりと云、

●牛尾村 端村 府城の西に當り行程七里十町、
家數五軒、東西二十五間南北一町、長谷川に傍て山間に
あり、東十四町繩澤村の界に至る、其村は丑に當り二十
三町五十間餘、西八町十八間山口村の界に至る、其村は
戌に當り九町三十間、南五町出原村の界に至る、其村ま
で十三町、北九町五十六間餘山口村に界ひ長谷川を限と
す、

○端村 ○雲在家 本村の北七町にあり、家數十間、東
西二十五間南北一町二十間、東は山に倚り、西は長谷
川に近く南北は田圃なり、もと此より寅の方一町にあ
り、何の頃にかこゝに移りしと云、

○山川 ○長谷川 村西三十間にあり、出原村の境内よ
り來り、北に流るゝこと二十町、野澤本町の界に入る、

○清水 端村雲在家の北一町にあり、周三尺、氣附清
水と云、土人相傳て源義家朝臣此所にて水に渴せられ
し時俄に湧出し清水なりしと云、

○關梁 ○橋 端村雲在家の西三十間、隣村の通路長谷
川に架す、長七間、土橋なり、高橋と云、

○神社 ○若宮八幡宮 境内東西三十六間南 端村雲在家よ
り寅の方三町にあり、何頃の勸請なるを知らず、鳥居・
幣殿・拜殿あり、△神職沼澤治部 享保中莊太夫光詮
と云者この社の神職となりき、今の治部光廣は五世の
孫なりとぞ、

○山神社 境内東西十六間 村より寅の方二十間餘にあり
鎮座の初詳ならず、鳥居・拜殿あり、沼澤治部が司なり、
○熊野宮 境内東西六間南 雲在家より寅の方一町にあり
創建の年代を知らず、鳥居あり、沼澤治部是を司る、
【相殿一座】 △倉神 本村より移せり、

○古蹟 ○館跡二 一は村より辰の方三町にあり、東西
十九間南北二十八間、堀の形存す、何の頃にか鈴木太
郎左衛門某と云者住せりと云、一は端村雲在家より寅
の方三町にあり、東西十九間南北十七間、何の頃にか
橋谷田七郎太夫某 或は勝光と云者住せりと云、
●出原村 昔何人にか伊豆國より來て紙を漉くことを教

へし故、伊豆原村と云しを後今の字に改めしと云、府城の西に當り行程八里八町、家數二十九軒、東西三十五間南北二町三十間長谷川に傍て山間にあり、東五町二十間二栗村の山に界ふ、西十一町山口村の山に界ふ、南九町二十間黒澤村の界に至る、其村は午未に當り三十一町四十間餘、北八町牛尾村の界に至る、其村まで十三町、
○山川 ○高栗山 村西三町にあり、頂まで二町三十間山口村と峯を界ふ、雜木多し、
○長谷川 村西にあり、黒澤村の境内より來り北に流るゝこと二十一町、牛尾村の界に入る、○清水 村中にあり、周三尺大清水と云、此水にて紙を製す、

○土産 ○紙 其品杉原紙に比すれば稍及ばざれども堅強にして久に耐ふ、本組の諸村にて製するもの多けれども、初め此村より漉出せし故總て出原紙と稱す、此村にて今は杉原紙をも製出す、
○神社 ○伊豆神社境内東西五間南北七間免除地 村より寅の方三十間にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、牛尾村沼澤治部が司なり、【相殿三座】 △伊勢宮 本村より移せり △總社 同上 △御稷神 同上
○天満宮 境内東西八間南北三十五間免除地 村より丑の方三十間にあり草創の年代を知らず、神體は銅像にて長六寸九分、其

背に北野天神延文六と彫附あり、其餘支干日月の文字見ゆれども分明ならず、鳥居あり、沼澤治部是を司る、
○神社 境内十五間四方免除地 村西十一町にあり、勸請の初分明ならず、村民の持なり、
○寺院 ○西連寺 境内東西十九間南北十一間年貢地 村中にあり、光徳山と號す、府下七日町阿彌陀寺の末山淨土宗なり、開基の年代詳ならず、本尊彌陀客殿に安す、

○觀音堂 境内東西十四間南北十七間年貢地 村中にあり、三間四面西向秘佛の觀音を安す、延元元年に創建すと云、其後文安二年【舊事雜考】に文 道祐と云者修補を加へ、天正七年沼澤出雲眞道と云者、再これを修理せり、慶長十六年八月の地震に頽廢しければ、同十七年村民力を勦せて再興せり、其時の棟札共に寛文中までありしと云、(其寫あれども不明の字多ければこゝに略す) 又【舊事雜考】貞和二年の記に、四月十七日稻川莊伊豆原村圓満寺觀音堂寶器成とあり、今はなし、又此村の農民五兵衛と云者の家にて毎年七月七日の朝、まんたらと號し小き團子を製し此堂に蒔ことあり、何の謂なるを知らず、△別當圓満寺 境内にあり、縛曰羅山と號す、延元元年に草創すといへども開基の僧を詳にせず、眞言宗、野澤原町如法寺の門徒なり、本尊不動客殿に安す、

●黒澤村 端村 今和泉 新屋敷 落合 大瀧 府城の西に當り行程九里七町餘、家數四軒、東西三十間南北一町、山中に住し、東に松手川あり、東一里十町西二十五町十八間南十三町、共に牛澤組麻生村の山界に至る、其村は辰に當り二里、北二十二町二十二間出原村の界に至る、其村は子丑に當り三十一町四十間餘、

○端村 ○今和泉 本村より丑寅の方三町餘にあり、家數十八軒、東西四十間南北二町、山間に住し、西に松手川あり、○新屋敷 今和泉の北二町にあり、家數七軒、東西三十間南北一町、山間に住し、西に松手川あり、○落合 新屋敷の北三町にあり、家數十三軒、東西三十間南北二町、松手・大瀧の二川に傍て山間にあり、又丑の方九町三十間餘に一區あり、新田と云、家數四軒、東西十五間南北一町、山間にあり、東に長谷川あり、○大瀧 落合より申の方二十五町二十間餘にあり、家數四軒、東西一町南北三十間、大瀧川に傍て山中にあり、こゝより東二十間大瀧川に大なる瀑布あり、故に名くと云、又村南に木地小屋一軒あり、
○山川 ○高陽山 村より申の方三里にあり、頂まで十七町二十間、大沼郡大石組水沼村及越後國蒲原郡上條組柴倉村と峯を界ふ、雜木繁茂す、○黒床山 村西一

里十八町にあり、頂まで二十町、麻生村と峯を界ふ、雜木多し、○大倉山 村より戌亥の方二里にあり、頂まで十五町、中野村と峯を界ふ、雜木多し、○柏木峠 端村今和泉より未申の方にあり、登ること八町五十間餘、麻生村と峯を界ふ、金山谷に通る路なり、○銅山 端村落合の西九町鈍子岩と云鑿の類を産す因てたうすと云べきをかく稱ふ山中に銅を産す、小屋一軒あり、又落合より丑の方十町三十間餘に鉛山あり、こゝにも小屋二軒あり、其餘銀及銅鉛を産する山近邊に多し、今野澤本町武兵衛が家に慶長元和の頃金を採りし時の文書を藏む野澤本町の條下に野澤本町の條下に出ず併見るべし、
○長谷川 源二つ、一は大瀧川と云村西の山中に出、端村大瀧の南をすぎ、山間を東流し十二丈餘の瀧となり又四丈計の瀧となる、因て大瀧の名あり、二十五町二十間餘流れて落合の西に至る、一は松手川と云、村より未の方松手沼を出、山間を東に流れ村南をすぎ北に折れ、端村今和泉新屋敷の西をすぎ落合の東を流れ北に至り、凡て一里十八町流れて大瀧川に合し、長谷川となり、北に流るゝこと十二町、出原村の界に入る、
○沼 村より未の方十町十間餘にあり、周四町四十間松手沼と云、

○關梁 ○橋二 一は端村今和泉より申の方一町、松手

川に架す、長五間面倉橋と云、一は端村落合の西三十間餘、大瀧川に架す、長六間大瀧橋と云、共に丸木橋にて村中の通路なり、

○神社 ○蝦夷社 境内東西三十一間 南北十三間免除地 端村今和泉の南二十間餘にあり、石階を升ること百餘級、勸請の年代詳ならず、土俗相傳て源義經を祭ると云、鳥居・幣殿・拜殿あり、野澤本町伊藤對馬が司なり、【相殿二座】△伊舍須美神 本村より移せり、△熊野宮 端村新屋敷より移せり、

○寺院 ○不動堂 境内東西三間 北十間免除地 端村大瀧の東二十間にあり、草創の年代を知らず、村民の持なり、

○古蹟 ○館跡 村より辰の方五町にあり、東西四十間 南北一町三十間、何の頃にか長谷川主殿某と云者住せしと云、

○小杉山村 端村 新田 もと大杉山村とて白沼のほとりにあり、小杉山村は其端村なりしと云、慶長十六年の地震に飯谷山崩れ、本村の民屋を埋み男女五人僅に其難を遁る、因て小杉山村を墜せて本村とし、今の地より南十三町、古屋敷と云所に移り居りしが、耕作の便あしく正徳四年又今の地に移りしと云、府城の西に當り行程九里六町家敷六軒、東西三町南北一町、飯谷山の七分目計に散居

し、山間に田圃を開く、東十町牛澤組野老澤村の山に界ふ、西十二町三十七間黒澤村の界に至る、其村は申に當り三十四町五十間餘、南十三町四十二間牛澤組麻生村の界に至る、其村まで一里三町四十間餘、北十九町三十八間長櫻村の界に至る、其村は亥に當り二十三町三十間餘又戌亥の方十二町出原村の界に至る、其村まで二十一町五十間餘、

○端村 ○新田 本村より戌の方六町にあり、家敷四軒、東西四十間南北三十間、山中に住す、

○山川 ○飯谷山 村より寅卯の方十二町にあり 本郡の條下に詳なり ○如法峯 村より午未の方一町にあり、頂まで四町十間計周三十町計、頂を鷹待場と云、昔鷹を網せし所なりとぞ、○沼 村より亥の方十二町にあり、周五町二十間計、水色淡白に見ゆる故白沼と名くと云、慶長十六年の地震に飯谷山崩れ、村落を埋し時水湛へて此沼となりしと云、○清水 村東十二町にあり、周二間餘、大清水と云、田地の養水とし、八月の節に至れば水涸ると云、

○神社 ○大明神社 境内東西五間 北十一間免除地 村より戌の方一町にあり、勸請の初詳ならず、鳥居・拜殿あり、村民の持なり、

○古蹟 ○碑 村中にあり、高三尺五寸幅一尺二寸、表に見寶塔、右の脇に伏惟相當過去各々老若男女百有餘亡者百五十箇年而奉造立七寶塔以伸供養時立、左の脇に大相山村慶長十六年卒亥八月二十一日之晝飯谷山拔落一村男女土中埋死寶曆二壬申八月二十一日 村中寄進と彫附あり、○館跡 村より戌の方十二町にあり、東西二十三間南北十九間、何の頃にか田崎加賀光房と云者住し、後目黒佐渡某と云者居りしと云ども詳ならず、

○長櫻村 府城の西に當り行程七里二十四町、家敷八軒 東西一町二十四間南北四十間、山間にあり、東十四町牛澤組小卷村の山界に至る、其村は寅卯に當り一里十五町西は村際にて二栗村に界ふ、南四町小杉山村の界に至る其村は巳に當り二十三町三十間餘、北三十一間泥浮山村の界に至る、其村まで二町十間餘、

○山川 ○貝吹山 村より巳の方三町にあり、頂まで二町餘、雜木多し、

○神社 ○山神社 境内東西二十間 南北四十五間免除地 村東一町にあり、鎮座の初詳ならず、もと二栗村にあり、寛文中こゝに移せり、鳥居・拜殿あり、村民の持なり、【相殿一座】△大明神 地主神なり、

○二栗村 府城の西に當り行程七里二十四町、此地東は

長櫻村泥浮山村程窪村に界ひ、西は出原村の山に隣り、南は小杉山村の山に接し、北は牛尾村の山に交はれり、東西七町南北二十一間、山間に田圃を開く、もと家敷六軒ありしに、慶長十六年の地震に泥浮山村の境内鳥屋山崩れ、村落一時に埋みしが村民一人不思議に其難を遁れしかば、長櫻村に民屋を構へしと云、今に此村の民居一軒長櫻村に住す、

○泥浮山村 府城の西に當り行程七里二十町、家敷五軒 東西三十間南北三十間、山間にあり、東十五町牛澤組小卷兩村の山に界ふ、西二十間二栗村の地に界ふ、南二十町四十間長櫻村の界に至る、其村まで三町十間餘、北三十町四十間程窪村の界に至る、其村まで七町四十間、

○山川 ○沼二 一は村より戌の方二十間餘にあり、周五町福田沼と云、一は村より卯辰の方十五町にあり、周二町鳥屋沼と云、共に慶長中の地震に鳥屋山 柴山時とも云 崩れし時水湛へて此沼となりしと云、○清水 村東十五町にあり周九尺、一貫清水と云、相傳ふ此所往昔越後街道なりしに、何人にか此所を過る時渴に苦て獨云けるは、此渴を救ふことを得ば携し一貫文の錢子を捐んと云けるに、不思議に水湧出て渴を潤し、頓て其錢をほとりに置いて去れり、故に名けしと云、

○神社 ○熊野宮 境内東西五間南 村より辰の方一町にあり、勸請の初詳ならず、鳥居・拜殿あり、村民の持なり、
 ●程窪村 此村泥浮山村の境内鳥屋山崩れし時、其土石の填塞せし地なりと云、もとの方二町にあり、元文四年水災を避てこの地に移せり、府城の西に當り行程七里十二町、家數十軒、東西五十間南北二町、山間にあり、東十一町青坂村の山界に至る、其村は丑寅に當り二十三町十間、西四町五十間牛澤村の界に至る、其村は申に當り十二町五十間、南四町泥浮山村の山界に至る、其村まで七町四十間、北十町繩澤村の界に至る、其村は亥に當り十九町三十間、

○山川 ○不動川 村西一町餘にあり、水源は小杉山村と長櫻村との界より出、北に流れ泥浮山村と二栗村との界にて福田沼となり、又北に流れ此村と二栗村との界にて川童沼大沼となる、此より沼尻川と稱へ、北に流れ不動瀧に瀉ぎ、不動川となり、又北に流れ繩澤村の界に入る、大沼より此に至るまで七町廣一間、
 ○沼四 一は村より未の方三十間にあり、周二町十間餘葭原沼と云、一は村西五町二十間にあり、周二町二十間須田沼と云、一は村より申の方四町四十間餘にあり、周五町大沼と云、一は村より未の方六町二十間餘

にあり、周四町川童沼と云、共に慶長中の地震に溪流を塞ぎし時この沼となりしと云、
 ○神社 ○山神社 境内東西三間南 村東一町山麓にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、上野尻村清野飛驒が司なり、

●青坂村 府城の西に當り行程六里十八町、家數十軒東西一町三十間南北一町三十間、山中にあり、四方少く田圃あり、東六町藤村に界ひ、鶴峯山を限とす、其村まで一里二十三町五十間、西十五町五十三間繩澤村の界に至る、其村は戌に當り二十三町五十間、南十六町程窪村の界に至る、其村は未申に當り二十三町十間、北十町繩澤村の山に界ふ、

○山川 ○瀧澤川 村より巳の方十町にあり、源は境内の山中より出、北に流るゝこと二十町計繩澤村の界に入り、不動川となる、廣五尺計、○瀧三 一は村より丑寅の方十二町瀧澤川にあり、高二間水底の岩に不動に似たる形見ゆる故不動瀧と名くと云、一は其下流にあり、高一間機織瀧と云、水の流るゝさま織機を延たるに似たる故名けしと云、或は傳ふ往古何の頃にか繩澤村の境内女房澤と云澤より化生の女此瀧壺に來り機を織りし故名けしと 女房澤と名けしも 一は又其下流に又此故なりとぞ

新編會津風土記卷之九十五

陸奥國河沼郡之七

野澤組中十五箇村

- 繩澤村 端村 冑石
- 天屋村 本名村 藤村 端村 上藤 大牧 長窪
- 片門村 端村 輕澤
- 杉山村 洲走村 西羽賀村 夏井村
- 河井村 端村 大田
- 鹽坪村 端村 喰鹽
- 池原村 漆窪村 利田村 端村 合瀬
- 尾登村

●繩澤村 端村 冑石 昔此邊湖水なりし時、船を繋ぎし所ゆえ船繋澤と云しとぞ、淳水決して後天正の初青津組東青津村より生江浩春 舊家の條下と 云者主従十八人此所に來て新墾し、浩春と家僕七人は今の村より戌の方五町上町と云所とまた東の方四町侍屋敷と云ふ所と二區に住せり、綱澤村と名けしと云ふ 此の十一人は本村の地を新墾して其村に住し今に

あり、高二間雨降瀧と云、流沫散じて雨の如し、故に名けしと云、

○水利 ○堤 村より丑寅の方五町十間にあり、周三町二十間、沼田堤と云、享保十九年に築く、

○神社 ○諏訪神社 境内二十間 四方免除地 村西一町山足にあり、勸請の初詳ならず、鳥居あり、上野尻村清野飛驒が司なり、【相殿二座】 △山神 本村より移せり、△總社 同上

新編會津風土記卷之九十四 終

高久黨と稱ふるといへども、寛永二年今の地に移せり、後正本村にてはこの事を傳へず、保中繩の字に改めき、府城の西北に當り行程六里三十一町、家數三十一軒、東西四町南北一町十五間、越後街道を夾み山腰に住し、處々に田圃を開く、又村東二十一町二十間餘越後街道の側に家居一軒あり、大島と云、此道端村冑石と片門村の端村輕澤との間二十五町四十間餘を隔て更に人家なく、行人冬日吹雪に苦む、故に安永八年青坂村治兵衛と云農民此處を鬪き、往來の旅人を助く、東二十四町二十八間片門村の端村輕澤の地に界ふ、西七町野澤本町に界ひ長谷川を限とす、本町は西戌に當り十九町十間、南九町五十八間牛澤村の界に至る、其村は未だに當り二十三町五十間餘、北八町三十間茅本村の界に至る、其村は亥に當り十八町餘、又辰の方七町五十七間青坂村の界に至る、其村まで二十三町五十間、巳の方十三町十五間程窪村の界に至る、其村まで九町三十間、此村越後街道に住し、時ありて野澤驛を補ひ繼ぐことあり、故傳馬二疋の課役を免除せらる、今肝煎繁右衛門が家に慶長中野澤本町より贈りし文書を藏む、舊家の部に載す併見るべし

○端村 ○冑石 此より北に冑石といふ石あり、因て名けしといふ、本村の東八町十間餘にあり、家數七軒、東西十五間、南北一町十間越後街道の南に住す、山間

農具を與へ、且土地の高阜によつて田圃を開くことまで委く論しければ掃部歸て新墾し、遂に此所を開きしとぞ、今猶入小屋に掃部が居住せし所なりとて礎石往々に存す、旅僧は府下淨光寺の開基教尊なりとぞ、故に今に至て此所は皆淨光寺の檀越なり、又こゝより東越後街道に一里塚あり、

○山川 ○冑石 端村冑石より子丑の方二町十間餘にあり、高一丈八尺餘周四丈、形に因て名く、慶長中の地震に鉦ともいふべき所缺て今は其半を殘せり、

○不動川 上流を藤澤川といふ、片門村の端村輕澤の境内より來り、切石川となり、西に流れ青坂村の界より不動川來り注ぎ、不動川となり、端村冑石を過ぎ村中に至て程窪村の境内より不動川來り、牛尾村の界より長谷川來り合し大槻川となり、轉じて戌亥の方に流て野澤本町の界に入る、境内を流るゝこと一里五町三十三間八間、輕澤の界より冑石までの間兩岸往々奇石峙つ、釜石・壽字石・大字岩・男根石等なり、皆狀をもて名けり、また一の巖窟あり、遠くこれを望めば觀音の像現はれ、近く望めば其形見へず、土人飛觀音と稱し小兒の聾耳諸疾を祈て驗ありとぞ、此川の中に盲淵といふ所あり、僅の淵なれども其深さ測るべからず、村民の

にて西北に少く菜圃を開き、不動川に傍ふ、此より東七町橫澤といふ溪水の側小高き處に入小屋といふ字あり、此所は昔往還の街道にて、其頃伊藤掃部といふ山賊住せり、文祿元年一人の旅僧此所を過し時、掃部衣裝を奪はんとて立寄りに旅僧すこしも驚かず、側の石上に端座し念誦合掌せしに、怪くも掃部が手足縛せらるゝが如し、掃部怒て秘術を盡せどもさらに働かず、頃く有て頻に恐怖の心生じ、汗出て惣身を濡す、時に彼僧汝いかなればかくの如きやといふ、其聲雷の轟くばかりに覺えければ、掃部苦みに堪へず、小聲になりてゆるしたまへといふ、僧の曰凡天地の間に得がたきは人身なり、然るに汝山賊を以て一生をあやまる、滅後地獄に墜て呵責の苦み日を指が如けん、今より後惡業を改め善根を修すべしと論じければ、掃部一言に及ばず屈服せり、僧又これより汝が家に一宿せん、案内すべしといふ時、初て氣を得五體もとの如くなりし、頓て入小屋に伴ひしに、終夜法を説て教導しければ掃部信心肝に銘じ、僧に向て是より後はいかんして生計を遂ぐべきといひければ、僧の曰汝未だ壯年なれば耕耘を務て世を渡るべしとて、明る日黎明に出去りぬ、其後掃部本村の浩春が許に至て此事を語りしに、浩春

傳へに昔此所に川童住しに、此村の農民喜四郎といふ者夏月此淵下にて馬に飲ひ家に歸て秣かはんとせしに馬槽伏てあり、起さんとすれども動かさず、幸に隣家の農民居合せしかば力を合せて引起しけるに、嬰兒の如き者あり、怪て打殺さんとせしに彼怪兒人に向ひ、我は盲淵に住る川童なり、一命を助けなば長く此村の人々をして水災なからしめんといふにより、放て淵に歸らしめき、さればにや今に至て村民水災に逢ふ者なしといふ、○沼二 一は村より亥子の方七町計にあり、周二町四十間館沼と云、一は村より寅卯の方一里計にあり、周一町天沼と云、

○原野 ○牧場 村東六町にあり、東西十五間南北一町二十間、天正文祿の頃浩春が従士ども、乗馬を放牧せし所と云、

○關梁 ○橋三 共に越後街道にあり、一は村中にあり、長八間幅二間中橋と云、一は村西七町五十間餘にあり、長七間幅七尺徳藏橋と云、共に不動川に架す、一は其西長谷川に架す、又徳藏橋と云野澤本町の條

○水利 ○大堰 村より戌の方にて大槻川を引き、茅本村の方に注ぐ、○堤 村より丑寅の方三町にあり、周三町十間、寛永中築く、倉澤堤と云、

○神社 ○御稷神社 境内十間四方免除地 村北五十間餘にあり、勸請の初詳ならず、鳥居あり、牛尾村沼澤治部が司なり、
【相殿四座】 △聖神二座 共に本村より移せり、△熊野宮 △若宮八幡 同上

○胃神社 境内東西三間南北二間免除地 端村胃石より子丑の方二町十間餘にあり、祭神及鎮座の初詳ならず、側に兜蓋に似たる石あるを祭りしと云、巨巖を穿ち其中に勸請せり鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 ○廣谷寺 境内東西二十四間南北十三間年貢地 村北二十間餘山足にあり、臨濟宗靈雲山と號す、府下五之町實相寺の末山なり、開基の年代詳ならず、もと村南一町三十間山中にあり、寛永五年今の地に移せしといふ、本尊地藏客殿に安す、

○墳墓 ○古墳 村より未の方九町四十間、森腰といふ所にあり、高三尺周一丈五尺、小島村の地頭成田右馬允某といふ者の妻の墓なりといふ、天正中大槻太郎左衛門叛逆を企し時、成田も一味せしが大槻が軍敗れて種子池淵に落行き自殺せしかば 野澤本町の條下を併見るべし 成田が一族郎等そのあとを慕ひ、此所に至しに黒川の軍兵に逢て討れし故此に埋めしといふ、小島村にては此事を傳へず
○古蹟 ○館跡二 一は村より西戊の方八町にあり、金

城館といふ、本丸跡東西五十間南北三十間、こゝより寅の方四十間に溪水を隔て二ノ丸跡あり、東西四十間南北二十間、天文中金白加賀守景良といふ者住せりと云、一は村西九町にあり向館と云、本丸跡東西三十五間南北一町、土居堀の形存す、こゝより巳の方一町に二ノ丸跡あり、東西二十間南北三十七間、大槻叛逆の色を顯はせし時、景良黒川の命を受け築きし所と云、
○石窟 村より巳の方十町中山と云所にあり、昔は穴の中に八疊敷ほどの平ありしと云、今は半崩る、又此邊往々土器の缺たるを得ることありと云、古穴居の跡なるも知べからず、○塚三 一は村より丑の方三十町餘にあり、周四丈五尺胴塚と云、一は其東二十町計にあり、周五丈五尺首塚と云、一は又其東十五町計にあり、周三丈五尺足塚と云、共に高六尺、元和中此村と松尾村と山界を争ひ蒲生氏に訴へしに、兩村ともに入べからずと裁斷ありしを、強て訴へしかば此村の次郎右衛門、松尾村の清左衛門と云もの二人野澤本町諏訪の社前にて鐵火をとらしめしに、次郎右衛門恙なかりしかば清左衛門を誅戮し、其骸を三分して埋め、此塚を築き山界を表せしと云、此時此村より訴へし草稿と蒲生家の條下に出す

○舊家 ○繁右衛門 此村の肝煎なり、先祖は生江浩春とて天正の始青津組東青津村より此地に來り、主従十八人にて田地を新墾し、村を綱澤と名て住居せり、境界の條下を併見るべし 後生江を改めて青津と稱し、大沼郡大石組沼澤村の地頭山田出雲守が女を娶り此村の長たり、又四家老とて鳥毛・渡部・齋藤・長谷川など稱せし者ありしとぞ、今村より辰の方一町に鳥毛澤と云所あり四家老の一人鳥毛彦左衛門尉忠嗣と云者居しと云

浩春が次郎右衛門が時、此村と松尾村と山界を争て争鬪に及び、互に死人許多に至れり、因て元和四年領主蒲生氏に訴へけるに、兩村境目分明ならざれば鐵火をととりて勝負を決すべし、然れども雙方山林に乏からざれば斯までにも及ぶまじ、互に入たるべしと裁斷ありけれども、猶相つりて頻に鐵火を願ひければ野澤本町諏訪の社前に於てとらしめしに、一村恐れこれを取んと云者なきに、次郎右衛門勇氣勃然として一村のものに向ひ、我事に従ふべしされども事卒らば、耕耘の業なしがたかるべし、願くば面々の助力にあづかるべしと云て進み出ぬ、松尾村よりも清右衛門と云剛強の者出て共に禮服を着し、掌中に熊野牛王をさゝげて爐邊に至る、役人さしよりて炎火の中より鐵火をはさみ兩人の掌中に移す、次郎右衛門はこれを受け、三度ま

で戴て側なる三方に置しに、清右衛門は鐵火を受るとひとしく牛王燃上り炎苦に堪へず、忽鐵火を地に投じて斃しかば、非分にきはまり頓て枝解して塚に築き、永く山界を表せしむと云、その時の文書家に藏む、左に出す、次郎右衛門より六世にして今の繁右衛門に至る、そのかみ次郎右衛門に約せしとて、村民今に打寄て農業を助くと云、

今度村おくりにつゐて、出入被申候に付而、いろ／＼御せんさく之上ニ、兩方々駄ちん一切つけさせ申間敷と、御奉行衆御前にて相極候、若駄ちんつけ候を見合、其馬人共にかゝへ置可申候、それにつゐて、本町原町々、天屋迄、御村おくりとつけ可申候、但つな澤村ニハ壹荷もさし置申間敷候、ふゆ夏にかきり不申候、つな澤ニハさし置申間敷候、上下共ニ壹人も置申間敷候、仍爲後日如件、

慶長貳拾年
子六月廿一日

本町茂左衛門判
原町平五郎判
同 彦衛門判
夫 助衛門印
同 清八郎印

綱澤村きも入 二郎衛門殿

同 百姓衆上參

稻川郡綱澤村ノ口上申上候條ト

一綱澤山と松尾村山と境目横澤と申、谷水落かきりにて御座候、日影平と申は、綱澤山にて御座候、然處、去正月廿三日ニ、綱澤村の者共、彼日影平へ木切に罷出候所ヲ、松尾村之者共罷出、理不盡になたヲ取申候、次日廿四日に、又罷出木ヲ切候へハ、松尾村も、木切に出申候條、右之なたを取かへし申候、松尾村は大郷にて御座候、綱澤は小村にて御座候へハ、理不盡成儀仕かけられ、迷惑仕候事、

一當月九日に、綱澤村の者共、彼日影平にて木を切申候所に、松尾村も横澤谷ヲふみこし、大勢人數をもよほし、かいをふき、さいをふり參候間、綱澤の者共、如何様成儀に候哉と、兩人使ヲこし候へハ、其使ヲ松尾村の者共、散々ニ打臥申に付而不被歸候條、かさねて又三人遣候へハ、是も打ふせ以上五人のもの共ヲ、散々ニ打擲致候、其内惣左衛門與十郎と申者は、定而今明日中に、相果可申候、於相果候は、松尾村のものをも、被仰付可被下候事、
一松尾村は大郷ニ候へハ、彼日陰平ニ、畠のひらきヲ

いたし、道なとヲ付候て、日陰平押領可仕たくみを仕候間、右之山へ、御檢使ヲ御立、前代有來ルこと綱澤山に被仰付可被下候事、
右條ト、屹度御せんさく被成、被仰付可被下候、以上、

元和五年貳月十六日

綱澤村百姓中

二郎衛門判

稻田數馬様

町野長門守様 人ト申上

以上

山稻川郡松尾村與同郡綱澤村山出入ニ付而、双方目安口上、數度遂糺明候へ共、理非不明候、然者御檢使を可被出候間、理非決斷之節ハ、彼論所日かけひら嶺くたり、横澤迄之間ハ、双方立入間敷候、若背此旨立入候ハト、入候方まけニ可被仰付候條、可成其意者也、

元和五年

三月十七日

町長門守幸□(花押)

稻田數馬助貞右(花押)

山稻川郡綱澤村肝煎百姓中

以上

其兩村鐵火就被仰付、最前境目見せニ被遣候、御奉行寺村清右衛門、幸田太郎兵衛、高倉太郎右衛門方被遣候間、其村ト逗留中兩村ト賭可仕者也、

八月六日

稻田數馬貞右印

綱澤村 松尾村 百姓中

山稻川郡綱澤村與同郡松尾村山公事に付而、松尾村トは、鹿山之嶺、水行限に松尾村領と申候、綱澤村トは、牛か頭ト、横澤水行限に綱澤村領と申、双方目安口上數度令糺明、其上御檢使を雖被遣候、境目不明に付而、所詮鐵火之可爲勝負候、然者被負候方を、可被成御成敗候、併双方共ニ、山ニ闕事儀ニ而も無之と相聞候條、山境目令指圖候て、此通ニ境目相立澄し候様にと、申付候へ共、双方共ニ、不令承引、是非鐵火之勝負ニ可仕と申放、鐵火を取綱澤村火災被勝候、然間山境目牛頭ト、横澤水行限に相極り候、松尾村ト非分を申懸、鐵火被負候、前廉如申聞候、松尾村清左衛門を被成御成敗、境目上を杉之澤、下ハ外舟窪之前日向平と兩所ニ頸塚ニ築、此塚末代之境目に極置候、松尾村へも右之旨申出候

條、自今以後、可成其意者也、仍判狀如件、

元和五年八月廿一日

稻田數馬助貞右(花押)

山稻川郡綱澤村肝煎百姓中

【寶物】 △鞍 一具、文治中右大將家奥州征伐の時、勳功の賞に賜りし物と云、△鎧 一具、同上 △脇指 一腰、長一尺七寸、濱崎六郎爲連と云者より讓を受けし物と云、相傳ふ、昔三浦介下野國那須野の狐退治の時帶せし物にて、常に枕刀にせしが、此刀の徳にて、狐を退治せし故、狐丸と名けしと云、△酒盃 一箇、金梨子地に金にて桐の紋あり、蒲生氏の與へし物と云、△茶磨 一箇、同上 △茶釜 一箇、同上 △茶甕 一口、同上 △茶壺 一口、同上 △茶釜 一本、同上 △茶杓 一本、同上 △茶碗 二口、同上、一口は色白く一口は色黒し、△馬書 一卷、蒲生氏郷より與へし物と云、△梳 十二具、五つ梳なり、加藤嘉明の與へし物と云、△弓書 一卷、沼澤出雲守より得し物と云、●天屋村 昔は満田と云、長祿中の合戦に山口大和忠春と云者戦功ありければ、其賞にとて葦名氏此所を與へしより、満田を以て氏とし、其子尾張忠勝と云者の時永正中村名を天屋と改めしとぞ、もと村北五町にあり、何の頃にかこゝに移せり、府城の西北に當り行程四里三十三町

餘、家數二十四軒、東西五町三十間南北八間、越後街道の北にあり、南北兩頰にて本名・天屋兩村を分ち一村の如し、山麓に傍て北は田圃なり、村中に官より令せらる掟條目の制札あり、東二町二十間片門村の界に至る、其村まで十一町三十間餘、西十八町十八間片門村の端村輕澤の地に界ひ東松峠を限とす、北五町杉山村の界に至る、其村は丑に當り四町三十間餘、又村北三町隔り十一町餘に一町計の間、所をさだめず、幅二尺深六尺計に地陥り年々かくの如しと云、

○山川 ○東松峠 タネノマツ 村端より西に登る越後街道の峠なり、道をかぎりて本名・天屋兩村の界とす 南は本名村北は天屋村 坂の中程に一里塚あり、麓より登ること十八町十間餘にして頂に至る、寛永中加藤家府城修造の時安座村の肝煎二瓶七左衛門と云者初て此道を開き、大材を運送せしが漸々に開けて終に往還となれり、昔此峠の頂に三株の松あり、相拘束するが如し、これを束松と云、此松既に枯てより道の東二町計に二株の松生ず、枝葉喬聳して箒をたてるが如し、先に枯し三株の松に似たるにより子束松と云しが、寶曆の頃又枯ぬ、これより東北の方に又一株の松生ずその枝皆空に向ふ、側より見るに杉に似たり、これを孫束松と云、尋常の松に比す

れば景狀殊に美なり、そのかみ北條時頼此村を過し時陸奥の満田の山の東松千代の齡を家つとにせん
と詠ぜしとて今に土人の口碑に傳ふ、寛政四年片門・本名の兩村よりこの頂に茶店二軒を構ふ、この所より東に望めば諸山遠空に連り、高低濃淡一ならず、屏障の如く環列し、沃野中に闊けて千村萬落府城の四面に星羅し、近き麓には坂下組高寺山南北に綿延し、牛澤組の山に續き、一帶の蒼翠殊にうるわしく見ゆ、此山に産する早百合草味殊に美なり、又桔梗多し、

○水利 ○堤四 一は村東二十間にあり、周三町十間家下堤と云、一は村北十二町にあり、周六町十間下沼堤と云、一は村より亥の方十二町にあり、周二町十間柏原堤と云、一は村北十三町にあり、周四町上沼堤と云、
○寺院 ○阿彌陀堂 境内東西九間南北六間半年貢地 村北にあり、草創の時代を知らず、村民の持なり、
○古蹟 ○館跡 村より寅の方二町にあり、東西三十五間南北二十八間、三浦平太輔忠通より六代山口次郎有綱が後胤、山口右京亮維治と云者の二男、山口大和忠春應永中牢人して會津に來り葦名家に仕へ、長祿中安積郡の戰功に此所を與へられ住せしと云、
○褒善 ○善行者德左衛門 寛政三年米を與て賞しき、

○孝行者ひやく 此村の農民藤四郎妻同上

●本名村 府城の西北に當り行程四里三十三町、家數三十二軒、東西五町三十間南北二十一間、天屋村に對す、越後街道の南にあり、山麓にて南に田圃あり、東二町二十二間南北九町三十間、共に片門村の界に至る、其村は東に當り十一町三十間餘、西十八町十八間片門村の端村輕澤の地に界ひ、東松峠を限とす、

○山川 ○東松峠 村端より西に登ること十八町十間餘頂に至る、道の左右にて天屋・本名兩村の界を分つ、
天屋村の條下を併見るべし

○水利 ○堤五 一は村西十九町にあり、周六町二間神料堤と云、寛政七年に築く、一は村西十七町餘にあり周一町四十間八百新堤と云、一は村より申の方十八町にあり、周二町四十六間南澤堤と云、一は村より戌の方にあり、周一町三十間泥布澤堤と云、一は村より未の方一町三十間餘にあり、周一町中田堤と云、

○倉廩 ○米倉二屋 村中にあり、一屋は社倉なり、一屋は本組の米を納む、
○神社 ○諏訪神社 境内東西四十五間南北十五間免除地 村より巳の方一町三十間餘丘の上にあり、勸請の年代詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、上野尻村平野左仲が司なり、【相殿七座】

△伊勢宮 地主神なり、△富士神 本村より移せり、

△八幡宮 天屋村より移せり、△稻荷神 △熊野宮

△諏訪神 △若宮八幡 同上

○寺院 ○本高寺 境内東西十八間南北十六間半年貢地 村中にあり、何の頃にか松本掃部助某と云者一字を草建し、攝取山觀音寺と號す、後類轉せしを寛永五年秀山と云僧再興し、本高寺と改め、淨土宗、府下五之町高巖寺の末山となる本尊彌陀客殿に安ず、

○古蹟 ○館跡 村より辰の方一町三十間にあり、東西二十六間南北二十八間、何の頃にか松本掃部助某住せりと云、

○褒善 ○善行者市左衛門 此村の肝煎なり、享保二年賞して米を與へき、○忠義者太郎兵衛 天明三年賞して米を與へき、

●藤村 端村 上藤 大牧 長窪 府城の西に當り行程五里、家數二十八軒、東西四町南北三町、東は只見川に近く西は山に傍ひ南北田圃なり、東四町牛澤組平井村に界ひ只見川を限とす、其村は卯辰に當り十五町、西一里十七町五十間青坂村に界ひ鶴峰山を限とす、其村まで一里二十三町五十間、南三町五十間牛澤組八坂野村に界ひ只見川を限とす、其村まで二十四町、北八町二十間片門村

の界に至る、其村は丑寅に當り二十五町五十間餘、又未申の方二十町五十間牛澤組椿村の界に至る、其村まで三十町五十間、

○端村 ○上藤 本村より未甲の方四町にあり、家數二十三軒、東西四町南北一町、東南は只見川に傍ひ、西北は平山なり、○大牧 本村より丑寅の方四町にあり家數七軒、東西一町三十二間南北二十間、東は只見川に臨み三方へ平山なり、○長窪 本村の西一里にあり家數十軒、東西五十三間南北四十間、牛澤組柳津村にゆく道をはさみ山間に住す、

○山川 ○鶴峰山 端村長窪より戌亥の方二十間にあり頂まで五町、青坂村と峰を界ふ、雜木多し、○鹽峰峠 端村上藤より未の方一町三十間にあり、頂まで二町三十間、椿村と峰を界ふ、

○只見川 俗に揚川と云下同 端村大牧の東にあり、椿村の境内より來り、丑寅の方に流れ東に折れ、三十四町流て片門村の界に入る、廣五十間、小船を以て牛澤組の諸村に通ず、川中に姫淵と云所あり、水至て深く其色藍の如し、旱歲にはこゝに雨を祈る、○沼 長窪の西十七町にあり周三町、吉澤沼と云、○清水 上藤より西戌の方三町二十間にあり、四方に石を登し、徑五寸計の

善龍寺の末寺なり、本尊釋迦客殿に安す、△藥師堂境内にあり、

○墳墓 ○石塔 端村上藤より戌亥の方三町にあり、高三尺五寸、館莊院殿善嚴元公居士と彫附あり、城四郎重範が墓なりと云、片門村の條下を併見るべし

○古蹟 ○館跡 村西三町一段高き所にあり、東西三町十二間南北一町七間、猿戾城と云、往昔此村は越後にゆく別徑なりし故、城四郎長茂此に築て封疆を守りし所にして、二十八館の一なりと云、

○褒善 ○七太郎 稟性實直なる者なれども、幼き時驚風を煩ひ、ちんばとなれり、父家極て貧しければ其養を受ることを厭て片門村長龍寺にて薙髮し、名を風縁と改め、府下に出て托鉢してありしが、父清左衛門貧窮の餘柳津村に身を賣し事を聞て、風縁寢食を安ぜず己が托鉢せしを少々づゝ取分て、心ある人に頼置きしに其錢孝心と共に積りて、終に父の身を償ひけり、斯る行ともありければ寶永五年褒賞して米を與へき、○忠義者市太郎 寛保元年米を與て賞しき、○忠義者とのめ此村の農民彦七妻なり、寛保二年米を與て賞しき、○力田者利左衛門 寛延二年米を與て賞しき、○忠義者清内 享和二年米を與て賞しき、

僅の清水なり、其色油の如し、

○水利 ○堤五 一は村より酉戌の方十一町計にあり、周三町坂下堤と云、慶安三年に築く、一は端村上藤より戌亥の方五町計にあり、周一町二十間澤田堤と云、萬治元年に築く、一は村より戌亥の方八町にあり、周一町十間森澤堤と云、萬治二年に築く、一は村より酉戌の方八町計にあり、周一町五十間吉澤堤と云、一は村より戌亥の方十町にあり、周一町三間菅澤堤と云、

○神社 ○御稷神社 境内東西七間南北十二間免除地 村北一町四十間にあり、鎮座の初知らず、鳥居あり、上野尻村清野飛驒が司なり、【相殿三座】 △熊野宮 本村より移せり、

△山神 同上 △石神 同上
○御稷神社 境内東西十六間南北三十六間免除地 端村上藤より戌亥の方五十間にあり、鎮座の時代詳ならず、鳥居あり、清野飛驒之を司る、【相殿六座】 △稻荷神 本村より移せり △宗像神 △白山神 △天神 △大明神 △第六天神 同上

○寺院 ○眞光寺 境内東西三十間南北十九間免除地 村より申の方二町にあり、慶長二年州智と云僧建立し、會津郡中荒井組出尻村にありて日根山心光寺と號す、後此に移し、惠日山眞光寺と改めき、曹洞宗にて會津郡南青木組北青木村

●片門村 端村 輕澤 府城の西北に當り行程四里十八町家數五十三軒、東西二町五十間南北一町十間、東は只見川に臨み三方に田圃あり、寛政五年府下北小路町檢斷赤城惣右衛門と云者村の未申の方十七町、重門治原の中を新墾し、赤城新田と名く、家數二軒あり、此村は越後街道驛所にて坂下組船渡村と相驛なり、牛澤組塔寺村驛より二十九町四十五間此驛に繼ぎ、こゝより三里五町十七間野澤驛に繼ぎ、東二町船渡村の界に至る、其村は丑寅に當り二町、西九町十二間天屋・本名兩村の界に至る、兩村まで十一町三十間餘、南十五町藤村の界に至る、其村は未甲に當り二十五町五十間餘、北五町五間洲走村の界に至る、其村は亥子に當り九町十間、又戌の方九町二十八間杉山村の界に至る、其村まで十三町十間餘、

○端村 ○輕澤 寛文中までは格村なり、後此村に屬す本村の西天屋・本名兩村の境内を隔て一里八町十間にあり、家數十三軒、東西一町十間南北三十四間、越後街道をはさみ山間に住し、東西十九町三十七間南北三十三町二十四間の地面此村に屬す、東は天屋・本名兩村に界ひ、西は綱澤村に隣り、南は藤村に接し、北は漆窪村に交はる、

十間頂に至る、天屋・本名兩村と峰を界ふ天屋村の條下を併見るべし
○鳥屋峠 輕澤より亥の方四町にあり、頂まで五町餘
松尾・漆窪兩村と峰を界ふ、雜木多し、昔池原村より此峠をへて、天屋村へ通りし道形あり、

○只見川 村東にあり、藤村の境内より來り、東に流れ北に折れ二十五町流て洲走村の界に入る、廣二町、も此川の西岸に岡阜ありて松樹多くありしに、慶安二年三月煙霧搔曇り、大地鳴渡り岡阜陥り一町餘に三町の地坎となりき、今も其跡なりとて一町に二町計の澁なる所残り、其時又川中に石瀬出でしと云、又此川原の石膚密に形極て美はしく盆石に佳し、○切石川源は東松峠より出て西に流て輕澤に至り、又西に流れ藤村の界より藤澤と云溪水來り注でより、藤澤川となり、西に流れ繩澤村の界に入り、又切石川となる、境内を流るゝこと十七町三十間餘、廣二間東松峠の難所下切石と云所を經る故名けしと云、○清水 村より未の方五町にあり、大瀬戸清水と云、五間に一間半此水を引き田地の養水とす、

○原野 ○重門治原 村より未申の方十七町にあり、東西四町三十間南北十六町、もと上原と呼び、中頃十文字原と云しが、寛政五年今の字に改むと云、土人の傳

る所は永祿の頃、藤村の住城四郎重範と夏井村の住齋藤佐渡宗影と此所にて戦ひ、重範敗れて腹を切し所ゆえ十文字原と名けしと云ふ城四郎は諱を長茂と云壽永養和の頃の人なり、未だ重範と稱するものを聞ず、土人の傳る所なれば姑く記す
○關梁 ○船渡場 村東にて只見川を渡す越後街道なり此渡場は往古よりありしと見え、北條時頼此所を過し時渡守に與へし文書ありしと云、今も毎歲元旦に渡守白衣を着て渡しはじむと云、其後葦名修理大夫盛高より與へし文書ありとて今に渡守次郎兵衛が家に藏む、其文如左、
(花押)

かたかとのわたし守の事、別人望申上候といへとも、先代の時關東よりの御判今に所持仕候、道理分明なるによつて、ふるき例にまかせ、判形を遺所也、自今以後は、親類なり共、余人望有へからず、於子孫書相違すへからざる者也、仍如件、
永正三年丙子十月廿八日

○水利 ○堤 端村輕澤より戌の方十二町にあり、周二町五十間谷地堤と云、正徳二年に築く、
○神社 ○諏訪神社 境内東西十四間南 村西一町十間餘にあり、勸請の年代を知らず、鳥居・幣殿・拜殿あり、上

野尻村平野左仲が司なり、【相殿二座】 △稻荷神 本村より移せり、△住吉神 同上

○天王神社 境内東西五間南 端村輕澤の南一町にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居・拜殿あり、平野左仲是を司る、
○寺院 ○長龍寺 境内東西十七間半 村南二十間にあり、天正中此村の住赤城平七と云者、一字の草庵を結び臨濟の徒を請し、地藏を本尊とせり、山號を峰松山と云後曹洞の徒、源益と云者住せり、時に文祿二年六月只見川洪水して民屋悉く流れ、院宇も又漂没す、故に源益小庵を再興して源益示寂の後、又院宇頽轉せしを嶺薰と云僧再興し、會津郡南青木組北青木村惠倫寺の末山となる、本尊地藏客殿に安ず、

○藥師堂 境内東西十間南 村より辰巳の方二十間餘にあり、四間に三間丑寅に向ふ、藥師座像木佛長四尺九寸往昔高寺繁榮の時八藥師あり、東方を日光と稱し西方を月光と稱す、此藥師は大同中月光を移せしと云傳ふれども何人の草創なることを詳にせず【舊事雜考】には七が草創なりとありもとは佛餉料もありしと云、文祿中只見川の洪水に堂宇漂流せしに、土人像を負て山上に遁れ、恙なきことを得たり、後眞言の徒堂舎を營せしより今に至る村民の持なり、

○古蹟 ○館跡二 一は村より未申の方にあり、一町四方天正中赤城平七安住せり、忠安は夏井村の住赤城玄蕃某と云者の弟なりしに、葦名家より此村を與て金上遠江守盛備に屬せしむと云、一は端村輕澤の北五町山中腹にあり、今は其地かけて形状分明ならず、何の頃にか近藤美濃某と云者住せしと云、

●杉山村 此地往古杉山にて東松峠に續き、老杉多くありしに、一日此山崩れ林木倒れし跡に田地を開し故名くと云、今地底に古木往々存す、府城の西北に當り行程四里三十四町、家數二十八軒、東西一町十二間南北一町二十三間、山中に住す、東三町四十間洲走村の山界に至る其村まで十町、西一里五町天屋村及片門村の端村輕澤の山に界す、南十五間天屋村の界に至る、其村は未に當り四町三十間餘、北九町三十二間西羽賀村の界に至る、其村は丑に當り二十一町三十間餘、寛政二年より民居の地陥り、年々やまざることを天屋村と同じ、

○山川 ○沼 村より戌の方一里十町にあり、周二町四十間板沼と云、此沼漆窪村池原村天屋村及片門村の端村輕澤の地と界を接ゆる所なる故一村に屬せず、小鮒を産す、
○水利 ○堤五 二は村北十八町餘にあり、一は周一町

二十間寛政堤といふ、寛政九年に築けり、一は周三町十間澤田二階堤といふ、一は村北三町にあり、周三町四十一間大沼堤といふ、此堤もと沼なりしを今東西二十五間南北十五間の浮島あり水の増減に従て高低す、一は村より丑の方二町にあり、周一町十一間小沼堤といふ、一は村北十七町にあり、周一町十間切窪堤といふ、

○神社 ○天王神社 境内東西十八間南北二十間免除地村東一町十間餘にあり、鎮座の初分明ならず、鳥居あり上野尻村平野左仲が司なり、【相殿四座】 △伊勢宮二座 共に本村より移す、△稻荷神 同上 △山神 同上

○寺院 ○圓成寺 境内東西十四間北十三間半年貢地、村より丑の方にあり、淨土宗、來迎山と號す、下野國大澤圓通寺の末山なり、開基の年代詳ならず、慶長の初長殘といふ僧再興せり、寛永十二年火災に罹り院宇焼亡せしを後龍適といふ僧再興せりといふ、本尊彌陀客殿に安ず、△玉王堂 境内にあり、

○洲走村 府城の西北に當り行程四里三十町、家數十二軒、東西四十間南北一町十間、東は只見川に近く三方に山廻れり、東四十間坂下組船渡村に界ひ只見川を限とす其村は辰巳に當り十三町、西六町二十間杉山村の界に至る、其村まで十町、南四町片門村の界に至る、其村は巳

之城主赤見吉江勳忠節、於被拘留置地者、以改替可被補之由、被仰出者也、仍如件、
天正六年^{戊辰}六月廿一日(龍) 跡部大炊助奉之
桃井綱千代殿

○養善 ○孫三郎 父を次郎左衛門と云、家貧しければ十四五歳より坂下組古坂下村勘四郎と云者の許に奉公しけり、常に孝心深く晝は主の事を勤め、夜は家に歸り父母を養ふ、主もこれを感じ年の限をまたず、身の代を免じければいよく精力を盡して孝養を致せり、市に出る時は父母の好める物を求め來て、これを進め其心を悦ばしめ、又村送觸狀など云ものあれば自己は勿論、他人の役をも勤ける故里人これをよろこび且其孝心をあはれみ、家にあらぬ時は打寄て其役に代りしとぞ、元祿二年褒賞して米を與へき、

○西羽賀村 もと羽賀村と云、坂下組に同名の村ありて只見川を隔て向ひ住せし故、加藤家の時東西を冠らしむると云、府城の西北に當り行程四里三十町餘、家數四十四軒、東西四十九間南北四町九間、東は只見川に傍ひ、西南は山に續き、北は田圃なり、村中に官より令せらるゝ掟條目の制札を懸く、東二町十間坂下組東羽賀村の界に至る、其村まで四町、西十九間池原村の界に至る、其

午に當り九町十間、北十四町二間西羽賀村の界に至る、其村まで十八町四十間餘、

○山川 ○おりは山 村西一町にあり、頂まで十町、雜木多し、

○只見川 村東四十間にあり、片門村の境内より來り北に流るゝこと十九町、西羽賀村の界に入る、

○水利 ○堤 村より亥の方八町にあり、周三町、

○神社 ○春日神社 境内三十間四方免除地、村南一町二十間あり、勸請の初詳ならず、鳥居・拜殿あり、上野尻村平野左仲が司なり、【相殿一座】 △伊勢宮 本村より移せり、

○古蹟 ○寺跡 村中にあり、そのかみ光明山遍照寺といふ、曹洞宗の寺ありしが延寶二年廢せり、

○舊家 ○田邊市郎右衛門 此村の肝煎なり、家系を詳にせず、先祖は桃井綱千代^{諱を}武田信玄に仕へ、信濃國桃井といふ所に住せしといふ、いかなる故あつて此村に來り住せしにか其時の文書なりとて家に藏む、其文如左、
定

就亡父先忠、以法性院殿直判被相渡候、本領當知行之事、萬乙屬西濱御本意者、聊不可有御相違候、但根知

村まで二十町十間、南四町四十四間洲走村の界に至る、其村まで十八町四十間餘、北六町十二間夏井村に界ひ、其村際を限とす、又未の方二町三間杉山村の界に至る、其村まで二十一町四十間餘、戊亥の方十一町四十八間鹽坪村の界に至る、其村まで十七町三十間餘、往昔いつの頃にか讃岐の國の落人一族九人こゝに來り、田地を墾し北羽賀松田と云二區を開き、北羽賀は村より丑寅の方二町にあり、松田は村東三十間にありしが、寛文十年火災に罹り共に本村に移せしと云、

○山川 ○只見川 村東一町三十間餘にあり、洲走村の境内より來り、北に流るゝこと十五町二十間夏井村の界に入る、小舟を以て坂下組及耶麻郡の諸村に通ず、

○水利 ○堤 村より未の方三町にあり、周一町四十間梨子峯田澤堤と云、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、社倉なり、

○神社 ○春日神社^{境内東西五間南北十二間免除地} 村南にあり、鎮座の初知す、鳥居あり、野澤本町伊藤對馬が司なり、

【相殿三座】 △伊豆神 本村より移せり、△諏訪神 △日月宮 同上

○寺院 ○徳藏寺^{境内東西十三間南北二十六間貢地} 村北にあり、淨土宗、東泉山と號す、五之町高巖寺の末山なり、開基詳なら

す、もと千體の地藏の古佛あり、永祿三年火災に罹りて焼亡せしが、寛文の頃まで猶七百餘躰ありしと云、本尊彌陀客殿に安す、

○善徳寺 境内東西二十間南 村中にあり、浄土宗、修却山と號す、府下半兵衛町極樂寺の末山なり、開基詳ならず、永祿三年圓龍と云僧中興せり、本尊彌陀客殿に安す、

○墳墓 ○古墳 村西二町餘にあり、高四尺周三丈、空傳と云僧を葬りし所と云、瘡瘡眼疾を患る者こゝに祈れば驗ありとて、土人石祠を建て崇敬す、

○褒善 ○忠義者作四郎 延享四年褒賞して米を與へき ○忠義者文藏 寛政三年褒賞して米を與へき、○忠義者又藏 享和元年褒賞して米を與へき、

●夏井村 府城の西北にあり、行程五里八町、家數五十軒、東西二町二十七間南北二町三十五間、東は只見川に臨み西は山に續き、南北は田圃なり、東二十間坂下組東羽賀村に界ひ只見川を限とす、西十一町四十間鹽坪村の界に至る、其村まで十七町三十間餘、南は村際にて西羽賀村に界ふ、其村まで六町十間餘、北八町五十間河井村の界に至る、其村まで十町五十間、

○山川 ○鹽峯峠 村西三町にあり、登ること七町鹽坪

明ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 ○正洞院 境内東西十間南北 村中にあり、曹洞宗、巖松山と號す、文明中天慶と云僧開基す、天正十六年兵燹に罹り焼亡せしを、同十八年文長と云僧中興せりもと常陸國大益村徳昌寺の末山なりしが、延享五年北青木村惠倫寺に隸す、本尊如意輪觀音客殿に安す、

○極樂寺 境内東西十三間半南 正洞院の辰巳に並べり、光明山と號す、半兵衛町極樂寺の末山浄土宗なり、本尊彌陀客殿に安す、

○古蹟 ○館跡 村中にあり、本丸跡二十六間南北三十八間、二丸跡東西二十五間南北三十五間、東に只見川を擁し三方に土居隍の形あり、今は民家となりき、永延の頃齋藤宗顯と云者住すと云ども詳ならず、天正中赤城玄蕃某と云ものあり、關東より來り、葦名盛氏に仕へ、本村及河井・西羽賀・鹽坪・池原・漆窪の五箇村永錢百二十貫文の地を領し、此館に住せりと云、今村西二町に高三尺餘の石塔一基あり、平林院殿徳室功勳大居士延徳二年甲戌五月初日、赤城氏と彫付あり、後人の建しものと見ゆ、土人玄蕃が墓なりと云ども年曆先後せり、傳る所誤あるべし、

○褒善 ○忠孝者なつ 此村の農民喜太郎妻なり、天明

村にゆく道なり、雜木多し、

○只見川 村東二十間にあり、西羽賀村の境内より來り、北に流るゝこと十町五十間、河井村の界に入る、

○原野 ○薙野 村西十一町鹽峯峠の西麓にあり、東西五十間南北三町、

○水利 ○堤五 一は村より未申の方二町にあり、周二町二十間沼田堤と云、一は村より戌の方八町四十間にあり、周一町二十間組倉堤と云、一は村より戌の方九町餘にあり、周二町三十間秋山堤と云、一は村より亥の方十町十間にあり、周二町三十間堂屋澤堤と云、一は村より戌の方二十町にあり、周一町二間葭澤堤と云、

○神社 ○諏訪神社 境内東西五間南 村より戌の方九町にあり、勸請の年代詳ならず、鳥居あり、牛尾村沼澤治部が司なり、【相殿二座】 △伊勢宮 本村より移せり △山神 同上 ○熊野宮 境内東西二十間南 村中にあり、鎮座の初を知らず、鳥居あり、修驗千手院是を司る、 ○熊野宮 熊野宮と同所に祀る、鎮座の年代詳ならず千手院是を司る、△熊野宮 同上 ○稻荷神社 境内東西四間南 村中にあり、勸請の時代分

四年賞して米を與へき、

●河井村 端村 大田 府城の西北に當り行程五里二十二町、家數十九軒、東西一町三十五間南北四十六間、東は只見川に傍ひ西は山に續き、南北は田圃なり、東一町五十五間坂下組宮月村の界に至る、其村は卯辰に當り二町五十間、西二十四町鹽坪村の山界に至る、其村は未申に當り二十三町四十間餘、南二町夏井村の界に至る、其村まで十町五十間、北九町五間耶麻郡本會組館原村の界に至る、其村は丑に當り十町、

○端村 ○大田 本村より子丑の方五町にあり、家數二十三軒、東西一町二十二間南北二町四十六間、東北は川に傍ひ西は山に續き、南は田圃なり、

○山川 ○沼黒峠 村より未申の方八町四十間餘にあり登ること一町二十間餘、鹽坪村と峯を界ふ、雜木多し、 ○揚川 上流を日橋川と云、端村大田より寅の方四町二十間にあり、宮月村の境内より來り、只見川に會して揚川となり西に流るゝこと二十二町、鹽坪村の界に入る、廣一町餘、小舟を以て本會組の諸村に通ず、 ○只見川 村東五十間にあり、夏井村の境内より來り北に流るゝこと九町、日橋川に合す、小舟を以て坂下組の諸村に通ず、

○水利 ○堤 村西五町にあり、周五町二十二間下沼黒堤と云、正徳元年に築く、

○神社 ○八幡宮 境内東西六間南 村より申の方二町餘にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、野澤本町伊藤對馬が司なり、【相殿二座】 △稻荷神 本村より移せり

△鬼渡神 同上

○熊野宮 境内東西六間南 端村大田の西にあり、勸請の年代を知らず、鳥居あり、伊藤對馬是を司る、

【相殿三座】 △春日神 大田より移せり △稻荷神 △諏訪神 同上

○寺院 ○善徳寺 境内東西二十七間半 端村大田にあり、曹洞宗、松井山と號す、北青木村惠倫寺の末山なり、開基詳ならず、慶長十年善菊と云僧中興せり、本尊虚空藏客殿に安ず、

○褒善 ○忠義者金兵衛 天明二年賞して米を與へき、鹽坪村 端村 喰鹽 村北四町鹽田と云所より往昔潮出し故名くと云、府城の西北に當り行程五里三十一町、家數二十軒、東西一町十間南北五十間、西は揚川に臨み三方は山廻り、東五町五十一間西羽賀・夏井兩村の界に至る、西羽賀村は辰巳に當り十七町三十間餘、西十三町二十間漆窪村の界に至る、其村まで十五町三十間、南四

町二十間池原村の界に至る、其村まで十三町十間餘、北二十四町河井村の山界に至る、其村は丑寅に當り二十三町四十間餘、

○端村 ○喰鹽 本村の北十六町にあり、家數三軒、東西四十間南北九間、山麓に住し、西北は揚川に臨む、

○山川 ○揚川 村西にあり、河井村の境内より來り、西に折れ南に折れ端村喰鹽の西北を経て戌亥に轉じ漆窪村の界に入る、境内を流るゝこと二里餘、此川の岸村より九町計に遠面と云所あり、土人相傳て昔此所に櫻樹ありしが小野小町こゝを過し時

陸奥のうとか止の櫻と人とはは會津のそとのとほもて或は十本の里と詠じけると云、その櫻今はなし、

○水利 ○堤五 一は村東三町にあり、周六町薙野澤堤と云、天文二十三年に築けり、一は村より丑の方六町にあり、周一町四十間夏井堤と云、慶長九年に築けり

一は村より丑の方七町にあり、周三町二十間手前新田堤と云、正保元年に築けり、一は端村喰鹽の北五町にあり、周一町二十五間上山堤と云、承應三年に築けり一は村より丑の方七町にあり、周二町五十間覺右衛門堤と云、延寶二年に築けり、

○神社 ○若宮八幡宮 境内東西十二間 村南にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、野澤本町伊藤對馬が司なり、

【相殿四座】 △山神二座 一座は本村より移し、一座は窪村より移せり、△鬼渡神 本村より移せり、△御稔神 漆窪村より移せり、

○稻荷神社 境内東西十五間南 端村喰村の北一町十間にあり、勸請の初を知らず、鳥居あり、伊藤對馬是を司る

○羽黒神社 境内東西十五間南 村より未の方七町にあり、鎮座の年代分明ならず、鳥居あり、△別當千手院 本山派の修驗なり、夏井村に住す、正徳三年覺辨と云者

此社の別當となりき、今の覺珍は五世の孫なりと云、

○寺院 ○龍藏寺 境内東西十二間南 村中にあり、淨土宗、鹽峯山と號す、開基詳ならず、天正中秀存と云僧再興せり、府下徒町願成就寺の末山なり、本尊彌陀客殿に安ず、

○褒善 ○忠義者清次兵衛 寛保三年賞して米を與へき ○忠義者吉左衛門 寛政三年同上

○池原村 此村もとは水田なく、専ら炭を焼て産業とせしに出羽國より猪子五郎兵衛と云者來て池水をほりぬき田地若干を開き、池原村と名く、其子莊五郎又新田四十石を墾發せしが四分にして、自ら其一を取り三十石は一

村に分ち與へき、今も新田を開けば四分の一を肝煎に配し、餘を村民に分ち敷くはこの故なりとぞ、府城の西北に當り行程五里十八町、家數十五軒、東西二町四十四間南北一町五十間、山の半腹にあり、東一町十間羽賀村の山界に至る、其村まで二十町十間、西八町漆窪村の界に至る、其村は戌亥に當り二十二町、南十八町天屋村の山に界ふ、北八町五十六間鹽坪村の界に至る、其村まで十三町十間餘、

○山川 ○猿山 村より戌の方十町にあり、頂まで二町 此山の中腹に火室とて二十間四方計の所あり、此地嚴寒にも氷ることなし、此下に十本云岩あり、中段に小坂あり、十本坂と云、仰ぎ望めば懸崖絶壁削り成すが如く下は數丈の斷崖にて揚川の碧流に臨めり、又此山に莊司澤とて長三町二十間廣四間計の岩澤あり、澤の水上に瀑布あり、土人傳て云、壽永年中出羽國の住佐藤莊司讚州八島の役に赴んとて此所に至りしに、牽所の馬誤て此澤中に墜ぬ、莊司捨がたくや思けん、水上の瀑布に一七日夜籠て丹祈をこらし、頓て馬を牽あげしが思はずも斯遲留せしは不吉なり、まづ人を馳て合戦の動靜を竊はんと石田半次國清に日を刻みて彼地に赴しむ、期を過しなば對面すべからずと命ず、國清頓て壯

年の郎等八人を撰び、八島に至りしに兄の三郎兵衛嗣信已に討たれしかば、弟の四郎兵衛忠信が返書を得て立歸り、此山の麓に至れば夜深更に及ぶ、國清思ひけるは期を過つ罰對面協ひがたしと云ども、反命せずんばあるべからずとて、己一人山に登りしに中途にして鷄鳴を聞しかば、山上より文筥を莊司が陣に投じ、終に山を下て自殺すと云、今に鳥屋箱岩文落等の字あり、又十本岩の邊より蛤蜊石を産す、初國清莊司にすゝめんとて齋し來りしが、化せしなりと云、怪迂の説信するに足らずと雖も、傳るまゝに記す、

○水利 ○堤 村より未の方一町にあり、周一町十間西村堤と云、寛保三年に築けり、

○神社 ○稻荷神社 境内東西十八間南 村西一町十間餘にあり、勸請の初詳ならず、鳥居あり、野澤本町伊藤對馬が司なり、

●漆窪村 府城の西北に當り行程六里十二町、家數十六軒、東西一町五間南北二町十六間、東北は揚川に近く、西南は山廻れり、東二町十間鹽坪村の界に至る、其村まで十五町三十間、西十五町利田村の山に界ふ、南十四町池原村の界に至る、其村は辰巳に當り二十二町、北五町三十八間利田村の界に至る、其村は戌亥に當り十一町四

十間餘、又丑の方十二町耶麻郡大谷組吹屋村に界ひ揚川を限とす、其村まで十九町、

○山川 ○白はけ山 村西十九町にあり、頂まで十五町麓には雜木繁茂し、半腹より以上巉巖にして樹木生せず、故に名とす、

○揚川 村より丑の方十二町にあり、鹽坪村の境内より來り、戌の方に流るゝこと九町餘、利田村の界に入る、此川の南岸利田村の界に馬下或は馬乗下と云所あり、北岸大谷組森野 巖窟の内に觀音を安ぜし故通行するものは必下馬す、若あやまつて下りざれば怪我ありと云、○沼 村より巳の方五町にあり、周六町四十間長沼と云、此水を引て利田村へ用水とす、

●利田村 端村 合瀬 もと加賀田に作る、寛文中今の字に改めき、府城の西北に當り行程六里二十四町、家數九軒、東西一町十四間南北五十間、北は揚川に近く三方は山廻れり、東六町十一間漆窪村の界に至る、其村は辰巳に當り十一町四十間餘、西十一町四十八間尾登村の山界に至る、其村は申に當り十七町四十間餘、南八町漆窪村の山に界ふ、北五町耶麻郡大谷組利田村に界ひ揚川を限とす、

○端村 ○合瀬 本村より寅の方三町二十間餘にあり、

家數十軒、東西一町三間南北四十八間、北は揚川に臨み三方は田圃なり、

○山川 ○尾登峠 村より未の方八町にあり、登ること三町尾登村と峯を界ふ、

○揚川 端村合瀬の北二十間にあり、漆窪村の境内より來り、申の方に流るゝこと二十八町餘、尾登村の界に入る、慶長十六年八月二十一日地大に震ひ、大黒岩大谷組利田村崩れて川を塞ぎ、一丈餘の瀑布となり、或は境内にあり崩れて川を塞ぎ、一丈餘の瀑布となり、慶長の地震に岸割て元和六年七月の霖雨に魚升ることを得ず、水漲り件の岩類れ此瀑布となりしと云、

鱒鮭の類瀧下に集れるを土人さて網をもて是を捕る、此村にては川岸より繩を下てこれに係り、大谷組利田村にては北岸の岩にそふて漁せしと云、今は瀧の形なく、只急端なりを併見るべし、又此川の岸に奇巖あり、水面より高さこと數尺、中に三間計の坎ありて水湛ふ此水炎旱にも涸ることなし、土人釜脇と稱し、旱歲には雨を祈る所とす、○清水 村中にあり、周四間産清水と云、女子の初て生るゝ時に此水をそゝげば後に難産なしと云、

○水利 ○堤 村南七町にあり、周一町「とうきん林堤」と云、延享二年に築く、

○神社 ○大澤神社 境内十三間 村北四町にあり、祭神及四方免除地

勸請の初詳ならず、鳥居あり、野澤本町伊藤對馬が司なり、【相殿一座】 △山神 本村より移せり、

○墳墓 ○塚 村西一町二十間にあり、五輪高三尺餘、昔此村の者京夫にさゝれて上京し、小町がもとに渡夫を勤め三年にして歸郷しぬ、後星霜を経て一老女來り宿を假んと云、これを見れば小町が老衰せしなり、驚て家に請し、互に昔の物語して袖をしぼりぬ、かくて數日滯留しけるに小町病に染て身まかりしが、其骸を葬し所なりとて里人小町塚と稱すれども、かゝる上古のものとは見へず、此ほとりより文字ある石を得るものとありといへば、一石一字の供養塚なるも知べからず、

○褒善 ○彦三郎 弟を久兵衛と云、二人共に幼きより孝心深く、ことありて出る時はねんごろにいとまを乞ひ、歸れば安否をうかゞい、耕し耘るにも片時も心の親にあらずと云ことなし、三伏の暑、嚴冬の寒を覺えず、専孝養を勵みけり、父死して後に弟夫婦年長ければ家を分つべしと母云けれども、兄弟一處にあらざれば専ら孝養を盡しがたしとて、これのみ母の心に従はざりしかば初は母も悦ばざりしが、後には彼等の孝心を感じけり、あひよめも互に誠を盡し、姑を養ひ少も其意に反ることなし、母身まかりて後も年時の祭に如

在の敬懈らざりしかば、元祿二年褒賞して米を與へき、
○善行者長次郎 享保二年褒賞して米を與へき、○力
田者徳右衛門 寛延二年褒賞して米を與へき、

●尾登村 府城の西北に當り行程七里九町、家數三十七
軒、東西三町南北一町三十間、東南に山遶り、北は揚川
近く西は田島なり、東六町利田村の山界に至る、其村は
寅に當り十七町四十間餘、西十四町十六間、小島村の山
界に至る、其村は申に當り二十九町餘、南十四町松尾村
の山に界ふ、北三町耶麻郡大谷組赤岩村に界ひ揚川を限
とす、其村まで七町、

○山川 ○尾登峠 村より寅卯の方四町二十間にあり、
登ること一町四十間、利田村にゆく路にて其村と峯を
界ふ、形圓丘の如し、因て丸山とも云、満山松樹茂れ
り、

○揚川 村北三町にあり、利田村の境内より來り、西
に流ること十九町、小島村の界に入る、

○水利 ○堤二 一は村より巳の方十二町にあり、周四
町五十間大田堤と云、承應元年に築けり、一は村より
辰の方六町にあり、周一町二十間向沼田堤と云、寛文
十年に築けり、

○神社 ○伊豆神社 境内東西五間南
北七間免除地 村より寅卯の方六町

尾登峠の上にある、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、
野澤本町伊藤對馬是を司る、【相殿二座】 △稻荷神
本村より移せり、△總社 同上
○寺院 ○觀音寺 境内東西十三間半
南北八間年貢地 村中にあり、尾登山
と號す、五之町高巖寺の末山淨土宗なり、開基詳なら
ず、もと大子守宗なりしに、天正五年寂道と云僧住せ
し時淨家となりき、客殿に觀音を安じ、本尊とす、

新編會津風土記卷之九十五終

新編會津風土記 要目

自卷之七十三
至卷之九十五

卷之七十三	陸奥國大沼郡之三	南青木組四箇村	大石村	穂谷澤村	馬越村	小谷村	卷之七十四	陸奥國大沼郡之四	高田組	高田組地理之圖	高田組上七箇村	高田村	竹原村	西勝村	富岡村	上中川村	境新田村		
三	一	一	一	二	二	四	六	六	六	七	八	八	二	二	三	三	三		
卷之七十五	陸奥國大沼郡之四	高田組下十五箇村	安田村	佐布川村	境野村	寺崎村	雀林村	檜目村	米澤村	根岸中田村	沖中田村	阿久津村	新屋敷村	新屋敷新田村	立行事村	逆瀬川村	輕井澤村		
三	三	三	六	六	七	六	九	三	三	三	三	三	三	三	三	三	四		
卷之七十六	陸奥國大沼郡之五	中荒井組九箇村	和泉新田村	澤田村	蕎麥目村	大石目村	梁田村	小澤村	西原村	出戸田澤村	入田澤村	卷之七十七	陸奥國大沼郡之六	永井野組	永井野組地理之圖	永井野組八箇村	永井野村	上戸原村	
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

杉内村	五二	陸奧國大沼郡之八	七三	中在家村	八七
萩窪村	五三	陸奧國大沼郡之七	五八	中村	八七
蛇食村	五三	東尾岐組	五八	入谷地村	八七
松澤村	五三	東尾岐組十一箇村	五八	瀧谷組	八九
赤留村	五四	東尾岐組地理之圖	五九	瀧谷組十五箇村	八九
八木澤村	五四	長岡館村	五九	瀧谷村	八九
卷之七十八	五八	北村	六〇	瀧谷組地理之圖	九〇
陸奧國大沼郡之七	五八	岩淵村	六〇	檜原村	九一
東尾岐組	五八	箕作村	六〇	西方村	九二
東尾岐組十一箇村	五八	池端村	六〇	大石田村	九三
東尾岐村	五八	無量村	六〇	名入村	九四
東尾岐組地理之圖	五九	寺入村	六〇	湯八木澤村	九五
長岡館村	五九	小川窪村	六〇	大嶺村	九五
北村	六〇	市野村	七〇	田代村	九六
岩淵村	六〇	大室村	七三	中村	九六
箕作村	六〇			牧澤村	九六
池端村	六〇			鳥屋村	九七
無量村	六〇			九九明村	九七
寺入村	六〇			遲越渡村	九八
小川窪村	六〇			澤中村	九八
市野村	七〇			高森村	九八
大室村	七三				

卷之八十一	一〇〇	陸奧國大沼郡之十一	一三三	小栗山村	一三八
陸奧國大沼郡之十	一〇〇	野尻組	一三三	八町村	一三九
大谷組	一〇〇	野尻組九箇村	一三三	中井村	一三〇
大谷組十六箇村	一〇〇	野尻組地理之圖	一三三	玉梨村	一三〇
大谷村	一〇〇	野尻村	一三四	多良布村	一三三
大谷組地理之圖	一〇二	松山村	一三五	沼澤村	一三三
河井村	一〇三	下中津川村	一三五	福澤入新田村	一三四
大登村	一〇三	小中津川村	一三七	三更村	一三五
宮下村	一〇四	佐倉村	一三七	大栗山村	一三五
桑原村	一〇五	猿丸村	一三八	板下村	一三五
淺岐村	一〇六	兩原村	一三九	宮崎村	一三六
間方村	一〇六	大芦村	一三九	水沼村	一三六
小野河原村	一〇七	小野川村	一四〇	早戸村	一三七
子原村	一〇七	卷之八十三	一三三	陸奧國大沼郡之十三	一三六
五疊敷村	一〇八	陸奧國大沼郡之十二	一三三	大鹽組	一三六
黑澤村	一〇九	大石組	一三三	大鹽組七箇村	一三八
冑中村	一〇九	大石組十七箇村	一三三	大鹽組地理之圖	一三九
芋小屋村	一一〇	大石村	一三三	大鹽村	一四〇
大成澤村	一一一	大石組地理之圖	一三三	瀧澤村	一四一
漆峠村	一一一	河口村	一三四	田澤村	一四二
琵琶首村	一一二	西谷村	一三五	横田村	一四三
卷之八十二	一一三	本名村	一三六		

越河村 一四六
 山入村 一四七
 大岐村 一四九
卷之八十五 一五〇
陸奥國河沼郡之一 一五〇
 河沼郡 一五〇
 郷名 一五〇
 莊名 莊二 一五〇
 組名 組六 一五〇
 村名 村二百 一五〇
 河沼郡地理之圖 一五一
 飯谷山 一五二
 黒床山 一五三
 臺倉山 一五三
 日橋川 一五三
 黒川 一五三
 鶴沼川 一五三
 宮川 一五三
 只見川 一五三
 戸口堰 一五三
 日橋堰 一五三
 島堰 一五三
 高久堰 一五三

清水堰 一五四
 栗村堰 一五四
 牛澤堰 一五四
卷之八十六 一五四
陸奥國河沼郡之二 一五四
 代田組 一五四
 代田組上十七箇村 一五四
 代田村 一五五
 高島村 一五六
 郡山村 一五六
 京手村 一五六
 島村 一五六
 方便村 一五六
 岡谷地新田村 一五六
 堂島新田村 一五六
 鴨田新田村 一五六
 北高野新田村 一五六
 茶磨森新田村 一五六
 大和田村 一五六
 熊野堂村 一五六
 冬木澤村 一五六
 南高野村 一五六

堤新田村 一六七
 原田新田村 一六七
卷之八十七 一六八
陸奥國河沼郡之二 一六八
 代田組下二十三箇村 一六八
 長谷地新田村 一六八
 横堀新田村 一六八
 澤目新田村 一六八
 代田組地理之圖 一六九
 新屋敷新田村 一七〇
 六町原村 一七〇
 鹽庭新田村 一七〇
 原村 一七〇
 藤倉村 一七〇
 槻橋村 一七〇
 倉道村 一七〇
 鹽庭村 一七〇
 駒板村 一七〇
 駒板新田村 一七〇
 藤倉新田村 一七〇
 界新田村 一七〇
 生井新田村 一七〇

稻荷原新田村 一七二
 強清水新田村 一七二
 八田野村 一七二
 漆澤新田村 一七二
 淺野村 一七二
 中林新田村 一七二
 北山新田村 一七二
卷之八十八 一七三
陸奥國河沼郡之三 一七三
 笈川組 一七三
 笈川組二十四箇村 一七三
 笈川組地理之圖 一七三
 笈川村 一七三
 王領村 一七三
 田中村 一七三
 八日町村 一七三
 森寮村 一七三
 竹内村 一七三
 笠目村 一七三
 上垂川村 一七三
 下垂川村 一七三
 中臺村 一七三

米丸村 一九二
 熊川村 一九二
 中目村 一九二
 佐野村 一九二
 五町目村 一九二
 藤常村 一九二
 堂島村 一九二
 北田村 一九二
 栗宮新田村 一九二
 沼上村 一九二
 濱崎村 一九二
 上田谷地村 一九二
 水谷地新田村 一九二
 高瀬新田村 一九二
卷之八十九 一九三
陸奥國河沼郡之四 一九三
 青津組 一九三
 青津組二十六箇村 一九三
 青津組地理之圖 一九三
 東青津村 一九三
 青木村 一九三
 東河原村 一九三

曲沼村 二二一
 砂越村 二二一
 立川村 二二一
 京出村 二二一
 十日町村 二二一
 中目村 二二一
 履杉村 二二一
 村田村 二二一
 御池村 二二一
 谷地村 二二一
 下政所村 二二一
 西青津村 二二一
 大口村 二二一
 笹籬屋敷村 二二一
 船越村 二二一
 見留村 二二一
 新館村 二二一
 蛙田村 二二一
 見明村 二二一
 上宇内村 二二一
 南宇内村 二二一
 北宇内村 二二一
 津尻村 二二一

昭和八年一月二十五日印刷
昭和八年一月三十一日發行

大日本地誌大系 新編會津風土記四

非賣品

版權所有

校訂者 花見朔巳

發行者 東京市麴町區飯田町六ノ二三
長坂金雄

印刷者 東京市澁橋區戶塚町一ノ二三
上田榮吉

東京市麴町區飯田町六ノ二三

發行所

雄山閣

振替東京二四二二七番
電話九段〇五三七七番

大日本地誌大系刊行書目

第廿卷	第十九卷	第十八卷	第十七卷	第十六卷	第十五卷	第十四卷	第十三卷	第十二卷	第十一卷	第十卷	第九卷	第八卷	第七卷	第六卷	第五卷	第四卷	第三卷	第二卷	第一卷
伊勢伊三國地誌	新編鎌倉志・倉攬勝考	五畿內志・泉州志	山州名跡志	山州名跡志	新編武藏國風土記稿十一	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	御府內備考	御府內備考	御府內備考	御府內備考
一					十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	四	三	二	一

第四十卷	第卅九卷	第卅八卷	第卅七卷	第卅六卷	第卅五卷	第卅四卷	第卅三卷	第卅二卷	第卅一卷
新編相模國風土記稿	新編相模國風土記稿	新編相模國風土記稿	新編相模國風土記稿	新編相模國風土記稿	新編武藏國風土記稿十二	新編會津風土記稿	新編會津風土記稿	新編會津風土記稿	新編會津風土記稿
五	四	三	二	一	十二	五	四	三	二

伊勢伊三國地誌
 近江國輿地志略
 斐太後風土記
 攝陽群談
 近江國輿地志略
 雲陽輿地志略
 三州地理志
 御府內備考
 新編會津風土記
 新編會津風土記
 新編會津風土記
 新編會津風土記
 新編武藏國風土記
 新編相模國風土記
 新編相模國風土記
 新編相模國風土記
 新編相模國風土記
 新編相模國風土記
 新編相模國風土記

593
8

